

平成 30 年 第3回定例会

南種子町議会会議録

平成 30 年 9月 12日 開会

平成 30 年 9月 21日 閉会

南種子町議会

平成30年第3回南種子町議会定例会会議録目次

第1号（9月12日）（水曜日）

1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
1. 日程第2 会期の決定	5
1. 日程第3 議長諸報告	5
1. 日程第4 町長行政報告	6
1. 日程第5 提案理由の説明	8
町長説明	8
1. 日程第6 請願陳情委員会付託	11
1. 日程第7 一般質問	11
7番 立石靖夫議員	11
1. 名越町長の二期目最後の政策評価を問う	
2. 陸上自衛隊と米海兵隊合同訓練計画について	
1. 休 憩	25
6番 上園和信議員	25
1. 日米訓練計画について	
2. 農業施設の経営状況について	
3. 商店街の活性化策について	
1. 休 憩	39
9番 西園 茂議員	39
1. 平成31年度のキビ・澱粉用甘藷対策として、キビ・甘藷 振興会との話し合いはやっているのか。	
2. 町長は農業公社理事会で、刈り取り料金の値下げの提案 をしなかったのか。	
3. 町長のトップセールスは大切であると考えてるか。	
4. 職員の業務として、生産・販売の指導努力、営業努力は 率先してやるべき業務として考えているか。	
5. 町民所得は平均して、180万円前後ですが、人口増が 望めると思うか。	
6. 本町の臨時職員の月給、高くて20万円前後だと思うが、	

本町で継続して生活ができると思うか。

7. 生ゴミの堆肥化、大崎町でできて、何故本町でできないのか。

1. 休憩	54
4 番 塩釜俊朗議員	54
1. 災害対策について	
2. 防犯対策について	
3. あおぞら広場避難場所について	
1. 休憩	68
1. 散会	68

第2号（9月13日）（木曜日）

1. 開議	71
1. 日程第1 議案第38号 南種子町税条例等の一部を改正する条例 制定について	71
税務課長説明	71
質疑	72
討論	72
採決	72
1. 日程第2 議案第39号 南種子町地方活力向上地域における固定 資産税の不均一課税に関する条例の一部 を改正する条例制定について	72
税務課長説明	72
質疑	73
立石靖夫君	73
上園和信君	73
西園 茂君	74
討論	75
採決	75
1. 日程第3 議案第40号 南種子町放課後児童健全育成事業の設備 及び運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例制定について	75
保健福祉課長説明	75
質疑	76

広浜喜一郎君	76
塩釜俊朗君	76
上園和信君	76
討論	77
採決	77
1. 日程第4 議案第41号 南種子町福祉事務所設置条例制定について	
て	77
保健福祉課長説明	77
質疑	78
立石靖夫君	78
1. 休憩	80
上園和信君	80
広浜喜一郎君	81
討論	82
採決	82
1. 日程第5 議案第42号 南種子町介護保険条例の一部を改正する 条例制定について	82
保健福祉課長説明	82
質疑	83
塩釜俊朗君	83
討論	83
採決	84
1. 日程第6 議案第43号 工事請負契約の締結について【平成30～ 31年度 西野小校舎建設工事（建築本体 1工区）】	84
管理課長説明	84
質疑	84
討論	85
採決	85
1. 日程第7 議案第44号 工事請負契約の締結について【平成30～ 31年度 西野小校舎建設工事（建築本体 2工区）】	85
管理課長説明	85
質疑	85

1. 休 憩	86
討論	86
採決	86
1. 日程第8 議案第45号 工事請負契約の締結について【平成30～31年度 西野小校舎建設工事（建築本体3工区）】	86
管理課長説明	86
質疑	87
立石靖夫君	87
広浜喜一郎君	87
西園 茂君	88
1. 休 憩	89
討論	91
採決	91
1. 休 憩	91
1. 日程第9 議案第46号 平成30年度南種子町一般会計補正予算（第3号）	91
総務課長説明	91
質疑	93
広浜喜一郎君	94
上園和信君	95
立石靖夫君	97
上園和信君	100
1. 休 憩	101
立石靖夫君	102
広浜喜一郎君	102
討論	103
採決	103
1. 日程第10 議案第47号 平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）	103
保健福祉課長説明	103
質疑	104
討論	105
採決	105

1. 日程第11 議案第48号 平成30年度南種子町簡易水道事業特別 会計補正予算（第2号）	105
建設課長説明	105
質疑	106
討論	106
採決	106
1. 日程第12 議案第49号 平成30年度南種子町介護保険特別会計 補正予算（第2号）	106
保健福祉課長説明	106
質疑	107
討論	108
採決	108
1. 日程第13 議案第50号 平成30年度南種子町後期高齢者医療保険 特別会計補正予算（第2号）	108
保健福祉課長説明	108
質疑	109
討論	109
採決	109
1. 散 会	109

第3号（9月21日）（金曜日）

1. 開 議	112
1. 日程第1 認定第1号 平成29年度南種子町一般会計歳入歳出決 算認定について	112
1. 日程第2 認定第2号 平成29年度南種子町国民健康保険事業勘 定特別会計歳入歳出決算認定について	112
1. 日程第3 認定第3号 平成29年度南種子町簡易水道事業特別会 計歳入歳出決算認定について	112
1. 日程第4 認定第4号 平成29年度南種子町介護保険特別会計歳 入歳出決算認定について	112
1. 日程第5 認定第5号 平成29年度南種子町後期高齢者医療保険 特別会計歳入歳出決算認定について	112
総務課長説明	112
保健福祉課長説明	115

建設課長説明	116
保健福祉課長説明	118
保健福祉課長説明	118
質疑	119
1. 休憩	120
1. 日程第6 委員長報告（所管事務調査）	120
産業厚生委員長報告	120
1. 日程第7 発言取り消し申し出について	124
採決	124
1. 日程第8 発言取り消し申し出について	124
質疑	124
7番 立石靖夫君	124
採決	125
1. 日程第9 閉会中の継続審査申し出	125
1. 日程第10 閉会中の継続調査申し出	125
1. 日程第11 議員派遣	126
1. 閉会	126

平成30年第3回南種子町議会定例会会期日程

9月12日開会～9月21日閉会 会期10日間

月	日	曜	日 程	備 考
9	12	水	本 会 議 (開 会)	1. 議長諸報告 2. 町長行政報告 3. 提案理由の説明 4. 請願陳情委員会付託 5. 一般質問（4名）
	13	木	本 会 議	1. 議案審議 (1) 条例 5件（議案第38号～第42号） (2) 事件 3件（議案第43号～第45号） (3) 予算 5件（議案第46号～第50号）
	14	金	休 会	
	15	⊕	休 会	
	16	⊕	休 会	
	17	⊕	休 会	
	18	火	休 会	
	19	水	休 会	
	20	木	休 会	

	21	金	本 会 議 (閉 会)	1. 議案審議 (1) 決算 5件 (認定第1号～第5号) 2. 委員長報告 (所管事務調査) 3. 発言取り消し申し出 4. 発言取り消し申し出 5. 閉会中の継続審査申し出 6. 閉会中の継続調査申し出 7. 議員派遣
--	----	---	----------------	--

平成30年第3回南種子町議会定例会

第 1 日

平成30年9月12日

平成30年第3回南種子町議会定例会会議録

平成30年9月12日（水曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 町長行政報告
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 請願陳情委員会付託
- 日程第7 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（9名）

1番	河野浩二君	2番	柳田博君
3番	大崎照男君	4番	塩釜俊朗君
5番	広浜喜一郎君	6番	上園和信君
7番	立石靖夫君	9番	西園茂君
10番	小園實重君		

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局長 濱田広文君 書記 長田智寛君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	名越修君	副町長	長田繁君
教育長	遠藤修君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	高田真盛君

会計管理者 兼会計課長	小川ひとみさん	企画課長	小脇隆則君
保健福祉課長	小西嘉秋君	税務課長	小脇秀則君
総合農政課長	羽生幸一君	建設課長	向江武司君
保育園長	園田一浩君	教育委員会 社会教育課長	松山砂夫君
教育委員会管 理課長兼給食 センター所長	島崎憲一郎君	農業委員会 農事務局長	古市義朗君

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（小園實重君） ただいまから平成30年第3回南種子町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小園實重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番、河野浩二君、2番、柳田 博君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（小園實重君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月12日から9月21日までの10日間にし
たいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日9月12日から21
日までの10日間に決定しました。

日程第3 議長諸報告

○議長（小園實重君） 日程第3、議長諸報告を行います。

報告書をお手元に配付していますが、要点について局長から説明させます。局長。

○事務局長（濱田広文君） 御報告申し上げます。

お手元に議長報告書を配付してございますので、お目通しいただきたいと思いま
す。

監査結果報告書でございますが、例月出納検査報告書の平成30年5月分から7月
分までを配付しております。

それから、平成29年度決算審査意見書、財政健全化判断比率に係る審査意見書を
配付しております。

次に、各種行事・業務及び動静については、6月21日から9月11日までの分につ
いて列記しておりますが、その主なものについて御報告いたします。

議長会関係であります。8月1日、種子島屋久島議会議員大会臨時会が開催さ

れ、第8回種子島屋久島議会議員大会が10月3日、屋久島町で開催することが決定されました。

一部事務組合関係であります。7月3日、熊毛地区消防組合議会臨時会が開催され、契約案件1件と一般会計補正予算（第1号）が提案され、原案可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（小園實重君） これで議長諸報告を終わります。

日程第4 町長行政報告

○議長（小園實重君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 行政報告3件について申し上げます。

まず、国土交通大臣杯第11回全国離島交流中学生野球大会について報告いたします。

この大会は、プロ野球元ロッテの村田兆治氏が提唱して毎年行われておりまして、8年ぶりに2度目の種子島開催となったところでございます。

8月7日火曜日から11日土曜日にかけて開催され、過去最多タイの23自治体に参加し、監督や選手、関係者を含め800人余りが集って熱戦を展開し、新潟県佐渡市「佐渡市中学生野球チーム」が見事初優勝を飾りました。

南種子中学校は、残念ながら優勝した佐渡市中学生チームに敗退いたしましたが、すばらしい試合を展開し、選手及び応援者に感動を与えてくれました。

年ごとに参加者もふえ、盛んになっておりますことは大変喜ばしいことであり、今後とも大会参加に当たりましては引き続き支援体制を図ってまいりたいと考えております。このことが交流人口の拡大や本町地域振興につながるものと期待をするものであります。

次に、平成30年産早期水稲について御報告申し上げます。

平成30年産早期水稲については、栽培面積303ヘクタールでありまして、水田の約41%に作付されております。植え付けは平年並みで、生育は4月上旬以降の気温が平年を上回って経過しましたことからやや早くなり、出穂も平年に比べ5日ほど早く進みました。

結果としましては、熊毛・大島地区の作況指数は102の平年並みで、10アール当たり収穫は427キロとなったところであります。

収穫開始は、平年より5日ほど早い7月9日から始まり、収穫は平年並みで、米の検査結果では、1等米比率が27.9%となり、品質は低い結果となりました。その

要因は、登熟期に日照不足の影響で不稔や米の透明感が少なくなったことによる充実度不足であります。

水田農家にとりましては、米価の低迷と品質低下により非常に厳しい状況が続いているところでございます。

次に、畜産について報告申し上げます。

地区畜産共進会和牛の部が、9月5日に種子島中央家畜市場で開催されました。本町から18頭が出品されました。

本町の成績は、最優秀賞に第2部、第3部に入賞しましたが、9月30日、始良中央家畜市場で開催される県畜産共進会には残念ながら選出されませんでした。

熊毛地区のグランドチャンピオンには、第2部、屋久島町の西橋優樹さん出品の牛が受賞しました。

県共進会に出品される4頭と各部の最優秀賞の1席、2席に選ばれた牛の中に、南種子町で生まれた牛が3頭も含まれておりまして、本町の改良技術・育種化、質の高さが証明され、丹精込めて育てた努力のたまものであると思うところであります。

ホルスタインの部は、熊毛地区共進会が10月12日に、県共進会が11月1日に始良中央家畜市場で開催される予定であります。

平成29年度全国和牛能力共進会では、鹿児島県が日本一に輝き、今回は2022年の開催地が鹿児島県で開催されます。鹿児島大会の機運を高め、黒毛和牛の実力を広く県民に知ってもらい地産地消推進の一環として、鹿児島県町村会より100万円の助成金が交付されました。

南種子町で生まれた指宿市の肥育農家で育った黒毛和牛最高ランクの肉を試食する計画であります。

小学校、中学校の児童・生徒の皆さんに最高ランクの地元産和牛と通常ランクの和牛を食べ比べていただく給食に40万円分、60万円分は11月3日に開催されるふるさと祭りで、町和牛部会の方の協力をいただきまして、町民の方に最高ランクの和牛肉を食べてもらいたいと思います。つまり地産地消の振興をこれによって図る計画であります。

本町には、肥育農家がないために子牛生産農家が100%であります。ふるさと納税寄附金の返礼品としまして、本町で生まれた牛の牛肉を返礼品としておりますが、指宿市で肥育を行っている畠久保牧場を経営している上久保操社長さんが、本町の子牛を毎回競り市で多数購入していただいております。娘さんが鹿児島市で経営する株式会社ミートユーで加工され返礼品として協力をいただいているところであります。

今回の南種子生まれの和牛試食についても、上久保さんの全面的な支援協力をいただいているところでございます。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（小園實重君） これで行政報告を終わります。

日程第5 提案理由の説明

○議長（小園實重君） 日程第5、町長提出の議案第38号から議案第50号及び認定第1号から認定第5号までの18件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 提案理由について御説明申し上げます。

今期定例会に提案いたしました案件は、条例案件5件、事件案件3件、予算案件5件、決算案件5件の計18件でございます。

それでは、条例案件から順次、要約して御説明申し上げます。

議案第38号は、南種子町税条例等の一部を改正する条例制定についてでございます。生産性向上特別措置法が施行されたことに伴い、所要の規定を改正するものでございます。

議案第39号は、南種子町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地域再生法の一部改正に伴い所要の規定を改正するものでございます。

議案第40号は、南種子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてでございます。放課後児童支援員の資格要件について改正するものでございます。

議案第41号は、南種子町福祉事務所設置条例制定についてでございます。福祉事務所の設置に伴い条例制定するものでございます。

議案第42号は、南種子町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地域支援事業の任意事業の事業範囲が明確化されたことに伴い所要の規定を改正するものでございます。

次に、事件案件について御説明申し上げます。

議案第43号は、工事請負契約の締結についてでございます。平成30年から31年度西野小校舎建設工事（建築本体1工区）の契約についてでございます。

議案第44号は、工事請負契約の締結についてでございます。平成30年から31年度西野小校舎建設工事（建築本体2工区）の契約についてでございます。

議案第45号は、工事請負契約の締結についてでございます。平成30年から31年

度西野小校舎建設工事（建築本体3工区）の契約についてでございます。

次に、予算案件について御説明申し上げます。

議案第46号は、平成30年度南種子町一般会計補正予算（第3号）でございまして、2億5,328万7,000円を追加し、総額60億3,761万1,000円とするものでございます。

今回の主な補正内容としましては、歳入については、個人町民税、ふるさと応援寄附金などが主なものでございます。

歳出につきましては、ふるさと納税返礼業務手数料、中南衛生管理組合負担金、福祉事務所設置に伴う関連費用などが主なものでございます。

議案第47号から議案第50号までは、各特別会計の補正予算でございます。

議案第47号は、平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）でございまして、療養給付費等交付金償還金が主なもので、1,991万1,000円を追加し、8億6,493万9,000円とするものでございます。

議案第48号は、平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、老朽管取りかえ工事が主なもので、59万4,000円を追加し、4億4,935万5,000円とするものでございます。

議案第49号は、平成30年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございまして、施設介護サービス給付費が主なもので、2,528万8,000円を追加し、7億129万8,000円とするものでございます。

議案第50号は、平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）でございまして、高齢者元気づくり事業業務委託が主なもので、118万7,000円を追加し、9,046万2,000円とするものでございます。

次に、決算案件について御説明申し上げます。

認定第1号は、平成29年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定についてでございまして、歳入歳出決算書に監査委員の意見書及び当該決算における主要な施策の成果を説明する資料等をあわせて認定に付するものでございます。

また、地方公共団体の財政の健全化判断比率についても、監査委員の意見を付して報告をしてございます。

平成29年度の行政執行に当たりましては、長期振興計画を指針としながら、各種施策の事業を積極的に推進し、限られた財源の重点配分とその効率化に努めてきたところでございます。

その結果、歳入総額57億7,681万3,795円、歳出総額は57億3,085万9,624円となり、形式収支で4,595万4,171円の黒字となりました。

このうち、平成30年度への繰り越すべき財源として繰り越した12万1,000円を差し引いた実質収支は、4,583万3,171円の黒字となったところでございます。

また、2,500万円を地方自治法及び地方財政法に基づく剰余金積立金として財政調整基金に積み立てましたので、平成30年度への繰越額は2,083万3,171円となっております。

認定第2号は、平成29年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

事業運営につきましては、被保険者の健康保持・増進と疾病の早期発見を重点課題として取り組み、特定健診の受診率向上と医療費の抑制を図り、国民健康保険事業の本旨を踏まえながら、適正かつ健全な運営に努めてきたところでございます。

その結果、歳入総額10億1,814万9,787円、歳出総額は10億1,324万9,844円となり、形式収支で489万9,943円の黒字となりましたので、全額を地方自治法に基づく剰余金積立金として国民健康保険基金に積み立てたところでございます。

認定第3号は、平成29年度南種子町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

事業運営につきましては、安全で安定した水道水を供給するため、町内施設の維持管理と適切な管理運営の強化に努めてきたところでございます。

その結果、歳入総額4億1,443万9,262円、歳出総額は4億1,150万1,402円となり、形式収支で293万7,860円の黒字となりましたので、全額を平成30年度への繰越金としたところでございます。

認定第4号は、平成29年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

事業運営につきましては、第6期介護保険事業計画に基づき、各事業の充実を図り、健全運営に努めてきたところでございます。

その結果、歳入総額6億5,959万2,539円、歳出総額は6億5,882万7,674円となり、形式収支で76万4,865円の黒字となりましたので、全額を平成30年度への繰越額としたところでございます。

認定第5号は、平成29年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

事業運営につきましては、後期高齢者の保険料の適正な賦課徴収、疾病の早期発見と早期治療の啓発を行い、医療費の抑制を図ってきたところでございます。

その結果、歳入総額8,816万1,410円、歳出総額は8,614万9,087円となり、形式収支で201万2,323円の黒字となりましたので、全額を平成30年度への繰越金としたところでございます。

以上、議案の説明を終わります。各議案の詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議方、御決定をお願いを申し

上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（小園實重君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第6 請願陳情委員会付託

○議長（小園實重君） 日程第6、本日までに受理した請願陳情は、お手元に配付しました請願陳情審査文書表のとおり所管の委員会に付託しましたので、報告いたします。

日程第7 一般質問

○議長（小園實重君） 日程第7、一般質問を行います。

順番に質問を許します。初めに、立石靖夫君。

[立石靖夫君登壇]

○7番（立石靖夫君） それでは、今回の一般質問は名越町長の2期目最後の政策評価について質問しますが、質問事項に的確に答弁をお願いいたします。

私たち同僚議員1人が来年の町長選立候補を目標に議員を辞職いたしました。そのほか2人の議員が立候補を志していると聞いておりますが、名越町長は3選を目指す考えか答弁していただければ幸いです。

総務省は、ふるさと納税による平成29年度の寄附総額が、過去最高の3,653億1,666万円と発表いたしました。鹿児島県は181億円で全国で7位、県内自治体のうち第1位は志布志市で約30億円、2位が大崎町で約23億円で、寄附総額の理由は高額返礼品だと報じられております。

総務省は、昨年7月には寄附額の30%以下とするよう要請をしております。また、本年4月には返礼品を地場産品に限ることも求められております。9月6日の新聞報道では、返礼品の法規制に乗り出す方針を固めたと報じられております。

また、昨夜のNHKのニュースの中では、総務省の要請に従わない場合はふるさと納税自治団体から外すとまで報じられております。

本町ふるさと納税寄附金に関する質問も同僚議員から今まで一般質問で行われてきましたが、私自身も寄附総額の30%が自主財源で70%が仲介業者手数料と返礼品で特に返礼品目に疑問を持っております。

ふるさと納税の目的は、地域活性化のための寄附金であると同時に、全国から寄せられた寄附金を何に使ったかという情報公開や説明責任が重要になると思います。国のふるさと納税寄附金制度の目的と、本町の27年、28年、29年、30年度の寄附額の推移について、町長の答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 今、立石議員からの質問の中で一番最初、私に出馬するかどうかという点については、私に届いた資料にはその点は載ってなかったので整理しておりませんが、申し上げますと、しないつもりでございましたが、後援会からどうしても何とかしてほしいということで、最近受託したところでございます。

それでは、質問に答えたいと思います。

本町が本格的にふるさと納税の取り組みを開始したのは、平成27年10月からでありまして、平成27年度、4,059件の申し込みがありまして、金額として4,815万9,540円でございます。平成28年度は4,624件でございます、金額として2億166万3,767円、それから前年度、平成29年度は8,119件で5億548万9,902円の実績となっております。

なお、平成30年8月現在の申し込みの実績についてであります、申し込み件数として4,514件、3億9,431万5,300円となっております、昨年と比較して3,433件、3億7,386万6,000円の増となっているところでございます。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 議長、答弁漏れがありますので、国のふるさと納税寄附金制度の目的、これについて答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 担当課長から説明申し上げます。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） ふるさと納税の目的についてでございますが、ふるさと納税制度は、ふるさとに対して貢献または応援したいという方の思いを実現する観点から、地方自治体に対する寄附金制度の拡充という形で導入をされているところでございます。

ふるさとの定義については、自分の出身地に限らず応援したいと思う自治体となっております。したがって、みずからが応援したい自治体に寄附をして、寄附者の思いを町政に反映をさせてふるさとづくりを推進していくということを目的とした制度になってございます。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 今、企画課長から説明がありましたが、このふるさと納税の制度の目的としては、地域活性化につなげるというのが最大の目的であります、私は、この中種子町、西之表市の納税から考えると非常に南種子町は突出して寄附金を集めているなどというのは感謝をしているところであります。

要は今まで事業に対応してきているんですが、本当に地域活性化のためになる事

業に充ててるかというのは、ちょっと私は疑問を持っております。町長は、これが適当だろうということで考えているわけではありますが。

それでは、私は、大体のふるさと納税については認識をしておるつもりであります。町民目線でこれからは質問をしていきたいと思っております。

ふるさと納税にかかわる仲介業者手数料は、総務省の指針か、町長と仲介業者の契約か答弁を求めます。

○議長（小園實重君） まずは町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 本町においては、ふるさと納税発送業務委託業者として、民間ポータルサイト、JTBふるぽ、楽天新朝プレス、ふるなび三洋堂の3社と契約を締結しております。御質問の手数料につきましては、国の指針にはありませんので、本町と委託業者3社での取り決めによって契約したところでございます。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 今のところ、町長は仲介業者との契約というような答弁であります。返礼品を30%以下にするようにということで総務省から要請があつてはありますが、町の一般財源として30%、それからあと70%は、その仲介業者の手数料、それから返礼品、これになっているわけですが、私は、あともってまた質問をしますが、非常に手数料と返礼品の割合について疑問を持っております。

そういうことで次の質問に入りますが、平成29年度実績で返礼品の地元特産品と島外品目の割合は、また、返礼品額と返礼品目はどこで誰が決めるのか、町長の答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 平成29年度の本町特産品では、安納芋、タンカン、マンゴーが上位3品目を占めているところでございまして、地元特産品での寄附額は3,194万9,000円となっております。全体寄附額に占める割合は6%程度、島外品目が94%程度となっております。

また、返礼品目につきましては、登録事業者等が決定しておりまして、返礼品目については登録事業者の申し込みにより町が決定をしているところでございます。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 寄附金の額によって返礼品の品目、これが変わってくると思うんですが、だからそれは誰が決めるのかということなんです。町長答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 担当課長から説明をさせます。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） お答えをいたします。

返礼額については、寄附者が返礼品については選択をするわけでありまして、その選択に基づいて地元産品については原価の3割を基本として、返礼の中には原価3割と農家手数料、農家のもうけ分になりますが、これが1割、送料1割ということで5割程度になりますけれども、これに仲介業者、委託業者の手数料が加わって自主財源が3割ということになっているということでございます。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） ちょっと私の質問が前後するのではないかなと思ったりしておりますが、要は寄附額の70%の仲介手数料と返礼品の割合、これを答弁をお願いします。割合。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） お答えをいたします。

返礼品については、ただいま申し上げたとおりでございますけれども、基本的には29年度の実績で、参考までに申し上げさせていただきたいと思いますが、寄附金の総額で5億548万9,902円というのが平成29年度の寄附額の総額になってございます。この返礼品、手数料、事務経費等の総経費が3億532万39円で、寄附総額の69.3%を占めてございます。残り30.7%が町の財源となっているところでございます。

この返礼品手数料、事務経費等の経費の69.3%の内訳でございますが、69.3%が3億5,032万39円ですので、返礼品が2億5,803万8,693円、寄附額に占める割合が51%になります。業者への事務委託手数料が7,803万9,469円、寄附額に占める割合が15.4%、クレジット決済手数料が835万291円で、寄附額に占める割合が0.7%、その他事務経費で589万1,786円、寄附額に占める割合が1.2%ということございまして、先ほど説明をした返礼品の2億5,803万8,693円、割合が51%と申し上げましたが、この内訳として、返礼品が3割を超えているというふうなことになりますけれども、これについては送料と農家手数料を全て含んだ額となつてございまして、返礼品の調達価格原価については3割以下としているところでございます。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） それでは、返礼品の29年度実績から見たときに、電化製品、カメラ等の製品が多いが、その理由は。また、返礼品としてトンミー市場の品目の販売総額を教えてくださいと思います。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） 家電製品につきましては、平成29年度末にふるさと納税の寄附額増を狙った起爆剤としてJTBの協力をいただいて掲載をした経緯がござい

ます。また、トンミー市場における総販売額につきましては、安納芋を初め16品目で2,606万1,750円でございます。

平成29年度からは、地元農家などの所得を少しでもふやすために、人気返礼品でありますJTBトラベルギフトに安納芋、安納豚しゃぶしゃぶ、宇宙食といった地元特産品をキャンペーン商品として提供することで高額寄附者へも特産品のPRを行ってきたところでございます。

こうした相乗効果で地元特産品を伸ばしているところでありまして、平成30年度についてもリピーターの確保に努めておりますので、引き続きふるさと納税の推進を図ってまいりたいと考えております。

なお、電化製品等については今年度から外してございます。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） ことしから30年度から電化製品は外しているということですが、29年度の実績からしたときに、仲介業者の楽天については、地元特産品がほとんどでありまして、安納芋3キロ箱で1,154個、5キロ箱で1,106個、これがほとんどの返礼品であります。仲介業者のふるさとチョイスについては、安納芋10キロ箱約1,112個で、そのほかワインとか焼酎とか、それから空気清浄機、ドクターエアマッサージ、キヤノンデジタル一眼レフカメラ、除湿機、プリンター、ワイド液晶ディスプレイ等、電化製品等が非常に多いわけでありまして。このような返礼品は、地場産品と私は思えないわけです。

例えば、電化製品については、地元の電器店から、やはりこの委託業者が注文をして返礼品として送るということであれば私は納得をします。これが業者優先で、このような返礼品の品目になっておるんですが、ひどいことは、焼酎の魔王、これは今、購入するとすれば2万円恐らくするだろうと思いますが、この魔王を指定をしたのは、どれだけの寄附金をしたのかどうか私はわかりませんが、やはりこういう返礼品の品目については、総務省からも要請があったとおり地元産品を使うよう、この委託業者と協議するべきでないかと私は思うところであります。

このような返礼品、地場産品等、町長はどのように思うか答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 電化製品等については、先ほど課長のほうからもありましたが、既に外しているわけでございますが、地元産品ではないわけではありますから当然のことです。

つまり、国の指摘事項に関する点については、そういう内容を踏まえて全て外していくということをやっていることだけは間違いないわけでありまして。

うちの町の特色としては、最初、私が答弁しました3業者との契約によってやっ

ておりますが、それに必ず地元のものをつけ加えてやっているということではありますが、民間ポータルサイトを利用して人気のあるトラベルギフト等を、そういうことで返礼品としていくということによりまして、ふるさと納税額は大幅に伸びてきているということではないかと思うところでございます。

もちろん地元の特産品を伸ばすことは重要なところでございますが、当該品目を活用することも重要であると考えているところでございます。これを国は、今後規制していくわけにありますから、国の規制については十分守らなければいけないというのは当然であります。そこについては、南種子町の産品でない、契約のそこによってやっていることもございますので、それについても全て地元産品を加えてやらせているということだけは間違いのないんじゃないかと思うところでございます。

地元特産品だけでいいますと、平成27年度から29年度、実績は見てもおわかりのとおりであります。3,000万から5,000万程度のふるさと納税額しかないわけです。そういうような中で、いかにこれを上げていくかということでの国が示されていない点を、それぞれ利用してやっているということだと思います。

平成28年度からJTB等の民間ポータルサイトの活用を始めたことでもございまして、昨年は寄附額は5億円で、申し上げましたが、伸びたわけでもありまして、その内訳は、課長からもありましたが4億円のJTBのトラベルギフトでありますので、これだけでも1億2,000万円が町の財源として入ってきたということは事実であります。

このことからしましても貴重な財源でありますので、今後とも、この当該品目に安納芋などを提供品としてつけるなどをして、相乗効果で地元産品を伸ばす工夫をしながら、寄附の増額を図っていくということの基本にしているということだけは間違いのないと思います。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 29年度の実績で1億5,500万、これが一般財源として入ってくるということで、私は一般財源として入ってくることについては何ら問題はないと、このように思っているわけですが。

次に、ふるさと納税寄附金は、町民全体の地域活性化と地方創生の目玉等に活用されていると思うか、町長の答弁を求めるわけですが、本町ではふるさと納税寄附金活用事業として観光交流事業、教育文化に関する事業、福祉に関する事業、地域社会の実現に向けたまちづくりに関する事業の4事業は、現在までの実績から見て、町民全体の地域活性化と地方創生の目玉に活用されているか、私は疑問の点もあると思います。

これは、いろいろ考え方によっては該当しますよということで、私もそれは否定

はしませんが、まだまだこの町民全体の地域活性化に使えるお金ではないかと思えます。

例えば、29年度実績からして、観光交流事業の種子島観光協会の負担金、約300万円、サーフィン大会300万円、教育文化事業の宇宙留学連絡協議会補助金94万円、宇宙留学実行委員会補助金1,920万円などは、ふるさと寄附金からの支出は適当であるとは私は思いません。

そこで、町長は寄附金を使っての事業配分を、どのような組織で決定しているのか町長の答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 答弁しようと思っていたことについては、議員のほうからの話もありましたので改めてまた説明申し上げます。

活用事業を決定する組織はないわけでありまして、本町の場合は、ふるさと応援寄附金を一般財源化していることもありまして、予算編成の際に寄附金の見積もり額、歳出の要求内容を見ながら事業決定をしておりますので、私が決定しているということで御理解いただいて結構だと思います。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 私は、町長が決定をした事業に対して、いけないということではありません。この透明化するために、やはり協議会をつくって、どの事業に充てようかという協議ぐらいは必要でないかと思うわけです。だから、一般財源だから町長の独断でやっていくというのは、私はどうかなと思っておるところであります。

6月の同僚議員の一般質問の中で、基金を創設して運営する考えはないかということに対して、一般財源でするんだというようなことですから、このことについて何か協議会でもつくってやる考えはないか再度質問をします。答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 方針として、そのように進めてきておりますので、これは現状のままでいきたいと思いますが、議員の思っているような、何々に使ったほうがいいんじゃないかという、そういう提案を住民からもらうことによって、今は一般財源化しておりますので、これをふるさと納税だとか、そういうことではなくて、ふるさと納税ではこういうように多くの寄附金をもらっているという具体的な点については、9月から10月にかけて町民に周知していくという、つまり広報を使って、ここできちんと報告しておりますので、こういうことで明確にしていきたいというのが今の考え方でございます。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 今回、町民に今後周知をしていくと。27年度から始まったこの事業に対して、もう30年度ですよ、町長。これを町民にどのようにしていくのか、町長の一存でこの事業を決定するのではでなくて、地区の公民館長でも集めて、こういう1億5,000万のお金があるが、どのような事業に使おうかという組織を、私はつくるべきでないかと思うんです。

例えば、定住促進のための空き家修理への事業予算、文化伝承事業の地域に伝わる伝承事業予算の地区民負担軽減、南種子町独自の特産品開発事業の予算の拡大、上中商店街の空き店舗活用事業の予算、地域集落共同活動事業補助予算、農業所得向上対策推進事業の予算、集落自治公民館・地区公民館負担軽減、学校図書購入費増額予算、教育環境整備の各学校エアコン設置など、地域活用のための事業に使うべき寄附金だと私は考えております。

28年度決算認定に係る議会要望意見等のふるさと応援寄附金については、地域の活性化対策に活用することの要望意見実現はどのように処理したのか町長の答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 内容的に、相対的に一般財源化しておりますので、それについて前と後ろとの関係が、項目が多うございましたから、そういうことになっておりますが、本町におけるふるさと応援寄附金については、議員御承知のとおり一般財源化しておりますので、観光交流事業、教育文化にする事業、福祉に関する事業、地域社会の実現に向けたまちづくり事業の4事業を中心にしておりますが、歳出の要求内容を見ながら財政サイドで充当しているところでございます。

子ども医療費助成金や敬老金の支給、あるいは町地域公共交通活性化再生協議会負担金でありますとか、種子島路線のバス運行補助などの財源としておりまして、町民全体に活用されていると認識しておりますが、町議会からの平成28年度決算認定に係る要望意見にもありますとおり、地域の活性化対策への活用について、今後事業内容や活用策を検討していかなければならないのかなど、こういうことでもありますので、ふるさと納税をどう使うかということについて町民の意見を聞けというような内容でございますので、一般財源化されておりますから、そういうのを含んでやっていくことを検討していきたいと考えております。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 町長、私がなぜ基金にしないのかと言うのは、一町長の判断でこのように種子島観光協会の負担金、これは今まで何年も純粋な一般財源から町民の税金で負担をしているわけです。

それから、サーフィン大会、約300万ぐらいですが、南種子町の幾らか、この恩

典があっているのかどうか。昨年のサーフィン大会、南種子町の旅館、ホテルには泊まっていないという話なんです。だから、私も、ロケットマラソンをするときには、中種子町、西之表市は50万円しか負担しておりませんでした。平等に宿泊をさせるという方針でしてきたわけですが、この費用対効果があらわれているのかどうか。これは、私は疑問を持っております。

それから、宇宙留学実行委員会の負担金、これもやはり各小学校の児童が少なくなった、だから町全体で留学生をふやしてやろうということで、純粋な町民の税金で負担してきたわけですが、これがふるさと寄附金に変わってしまっていると。

町長は、今、答弁で、一般財源、一般財源、それでいいんじゃないかというような答弁をされているんですが、私はこのふるさと納税寄附金の趣旨からしたときに、やはり町民のためになっているのかということを考えるわけです。

南種子町民は、いろいろ1年間の行事のために、各地区の会費を小さい集落では年間1万二、三千円、上中では4,000円か5,000円かでしょうが、このような負担をしながら年間の行事をし、それで、この文化伝承のために、ふるさとに伝わった郷土芸能をふるさと祭に披露しようということで、やはりこれには十五、六万の経費がかかっているわけです。

こういう事業に当てはめるべきでないかというのが私の質問なんです。だから、町長は、30年度から何とか考えてもいいような答弁をしますが、そのようにするのかどうか、もう一回答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 観光協会のあり方については、僕は苦言を呈しているんです。

今の市町村が負担して、観光協会の会員が幾ら出しているかと。つまり観光協会を、私は南種子町の商工会につくれと言っているんです。今は種子島観光協会の命令、ここには支部長がいるだけで何も観光協会の活動していないじゃないですか。だから本当は離脱したいと、観光協会を。そういうのは、僕は堂々と言っているんです。

今までの負担については、行事をやることに対して、1市2町で負担してきましたから、今後のことについては、そのほかいろいろ今後やるべきことがあるんですが、これについても同額、あるいは人口割とか、そういうことじゃないと負担しないという、内心決めていることもありますので、部分的には、議員のおっしゃるようなことも私も同一でございますから、今言った点については、そういう考えはたくさん持っているわけです。

だから、例えば、今月末にサーフィン大会がありますが、これはサーフィン大会のことを何でせんといかんのかということがありますが、1市2町で協力してほしいということでもありますので返事をしましたが、これは今までの状況として、1市

2町に協力をいただいておりますから、中種子の町長からの提案によって、南種子町を会場としてやるというような状況になっておりますから、それは御理解いただきたいと思えます。

計画については、今言ったことを参考にしながら、今後私は展開していきたいと思えますが、やっぱり一つは、今度のサーフィン大会にも、職員を4人出さんといかんわけです。これは全部運営会社が見るということになっているのに町も負担をしているわけですから、だからそこから日当をもらうようなことで問い合わせろということで、きょう職員から決裁が来ましたから言っておりますが、その辺は今後明確にしていきたいと。

それから、南種子町に泊まらなかった理由というのは、ロケットの関係で南種子町は全部詰まっていたんです。これだけは事実でございますから、だから泊まらなかったのは当たり前です。南種子町がまずロケットの打ち上げ関係で行事がある場合は詰まっていきますので、ここは我々は非常に危惧しているところでございますから、今後そういったことを含んで対応していきたいと思えますが、今回のサーフィンのことについては、全て南種子町に泊まるような状況になっていることだけは事実でございます。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 町長、交流事業を推進するということからするとイベントは大切だと思うんです。だから今、町長が言われた去年の場合は打ち上げ隊がいたから全然宿泊はないと。

企画課長、そうですか。ロケット打ち上げがその時期にありましたか。答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） 宿泊の人数については、今ちょっと私も把握をしてございませんのでわかりませんが、今年度については会場が南種子町ということで、ほとんど南種子町の旅館、民宿に宿泊をするということになっております。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 課長、昨年もサーフィンの大会は竹崎海岸が本元だったんでしょう。だから、町長は、今、ホテル、旅館が打ち上げ隊でいっぱいだったからという答弁をしましたが、そうではないような私は気がするんです。

普通、打ち上げ関係者が泊まる旅館、民宿についてはそうでしょう。だけど、そうでない旅館、ホテルについては何ら話はなかったと、泊まっていないというようなことなんです。

だから、町長の答弁では、議会で予算計上しなさい、こういう答弁がありますか

な。

○町長（名越 修君） あります。

○7番（立石靖夫君） あります。

○議長（小園實重君） 議長を通じて発言願います。

○7番（立石靖夫君） だから、町長がこのような事業に予算配分をするときに、協議会をつくってなぜやらないのか。基金を創設しなさいという議員の質問に対して、いや一般財源でしますということには、私はどうかなど。それじゃ検討してみようかなど。町長、聞いてください。私は思うんです。そうでならないにしても、そういうことができるかどうか検討してみましようという答弁ぐらいはあるのかなと私は思って質問したわけです。

次に移りますが、先ほどの、町民のためにどのような方法で周知していくかという質問をしますが、具体的に町長の答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） これについては先ほど申し上げたとおりでございます。過去3年の寄附金実績等を公表しておりますが、広報紙を通して本年度分については、9月あるいは10月号で全町民に周知をしているところでございますので、10月号に多分内容については詳細にはさせたいと思います。

御指摘のように、今後寄附金の使途状況等については町民に周知を図るべきだと思いますから、そのようにさせてもらいたいと思います。

一般財源化しないということについては、今、うちの人口がわずか5,600人少々で、県下で人口が減っていないのはうちの町だけだと思うんですが、そういった中で、わずか税金が8億円ちょっと、それから地方交付税は20億円でございますから、それで経常経費36億円で経営することについては、事業はほとんどやれない状況でやる中では、やっぱり一般財源としてどうやるのかということで、職員も気を使ってやっているというふうに思っておりますので、こういう形の中で、立石議員からいただいた意見については、全体的には議事録にも出ましようから、それも検証しながら対応してまいりたいと、このように思います。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 次に、7月実施した買い物に関する調査について質問をいたします。

7月発行の広報紙の折り込みの中で、買い物に関するアンケート調査実施がなされましたが、この調査の目的とその結果について。また、商工会とどのような検討をなされているのか町長の答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） アンケートの実施目的につきましては、アンケート用紙に記載しているとおりでございますが、立石議員もお答えいただいていると思いますので御承知のとおりと思いますが、現在、衣料品等を取り扱う店が全くないわけでありまして、買い物に支障を来している方がふえているというのが現状ではございますから、その現状を把握するために、町民に買い物をどこでどうしているのかということなどを把握するために、買い物事情をどのように感じているのかということ聞き取るために実施しました。

目的としては、いわゆる企業進出が、町長と議会宛てに来ておりますので、その結果を踏まえて、どう判断すべきかについて知る必要があるのではやっただというの、結論で言えば、そういうことではございますが、結果は現在集計中でありまして、まとめ次第、町民には公表したいと思うところでございます。

それで、アンケートの集計の結果に基づいて、必要に応じて関係機関と協議をしていくということで、6月の6日に商工会三役が新任の挨拶に来ましたので、私から三役にアンケート実施については伝えましたが、内容について伝えておりませんから、商工会がこの問題について一般的な、基本的な点に問題があるよということなども先にいただきましたので、この辺も総合的には商工会と協議する必要があると思います。

また一番大事なものは、店を持っている人が、そのことによってどうなるかというのは大事ですから、9月には回答してほしいというのは、企業から多分申し入れのとき口頭で言われたような気がしておりますので、やっぱりこの辺は早急に対応する必要があるのかなというのを感じているところでございます。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） このアンケートの目的は、今、町長が答弁したとおりだと思います。

だから、この衣料品店がなくなっても何年になりますか、企画課長、覚えていますか。今ごろそれを目的にしてアンケートをやる。これも商工会とどうしようかというのを早目にするべきでなかったかと、このように思うわけですが。

失礼ですが、松下衣料品店がなくなってから、もう十五、六年ぐらいになると思うんです。だから、これを今ごろ、その衣料品店がなくなったから、このようにやる。もっと早くやるべきであったろうと私は思います。

次に、サムズ出店計画に伴う要望書について質問をします。

平成29年11月21日提出で、西之表市西町5番地、株式会社SOME S、代表取締役池田修氏より、南種子町内出店に伴う御協力要請に関する陳情書が小園議長宛てに提出されました。

このことを町長にはお願いはなかったのか。あったとすれば、どのように要望書に対して処理をしたのか町長の答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 議会にも来ているわけですから、議会がどうしたのかというのをまずは聞きたいんですが、私がそれを踏まえて検討をした結果、その出店計画についてどう対応すればいいのかという考えもあって出店計画についての要望の処理というのは、アンケート結果を今集計中でございますから、もう間もなく出ると思いますので、それを踏まえて、どうかということを検討すると、これは商工会にも伝えながら。

しかし、平均して町民の全体の六十数%が町外に買い物に行っているわけですから、金額的に言うと大変な金額です。

だから、こういうことを考えたら、やっぱり地元でそういった店も1軒はないといけないと思うんですが、その際、今、同じ品物を扱う店が2軒ぐらいあると思いますので、これを大事にしないといけないというのは大きな課題として残るわけです。だから、それは集計の結果によって、私はまた、残っている意見も聞きながら対応していくと。

ところが、南種子町は大変な数の人たちも来ているわけでありまして、打ち上げのときには2,000人か3,000人はいるわけでありますから、H3の関係でも1,500人はずっといるんです。これを考えたときに、やっぱり買い物ができるような店があったほうがいいなというのは感じていると。

以上でございます。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 町長、このサムズの要請に対して、今、町長は議会の様子を見ていたと。こういうことで町長いいんですか。町長宛てに要請が来ているんです。

だから、執行部はこのような方向で進めたいと。議会としては、いろいろルールがありますから、これを文書扱いにしたんですが、なぜなら地元民がこの陳情書を出せば委員会に付託してやるわけですが、議会は議会としてのそれぞれの決まり事があるわけでありまして、やはり町長が議会の様子を見ていたと、その後で判断をしたいというような答弁は、私はおかしいと思います。

次に入ります。陸上自衛隊とアメリカ海兵隊の合同訓練計画について質問します。

防衛省は、中種子町の旧種子島空港などで、10月、陸上自衛隊と海兵隊による日米共同訓練を計画していると発表しました。8月9日に南種子町を訪問し、説明をしたと報じられました。その内容について、なぜ議会にも報告しないのか、その報告しない理由について町長の答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 先ほどの点ですが、私は調査をして、その結果によってやるという考え方でございますから、だから、そのために、結果はもう間もなく出ますから。

サムズさんからは9月までには何とかということを持ってきた段階で言われておりましたから、その時期が迫ってきているということだけは事実でございますので、その辺についてはそういう御理解をお願いしたいと思います。

ただいまの件につきましては、10月予定の日米訓練につきましては、新聞でも報道があったとおりでございます。ことしの3月に発足されました陸上自衛隊の水陸機動団というのが中軸となりまして、水陸機動団と米海兵隊による共同訓練があります。こういう詳細な説明は私にはなかったんです。ですが、それは別として、あるということです。

訓練内容等については、10月上旬から約10日間ぐらい、陸上自衛隊と海上自衛隊、約200人と、米海兵隊の約100人が共同で、水陸両用作戦の能力向上や、米軍との連携強化、南西諸島の防衛力の強化を国内外に示すことが狙いとされております。

米海兵隊が旧種子島空港におり立つほか、陸上自衛隊の長浜海岸、つまり西海岸の屋久島側のほうに上陸が計画されているということをお聞きいたしました。これについては、報道の点からいうとこれだけでございます。

なぜ報告しなかったかという点については、こういうのを報告しないといけないという決まりはどこにあるんですか。私に説明に来たからそれを聞いただけです。これを、こうしようというふうに私は言わなかったわけですから。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 町長、こういう大きい問題を議会に報告する義務がない、こういう答弁をしておれば議会とはうまくいきません。私はそう思うんです。

中種子町にしろ、西之表市にしろ、議会にも報告して、それで今、9月の定例会でいろいろ一般質問でも西之表市の場合は出ているんです。だから、おかしい答弁を私はすると思うんです。

今までが、議会から言われてほとんどのことは、これは議会に説明すればよかったというのは、町長は、今まで言ってきているんですが、こういう大きい問題、なぜなら地元の人から訓練反対の陳情が来ております。私どもは、この内容がわからずに、この陳情審査をするべきかどうか検討しました。だけど、陳情は地元から出てきている以上は、やらんといかんということをするようにしているんですが、町長、もうちょっとやっぱり町民の目線になって、やはり説明をするところはする、協議をするところはする。そうしないと、自分の独断で何もかも進んでいくという

ことは、私は許される問題ではないと思います。

こういうことで、お願いをして私の質問を終わりたいと思います。

○町長（名越 修君） 議長、私に一言言わせてください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 私の部屋はいつも開けているんです。誰がいつ入ってきてもいいと。気づいたら、すぐ連絡したらいいんです。議員は10人、今9人ですがおるわけでありまして、私は1人ですから、職員がこういうことを言ってきたというのは全て私に伝わります。

だから、そういうことで、今後ともいろんなことを含んで疑問点、これはだめじゃないかとか、これはどうなっているのかと言えば、すぐ明らかに、全て明らかにします。隠すことは一つありません。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） あと1分です。

町長、今まであなたの答弁は、町長室は開放していますよと、いつでも来なさい。こういうことなんですが、やはり議会人として、議会全体でこういうことがあるよのだがどうなのか、町長もなぜ説明をしてもらえないのかというのが意見なんです。

だから、いつでも町長室で私は聞きますよという答弁を、1期から今まで何回言ってきましたか。

以上で質問を終わります。

○議長（小園實重君） これで立石靖夫君の質問を終わります。

ここで11時35分まで休憩します。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時34分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上園和信君。

[上園和信君登壇]

○6番（上園和信君） 一般質問をいたします。

陸上自衛隊とアメリカ海兵隊による日本・アメリカ共同訓練が10月、旧種子島空港などで計画されていることが8月10日付新聞で報道されました。それに伴い8月9日に九州防衛局職員が南種子町長を訪問し、訓練計画の説明があったようであります。

九州防衛局からの訓練計画の説明、その内容について詳しくお聞かせ願います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 上園議員の御質問にお答えいたします。

先ほど立石議員の質問でもお答えしたとおりでございます。10月予定の日米訓練につきましては新聞でも報道がありましたとおりであり、ことし3月に発足されました陸上自衛隊の水陸機動団が中軸となり水陸機動団と米海兵隊による共同訓練であるということでございます。

訓練内容等につきましては、10月上旬から約10日間、陸上自衛隊と海上自衛隊の約200人と米海兵隊の約100人が共同で水陸両用作戦の能力向上や米軍との連携強化、西南諸島の防衛力強化を国内外に示すということが狙いとされており、米海兵隊が旧種子島空港におり立つほか、陸上自衛隊の長浜海岸上陸などが計画されているということが内容でございました。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 訓練は10月上旬から中旬にかけて約10日間ほど、このような報道がありますが、旧種子島空港などでという新聞報道でありますので、本町の前之浜海岸での訓練も実施計画に入っているのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 米軍との共同、それについて前之浜でやるということは訓練の中には入っておりません。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 前之浜海岸では実施をされないというふうに捉えていいですね。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） そのとおりだと思います。しかし、決定については私がするんじゃないで、浜、海岸含んで県の許可、国の管理でございますので、私の決定権じゃないとそう思っております。

中種子町は自衛隊の誘致できちんとそれぞれやっておりますので、その辺については議会のほうもきちんとしてやっていると思っておりますが、うちではそういうことはないという判断をしております。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 町長の判断ではなくして、そういう説明はなかったのかということと、町長からそういう質問はしなかったのかということですか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） その辺についてはやっぱり沖縄のようなああいう状態でありまうとか、そのほかを我が町でさせたくないという一つの考え方がありますので、そ

の辺について私としては、ここでやらせてほしいというそれはなかったもので、それについては質問しませんでした。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 町長、さっき同僚議員の一般質問で「議会へのこの説明をする義務はない」というふうに明言をしておりますが、これはやっぱり説明のあった時点で全協でも開いて説明をすべきだったと思います。これも全く議会を軽視した町長の発言とこのように受けとめております。

そこで、その説明があったときに、これは立石議員の質問と重複する面がありますが、議会への全協を開いて説明しなかった、その理由を再度お聞きをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 自衛隊はうちの前之浜でずっと訓練をしておりましたので、その延長的なこととか、そういう大きい問題として私は考えておりませんでした。ですから、こちらではないという判断を、米軍と共同訓練をさせてほしいということは言わなかったもので、それについての特別なことは考えなかったということでございます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） アメリカ軍と日本の自衛隊ですかね、これが種子島で初めて実施する訓練ですので、やっぱりそこら辺を重要視すべきだったんじゃないかなと思います。

正式に決定通知が来ると思うんですが、そのときに住民に対する周知徹底をお願いしたいと思いますが、その件についてはどうですかね。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） その許可について、私、決定権を持っているのは、前之浜の町の簡易施設、展望台をつくっておりますから、柳田長谷男町長のときにつくったあれと、広浜議員が建設課長のときにつくったサッカー場。サッカー場を県に対して貸すかどうかというのは私の決定権あって、あとについてはそういうことがなかったので、状況としてはその辺でとどめているということ。

それについて向こうを使うということであれば私が許可するかどうかということになります。前之浜への上陸、多分、下中川のほうが広いですから、幅が、向こうでやるということであれば、当然鹿児島県の国の許可の許容範囲でございますので、その辺も含んで私は従来の訓練と同じような感覚で考えておったということ。知らせなかったというのは実情でございます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） この訓練に対して九州防衛局から中種子町に正式な通知がある

んじゃないかと思うんですよ。訓練の内容について。そのときに南種子町長も町民に対して周知徹底をしてほしいと。議会にも全協を開いて説明もやっていませんので、広報紙等を通じて周知徹底をしてほしいという質問です。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） それについては当然のことながら自衛隊の協力会もあるわけにありますから、種子島合同庁舎に事務所もありますので、そこと連絡をとって同じような説明をするように連絡はとりたいと思います。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） それでは、次の質問に移ります。

キャトルセンターと堆肥センター、一般会計で処理をしている関係から、この両施設が順調に運営されているのか。農業全般の振興・発展につながっているのか。堆肥センターを通じて土壌の生産能力の維持・増進と農産物の生産性向上が図られているのか。住民にはその経営内容は全く見えない状況にあります。

そのような関係から私は9月の定例会の一般質問に取り上げて経営内容をただし、議会だよりで町民に報告しているところであります。

肉用牛キャトルセンター、平成22年4月22日に子牛受け入れを開始し、本年度で開設8年目となります。建設費は1億7,349万3,000円、起債借入額は1億120万円となっているようです。

当初計画では、子牛常時200頭、年2回転の年間400頭を預かり、成牛は20から25頭を受け入れるとの方針でありました。が、開設当初から子牛預託数が計画を下回り、赤字経営が続き経営改善の兆しが見えない状況にあり、厳しい経営環境下に置かれているようであります。

質問ですが、肉用牛キャトルセンター、平成29年度の経営状況についてお尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） キャトルセンターの運営状況についてであります。年間受け入れ頭数は、平成29年度実績で238頭でありまして、預託率は預託計画の60%、競り出荷状況では260頭、預託農家戸数は24戸でありまして、前年より3戸ふえている状態であります。

収支決算につきましては、平成29年度実績で収入が2,386万1,881円でありまして、支出が2,487万1,406円でございますので、100万9,525円の赤字の状態であります。これにつきましては30年度以降、年度途中で農家のほうから値上げをしていいんじゃないかという提案がありまして、そのことによって30年度は黒字化を目指すという現状の頭数でもいけるような状態になっていることだけは間違いありません。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 今の答弁によると、29年度収支状況は100万9,525円の赤字決算ということであります。28年度が644万2,000円の赤字ですので、比較すると赤字額が543万3,000円、大幅に縮小されているようです。ようやく経営が軌道に乗りつつあるかなというふうに受けとめております。

これはただいま町長からも説明がありましたように、平成29年6月預かり分から預託料を1頭1日500円を700円に、200円引き上げたその効果によるものと思えます。今後はその預託率を100%までに引き上げていくことによって、結果はよい方向に進んでいくのではないかと思うところであります。

本町の畜産農業の現状について2点質問いたします。

現在の畜産農家数と飼育頭数、直近の競り状況と種子島の平均価格、この2点についてお尋ねいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 町内の畜産農家戸数でございますが、84戸でございます。昨年からは4戸減少しております、子牛生産用母牛頭数は1,783頭であります。横ばいからやや微増傾向にあります。

競り状況でございますが、直近の競り状況は、7月24日から25日開催された子牛競り価格は種子島中央家畜場平均で66万3,705円ございました。前回より5万8,000円安くなっております。前年同期間に比べて4万4,000円安の状況で推移をしてきているところでございます。やや価格は下がっておりますが、東北の震災、宮崎の口蹄疫、畜産農家の高齢化による子牛生産農家の減少によりまして、依然として子牛不足傾向にありまして、今後も高値が続くと予想しているところでございます。

種子島市場の子牛の平均であります、これは販売価格でございますが、平成21年から申しますと、わずか33万3,560円であったものが、ずっとだんだん上がってまいりまして、26年には51万8,554円というようなことで、それが現状では70万8,543円ということになっております。これはちょっと平均と子牛価格の価格のちょっと違いがありますが、27年はだんだん高くなってきておりますね。27年が82万7,545円、28年が75万8,541円、29年が72万5,646円と、30年度は70万8,543円ということで、ちょっとやっぱり低くなる傾向にあることだけは数字の状況が示しております。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 総合農政課長、キャトルセンターで飼育していた子牛、これ7月24、25日の競りに何頭か出荷をされて平均価格は幾らで売れたか、お尋ねをい

たします。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 7月24、25日の子牛競り市状況ですが、本町から187頭の出品がありまして、そのうちキャトルセンターについては29頭であります。価格につきましては、南種子町187頭の平均で62万円、キャトルセンター平均で59万9,345円というような状況で、約2万円ほどの安というような状況であります。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） キャトルセンターで飼われた牛が2万円ぐらい安く取引されたということですが、飼料も濃厚飼料を与えて職員も置いてしっかり飼育をしていたと思うんです。2万円の差というのが、ちょっとやっぱり大きいと思います。

次に堆肥センター、平成22年10月から堆肥製造が始まり、本年度稼働8年目となるようです。4億2,776万9,000円をかけて建設。ちなみに起債借入額は2億7,950円となっているようです。

家畜排出物等の有機質資源を堆肥化处理し、良質な堆肥を町内農家に還元して、土壌の生産能力の維持・増進を図り、家畜環境保全と資源循環型社会形成を目指し、農業振興に資する。これが設置目的のようです。

この施設も毎年赤字経営が続き、農産物の生産性向上につながっているのか、ちょっと疑問視するところであります。

堆肥センターの平成29年度経営状況についてお尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 堆肥生産の平成29年度の堆肥製造量でございますが、1,962トンでありまして堆肥販売量は1,269トン、販売価格が988万356円でございます。支出は2,257万4,325円でありまして、つまり収支は1,269万3,969円の赤字の状態であります。

内容につきましては、質問に応じてまた担当のほうから説明申し上げます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 決算状況はたしか私が調べたところ1,269万3,969円赤字決算とお聞きをしておりますが、ちょっと数字にずれがあるようですが、それはそれでいいと思いますが。

この前年度を見ると229万円ほど赤字が改善されているということで、堆肥センターもいい結果で運営されているように思います。

この堆肥センターの経営状況を年度ごとに見てみると、1,000円以下は切り捨てております。平成26年度、この堆肥センターとキャトルセンター合わせた赤字が2,020万7,000円。2,000万を超えております。27年度も同じく2,966万8,000円の赤

字。それから、28年度が合わせて2,102万7,000円の赤字。29年度が1,370万2,000円の赤字となっているようです。

次の質問に移りますが、家庭や事業所から出る生ごみ、堆肥の原料とするため堆肥センターに収集運搬をされております。選別や分別が悪く、堆肥化は行っているが、堆肥として販売はしていないということですが、堆肥化はしているが販売はしていない堆肥、どれぐらいの量がどこに保管されているか、お尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 生ごみを原料として製造した堆肥の量というのは、製造発酵槽に約70トンが保管されているのが現状でございます。広いところに、2番目のところに生ごみの隣に保管しているのが70トン保管されているという状況でございます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 相当な経費をかけて運搬をしている生ごみが、堆肥化はしているが販売ができない状況だと。それが70トン、堆肥センターに保管をしている。その70トンをどう処理処分をしていくか、お尋ねいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） それについては實際上、旅館とかホテルなんかで使った銀紙が入っておりまして、それが小さく光ったまま銀色で光っておりますから、これを畑に振るとするのは不可能だということで保管しておりますが、これは今後、やっぱり山になるようなそういうところにするとか、基本的にはやっぱり花園で畑にしないそういったところに使うとか、そういう点については無償で差し上げて処理をしたいと思うところでありまして、この辺は公園の花木類の有機肥料として処理していくということを基本にしておる状態でありますから、この辺についても広報するなりの方も考えたほうがいいのかなと、こう思うところでございます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 町長、産業厚生委員会では7月30、31日の2日間、所管事務調査として大崎町の有機工場、いわゆる堆肥センターですね、トリサイクルセンター、そういう施設4カ所を視察研修してきました。

大崎町の有機工場、運営を民間委託し、社員2人で原料の受け入れから堆肥製造、販売まで行っているということ。工場の休みは日曜日のみ。南種子町は土日休み、祝祭日休みですね。

家庭や事業所から持ち込まれる生ごみは異物の混入が非常に多いということです。除去は職員が手作業で行っていると。それでも完全でないので、ベルトコンベアに強力な磁石を取りつけ取り除いているということです。余りにも多い場合は、写真を撮って、その自治会に受け取れない旨を伝えて生ごみを容器ごと返却するなどし

て、異物が入らないよう指導を徹底しているということです。南種子町はこの異物が入らないように防災無線で呼びかけるとか、そういうことも一回も聞いたことがありません。そのように徹底をしている。生ごみの堆肥化については、職員の創意工夫、努力によって良質な堆肥に生まれ変わっているということです。こういうことを研修してきました。

町長も大崎町の有機工場には何回か視察研修はしていると思いますが、堆肥製造を実際に見て体験して聞いて研修してきたことが南種子町の堆肥センター経営に生かしていないと、私はこのように感じております。

この件については、9月定例会最終日に所管事務調査の委員長報告で詳しく報告することにしております。

堆肥センターの民営化ですが、本年4月に入って、山有さんという企業と民間委託についての協議が行われているようです。町長は29年度中には民間委託するというふうに本会議で明言をしております。そういうことも含めて堆肥センターの民間委託、どのような方向で進んでいるか、民間委託は実際に可能なのか不可能なのか、お尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 6月の議会終了後、これは6月21日の議会の全員協議会において、私が堆肥センターの運営についての民間委託の状況について報告したところがありますが。

町堆肥センターは農業振興には欠かせない重要な施設であると私はずっと認識しているわけでありましたが、結局、堆肥センターをつくって1年たたないうちに職を失いましたので、4年間は完全に無法状態でありました。その後、入ってみたら、3年前では私が入って5月の末に菌を500トン送ってきました。だから、菌は入れずに年間平均してほんのわずか1,000トンも買っていないわけでありまして、普通の堆肥みたいなのを農家には買ってもらっていたんじゃないかなと思うところがございます。それは別といたしまして、そういう状態ではどうしようもないので、やっぱり山村菌を使って、それを使っている農家ですね、例えば米でいえば何人か米をつくっている人がおりますが、やっぱり600キロ以上とっているわけですね。とったという宣伝はなかなかしないのが残念ですけども、さとうきびについても8トン、10トンとっているんですよ。それから甘しょについても100俵以上とっていると。これは農協の状況からしても、報告でありましたとおりでございますから。ですけど、やっぱり町としては民間委託ということで折衝を重ねてきたんですが、やっぱり相当高くつくということがはっきりいってわかったわけでございます。現在の直営方式を軌道に乗せる行政責任を確保しながら、第三セクター的な方式か

指定管理方式に移行して農業振興を図ることを当初目指してきておりましたから、運営開始から堆肥の製造量もふえずに厳しい経営状況にあるというのが現実であります。

適正な運営改善策としては、町が直営で行うよりも民間の能力や専門知識、ノウハウを生かしたほうがより効果的で効率的な堆肥センターの運営ができるというふうにこれは確信をしているわけでありまして、民間に引き継ぐ方向で進めてまいりました。試算をもとに内部検討した結果、平成30年度の予算を見ても1,000万円の赤字となる見込みでありまして、プラス委託料で1,000万円増加するということになれば、これまでの南種子町議会の意見等も踏まえると不可能であるという判断をしたところでございます。

したがって、本町の主要作物であるさとうきび、サツマイモ、水稻については、何といても山有の山村菌を使うことによって金肥が一切要らないというそういうことでございますから、石灰も補助金を出して散布する必要はないというのが実情でございますが、なかなか担当課は農協と一体になっておりますから、この辺の宣伝が進んでいないというふうに、課長を後ろにして申しわけございませんが、そういうのが私の考えでありまして、これをやっぱり改革しないといけないんですが、今度は堆肥の原料が集まらないんですよ。町に堆肥を出している農家というのは、20何戸でありまして、80何戸あるわけでありまして、これは町が敷わらを提供しないと町には出さないというようなことになっておりまして、その辺の工夫をする必要があるということでございますと、これを農家全体に対する敷料の提供とかこれを工夫する方法も含んで、今後やっぱり製造方法を変えるということが大事かと思っておりますのでありまして、引き続き、山村菌つまり種菌については購入をさせていただきながら、製造技術についてアドバイスを受けるという、こういうことでほぼ今話し合いが済んでおりまして、量的に相当せんといかんという点でいきますと、やっぱりでん粉かす、焼酎の搾りかす、そのほかの鶏ふんとかですね、それを入れることによってまともな菌として山村菌ができ上がると思っておりますから、こういうことを今後山村さんとも十分協議しながら続けていく方法をとりたいということは、堆肥を増産、今、29年度は3,000トンを目指しているわけでありまして、これはちょっと難しいのかどうかわかりませんが、これをやっぱり1万トンぐらいにするには、でん粉かすとかそういうものを全て入れることでないとできないというのがわかりましたので、この辺ちょっと勉強させて努力してみたいところでございます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 私の質問は民営化するのか、しないのか、断念したのか。そん

なくどい答弁じゃなくて、私の質問に明確に答えてください。堆肥の製造過程とかそういうの要りませんので。

民営化を断念して直営で今までどおりに経営していくのかどうかについて、答えてください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） そういうことでございます。やっぱり断念をして直営、今のよ
うな状況でやっていくという。具体的内容については担当課長から説明させます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） これも今までどおり運営するということです。

生ごみを製造しているが、堆肥として使えないということだろうと思いますが、この生ごみの処理を堆肥センターからコンポストに切りかえるようですね。そのために平成30年度の一般会計補正予算（第1号）にコンポスト購入費94万円が計上されております。私はもう既にこのコンポストも設置をして堆肥センターからコンポスト処理方式に切りかわっているものと思っていましたが、そうではないようです。予算執行はこれからとのこと。

コンポストの設置基数ですね、それから切りかえ時期、コンポスト方式に切りかえても当然異物の混入はあると思います。異物が入らないように町民、事業者に対してどう指導していくか。この3点について答弁をお願いいたします。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） お答えいたします。

コンポストの予算については議員御指摘のとおり6月の議会で議決をいただいたところでございます。

まず、コンポストの設置基数でございますが、生ごみの実績量から換算しまして、60基を設置する予定でございます。大型で特殊であることから納品に期間を要するというので、納期を11月末としているところでございます。

現在、コンポスト設置場所の整備を行っているところでございまして、来年、平成31年1月を堆肥センターから切りかえる時期と考えているところでございます。

異物の混入防止についてでございますが、昨年、一昨年と拠点収集単位で集落ごとに説明会を実施をしております。全部で41カ所行ったところでございますが、800人以上の出席をいただいたところでございます。その中でも異物混入防止についてお願いをしているところでございます。

また、12月に予定しています事業所及び堆肥センターに持ち込みをしている個人の方を対象にして、生ごみの処理説明会を実施をする予定でございます。その折、異物混入防止について、再度徹底した指導を行ってまいりたいというふうに思いま

す。また、広報紙等を活用したごみ減量化及び分別の徹底についても啓発を図ってまいります。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 大崎町に習って徹底した指導をお願いしたいと思います。

総合農政課長、霧島市の山之内商事にペレットの機械を見に行きました。そこで南種子町の粉堆肥を持って行ってペレット化になるかどうかというのを実演したところ、立派なペレットに生まれ変わりました。これを産業厚生委員会の全員が目にしたところです。

農家から堆肥の一部をペレット化してほしいとの要望もあるようですが、ペレット化することについてはどう考えているか。もしペレットをする場合、機械も相当高価なようです。幾らぐらいで買えるのか、総合農政課長にお尋ねいたします。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 堆肥センターの粉堆肥のペレット化についてですが、堆肥センターの当初計画でばら堆肥で1,700トン、袋堆肥で423トン、2万8,200袋という形で計画しておりました。ばら堆肥につきましては計画達成ができそうですが、袋堆肥につきましては計画の10%であり、袋堆肥の販売対策が経営改善の大きな課題となっているところであります。

農協が製造している堆肥も固形のペレット堆肥が大半を占めているような状況であります。農家からも袋堆肥のペレット化という要望ありますので、町堆肥センターとして同施設と同規模のJA種子屋久や県内、宮崎県で導入されている同規模の施設調査を総合農政課で実施したところであります。

袋堆肥のペレット化は、堆肥センター運営改善で早急に取り組むべきと考えまして、ペレット化といっても現在の牛ふん主体を堆肥ペレット化するものでなくて、肥料成分の高い豚ふん、鶏ふん等を混入させて製造など、今年度中に試算、検討を行っているところであります。

ペレットマシンの価格関係ですが、ペレットマシンにつきましては町堆肥センターに既存の袋詰め機があるわけですが、それを活用した形で今、仮設計、仮見積もり等現場調査をしてもらいまして、概算幾らかかるかという試算を行っているところであります。同規模のペレットマシンがJA種子屋久の中種子町のほうに入っておりまして、平成22、23年度に導入されたもので、袋詰め機まで入れまして3,700万円、ペレットマシンのみで2,800万円というような形であります。

今後、導入に当たりましては、国庫の2分の1補助事業が該当するというような状況でありますので、この事業活用も含めて検討に入っているところであります。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 総合農政課も職員が一体となって堆肥センターとキャトルセンターの経営改善に努力している姿が見受けられますが、なかなかこの赤字経営から抜け出せない、それが現状のようであります。

堆肥センターを見てみると、供給と需要のバランスがとれていない。需要に対して供給量が絶対量不足していると。これが赤字を生み出す大きな原因ではないかと私なりに分析をするところです。原料をしっかりと確保して製造体制を確立し、需要に対し供給量をふやしていく体制づくりを構築して経営の健全化に取り組んでいく必要があるのではないかと思います。

町長、先ほど直営で経営をしていくということを明言されましたので、そのキャトルセンター、堆肥センターの改善の見通し、いつごろを見ているか、町長の所信をお聞かせください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） この辺については来年度選挙の年でありまして、町の予算についても今回の補正で60億という相当な額でありますから、歳入歳出のバランスをとるとき非常に苦しい状況でございますが、やっぱり施設改善をしていく必要があると思っておりますので、農業の土台となる農地、土、地づくりが一番大事でありますから、農産物の生産性の持続を高めるためには何といたっても良質堆肥の投入というのが、堆肥による土づくりしかないとは私は断言したいと思っております。これが農業振興に必ずつながるという確信でございます。

私も30年度、自分で水田を17アールつくりましたが、もう実績以上にありましたので、これがやっぱり金肥を使わない堆肥だけでいいということでもありますから、これをやっぱり進める必要があるという、そういう思いを含んでもうかる農業の実践をさせることが農家には絶対必要だと思います。つまり堆肥センターは宣伝や実証、PR、販売窓口の拡充でありますとか、袋詰めですね、堆肥のペレット化などによる利用者の拡大、運営改善を図らなければならないと思うところがございますので、活用を推進してまいりたいと思うところがございます。具体的な点はありますけれども、一応そういうような考え方で進みたいと思っております。

キャトルセンターにつきましては、預託料金の引き上げにより運営は改善されましたが、預託頭数が減少傾向にあるということだけは事実でございますから、施設のコスト低減を図らなければいけないんじゃないかということで、預託料金も引き下げられないかというような、この辺について努力をして検証してまいりたいと思うところがございます。

畜産農家の子牛育成、労働力の低減、それから畜舎等の投資抑制等を図り、飼養頭数の規模拡大や高齢者の経営維持によって畜産振興を図らなければいけないとい

うことになると思います。

町のキャトルセンターにつきましては、屋久島のキャトルセンター、先般、担当課長含んで職員含んで行ってまいりましたが、繁殖牛の旭牧場の運営方式を絶対参考にする必要があると思いました。専門知識を持った責任者がいるかないかによって、これは全然変わるということだけは間違いないというのを確信した次第でございます。

私としては、やっぱりそういうのも配慮しながら、他市町村に負けないような質の高いもと牛対策など、拠点施設としてさらなる内容の充実を図っていく必要があると思えます。これは先ほどの競りの販売でもわかるように、うちから出た中種子町、西之表市で飼っている子牛が親牛になってそれが今回の競りの3等に入ったわけでありますから、これを考えたときに、やっぱり良質牛を生産する方法としては屋久島のやり方というのはいいいという判断をしているところであります。

今後、両施設とも質の向上に努めて農家への啓発活動、利用促進を図ってまいりたいというのが現在の私の考え方でございます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 次の質問に移ります。商店街の活性化策についてであります。

町長は本日の同僚議員の一般質問で「県下で人口が減っていないのはうちの町だけ」と発言がありました。昭和30年ごろは1万3,000人を超えていた人口が、現在は5,000人台。これで人口が減っていないと私は言えません。町長がこういう感覚であるから、人口はどんどん減少しているというふうに捉えております。

中心商店街の駐車場・トイレ設置の件であります。このことについては南種子町商工会長、寺田榮一郎氏、上中本通り会会長、船川隆一氏、南種子町公民館婦人部連絡協議会会長、古市雪枝さんの3団体の連名で、平成29年5月10日付、中心商店街の駐車場及びトイレの設置についての陳情書が出されて、産業厚生委員会で審査の結果、採択すべきものと決定をし、29年6月定例会議で採択をされた経緯があります。

また、名越町長は町長選挙の立候補に当たって、全町民の福祉向上と南種子町発展のため全力で取り組みます。その中でまちづくりに向けた13の項目を掲げており、その6項目めに商工会との連携による商店街の活性化と市街地の中心に駐車場とトイレの設置を掲げております。

この駐車場とトイレ設置。団体の希望場所の第1は、旅館ゆり裏側の空き地、第2希望が旧南種子駐在所跡、第3希望が旧図書館跡となっております。土地の取得やさまざまな事務処理等、駐車場・トイレ設置に向けての動きが全く見えない状況にあります。駐車場とトイレ設置、どのような状況で進んでいるかお尋ねをいた

します。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 答弁の前に、人口が減っていないというそういう感覚ではということではありますが、私は人口が減っているとばかり言っていたわけですよ。ところが、これは毎年七、八十人ずつずっと減っているわけですから、それがここ1年間でとまっているという、その点でいうと、前年度に比べて、年度1年間では170何人ふえていたというのが実情でございますので、そういう点の一点を言ったわけでありますので。人口減少というのは、今それぞれ企画課のほうで本町のPRいろいろやっておりますが、それによって保たれているのかなということも含んで申し上げた次第でございます。これはやっぱり減る傾向というのは、国、県の統計で明らかなおりでございます。

上園議員の御質問でございますが、昨年の6月の定例議会で陳情を採択された上中中心商店街における駐車場・トイレの設置の陳情でございますが、目的は中心市街地の活性化でございますので、どのような対策が効果的なのかということについては、現在、使える事業調査、設置場所、費用対効果などを検討を進めてはおります。でも、はっきり言ってやっぱり一番近いところがいいというのは、私が落選する前のその辺ではほとんど決定して話も済んでいたわけですが、その場所が今完全に駐車場になっております。これについて今は月額で2人の旅館・ホテルの経営者が借りているわけでありまして、そういう話もきちんと両者にもしております。現在、やっぱりその場所につくるには最低女性用で2つ、男性用で1つのトイレ、それから何人かの休憩所をつくるということになると、やっぱり数千万かかることを考えると、本年度中につくるというのは困難だと思いますが、構想については十分踏まえた上で次期に対する提言というか、そういうのを残すような形にしていきたいと。その辺の話については、前任の所有者についても話は通じておりますので、御理解はいただきたいところでございます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） つくる方向では進んでいないということですよ。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） それはつくるという方針は確実にして、そういう折衝を今、借りているお二方とそれから所有者には話をしているが、本年度中には予算というのはできないので、30年度中にはできないんじゃないかということ予想しているところでございます。

○議長（小園實重君） 上園和信君。

○6番（上園和信君） 30年度中には無理ですよ。7カ月しかないです。ということ

で、町長はこうして約束したにもかかわらず、実施していない、手をつけていない事業がまだ幾らかあるように思います。

きょうの同僚議員の一般質問で次期町長選挙への出馬について聞いたところ、「後援会からの要請があったので受諾しました」という答弁であります。これは受諾でなくして立候補しますと、やっぱり現職町長ですので明言をすべきだったと私は思います。このことを申し上げて一般質問を終わります。

○議長（小園實重君） これで上園和信君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を午後1時30分とします。

休憩 午後 0時28分

再開 午後 1時27分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、西園 茂君。

[西園 茂君登壇]

○9番（西園 茂君） 一般質問いたします。

異常事態とも言える自然災害が続いております。いつ何どき、我が町でも災害が起きてもおかしくない時代に思えてなりません。過剰とも言える備えを準備しておくことが必要だと感じています。

ロケット祭りも、町民が楽しいひとときを過ごしたのではないかと思います。また、今回の補正で、ふるさと納税、昨年5億円を超えていることに驚いています。総務省より、ふるさと納税、危機的状況の情報もありましたが、職員の頑張りが評価できると私は思います。なお一層の人気ある地元返礼品の開発に努力していただきたいものだと思います。また、納税者に感謝いたします。

さて、先日の5月12日にきび甘諸振興会役員15名と新光糖業、農協、総合農政課を含めての議員と語る会を実施しております。私の目的は、振興会の自主的な生産数値目標の設定と、各農家の自己責任において確実な生産達成が狙いで、参加をいたしております。それなりの発言をしましたが、農家がどう受けていただいたのか、わかりかねます。

ですが、29・30年産のきび作は史上2番目の不作となり、次年度に期待したいと思いますが、その後、次年度に向けての振興会との対策会議は実施したのか、質問いたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 西園議員の質問にお答えいたします。

きび・でん粉用甘しょ対策として、町きび甘諸振興会との話し合いにつきましては、振興会長や役員から、低反収対策として、中種子町が行っている国の補助事業に上乗せした農家負担軽減対策を行ってほしいという強い要望が来ておるところであります。担当課のほうへの希望も出され、話し合いは実行しているところでもあります。

中種子町は、昨年からことしにかけて、総額9,700万円の町単独助成を実施し、さとうきび栽培面積の確保に努めております。本町といたしましても、次年度対策として、本年度の夏植え、秋植えについて、国のさとうきび等生産性向上緊急支援事業により、地力増進対策、肥培管理対策、機械化の推進事業を導入し、農家負担3分の1の事業を進めてきているところでもあります。

また、平成31年度対策として、国庫補助が31年度春植えから事業対象から外される関係もありますので、町単独のさとうきび振興対策を、春植えの新植対策事業を私としては実施していく方針であります。

○議長（小園實重君） 西園 茂君。

○9番（西園 茂君） 昨年の我が町の実績ですけれども、御存じだと思うんですけども、きび作農家で278名、面積で474ヘクタール、10アールの反収が4,605キロ、4トン600ですね、全体の生産量が2万1,832トン、栽培の筆数も2,084筆ということで、詳しくわかっているようで、種子島でも一番の1戸当たりの面積が1町7反と非常に多い面積で、生産量も1戸当たり78トンというふうな実績でございます。

ですが、反収が島内で一番低いということで、町長が今、来年度の対策として、春植え関係の助成措置をやりたいという内容だったんですけども、それは非常にいいことだとは思いますが。

ただ、私も何度となく言っているんですけども、今後、どうしてもきびについても安定多収という形になると、地力関係が一番大切だと思います。ですから、私が振興会の役員との話し合いをしきりに言うのは、例えば春植えに対しても何町歩ぐらいつくりたいと、一個人個人の作付面積と、それに対する堆肥の量がこれだけ要りますという調書をとって、町が対応できる分と、それから内地から導入せんといかんという数字は明らかになってくると思うし、またお金がないので堆肥を入れられないという話についても、直接生産者と話をするわけですから、どうにかやってみようといういい案も出てくるかと思うので、何年来、非常に苦しいきび生産を行っている中で、運転資金がないというのは非常に困っている現状がありますので、そういう農家に直接会って話を聞くと。

それから、自分の目標については責任を持って達成してもらおうという考えを植え

つけないと、いつまでも農協が役場がというような時代は既に私も終わっていると思うので、そこら辺の考え方も変えてもらうようお願いする意味で、農家との聞き取り調査関係ができないものか、こういう提言をしているわけですがけれども、どうでしょうか、町長。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） ただいまの御意見は本当にごもっともなことだと思うんですが、私は地力増進を図らないと反収は上がらないということだと思うんですよ。それは、金肥をたくさんやって、それで反収が上がったとしても、今度はまた石灰を振らんといかんわけですよ。だから、それをなくする方法というのは、私は最初からとっている堆肥生産であります。生産量がだめですから、生産量が幾ら必要かというのは担当課で計算をさせまして、一挙にいかないということがはっきりわかりましたから、しかし今度は方向を変えて、でん粉かすとか、いろんなものを全部やるような方法というのは山村菌の大もとで指導を受けるよりほかはないですよ。

つまり、ノウハウになっている部分がありまして、それをここで全部当て任せるというのはできないというのが1つあるわけでありまして、その辺で担当課のほうとしてもきちんとそこは踏まえているわけでありまして、これは私と山村さんとの話がはっきり言って今はできていないわけでありまして、これをすることによって、やっぱり考えないといけないのかなと。

はっきり言いまして、春植えの関係でお金を1万円以上配ろうという考え方ももちろん持っているわけでありまして、今、西園議員の話を聞くと、どうするかというと、堆肥生産は少なくとも、鹿児島からも船で積んでくる対応の方法というのも講じながら、それに応ずる、それができるんじゃないかというのも、今、話を聞いて思った次第でありまして、総合的には町での生産が行き届かない場合は、鹿児島から直接持ってくることによって、そういうことも可能だと。

農協が向こうから持ってきたやつと、地元の自分の牛を飼っている堆肥をまぜたやつに混合して、それで3カ月したやつを今出しているわけですから、そういうことを考えれば、やり方の問題として担当課と十分協議をする中で、今の意見は非常に貴重な意見として受けとめて対応してみたいと、このように思うところでございます。

○議長（小園實重君） 西園 茂君。

○9番（西園 茂君） 昨年から、そういう話がいっぱい聞けていて、いつ実行するのかなという思いでずっと来ておりまして、たかだか1,000トンぐらいの堆肥の生産しかできていないというのがここ何年も続いているわけで、打開策というのは、聞き取り調査をして、足りない分であればとりあえず内地からとるとというような考え

方を早急に進めて、予算化してもらいたいというふうに思います。

そのほか、1つ困っているのが、次の質問の刈り取り料金の問題です。

なぜ、このようなことを提案をするかというのと、29・30年産のきびの作付農家が大体1,775名で、昨年からすると140名ぐらい減っていると。その減った人たちがどういうメンバーかというのと、1町歩から3町歩ぐらいの栽培農家が減ってきているということでもあります。そうすると、農家の話を聞くと、刈り取り料金がなくてどうしようもないというのが頻繁に聞かれております。

だから、刈り取り料金で苦しんでいるというのが事実でありまして、当然、以前から金肥の価格が3,000円も超えるというような状況も続いていますから、本当に手取りが少なくなってきたというのが現実だと思います。

ですから、大型農家だけで今の440町歩をカバーできればいいんですけども、それは到底無理な話で、小さい農家の人たちの協力をもらわないと、今の面積もカバーできませんし、反収も生産量も上げられないというのが現実でございますので、小さい農家の人たちにも希望を持たせるようなやり方をやるべきじゃないかなと思います。

奄美大島あたりが、刈り取り料金が5,000円台ということで、1,000円近く安いんですけども、余り刈り取り関係については何ら種子島と奄美大島は変わらないと思うので、そこら辺も含めて聞きたいんですけども、農業公社の理事であられる町長が理事会の中で値下げの発言をしたのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） この問題については、議会の皆さんと、昨年、一緒に三、四名行ったわけですから、そのときの結果としてもわかりますように、向こうでは4,500円で刈り取りをしているという事実があったわけですね。それは新光糖業が相当努力をしているということもあるんですが、ここでなぜできないのかということ私を私は理事会できちんと説明をしました。言った結果として、そういう状況もあると。

だから、農協と公社の責任者と両町の役場を含んで、それは1つの基準になると思うので、ぜひそれを安くするようなことについては実は提案をしているところでありまして、話を聞いてみますと、まだ行っていないということがわかりましたから、これはまた二、三日うちには農協長に、JAが会長でございますので、電話をして、事務局の責任者にも計画してやるようにというようなことでの進言をする中で来てもらうということがまず第一。

それから、公社がやる面積というのはほんのわずかですよ、はっきり言って。だから、それだけを安くすることができないというのは、責任者である農協長の考え

なのかもしれませんが、これについては調査した結果をもとに、十分理事会でまた検討するようなことについては今後やりたいと思います。

詳細について、担当課長から説明させます。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） さとうきびの収穫の作業料金についてであります。今現在、トン当たり刈り取り料金につきましては6,500円に消費税を含めた7,020円です。ですが、平成23年度から低反収対策ということで価格を下げまして、6,804円という形で料金が今に至っているところであります。

農家からの引き下げ要望、あと町長の話もあったところですが、種子島管内のさとうきびハーベスタ組合と、生産者代表を含めた協議を実施をしているところであります。各市町の農作業料金検討会というのがありまして、そこで検討しているところであります。

状況としましては、燃油高騰、機械更新、人件費確保など、引き下げに至っていないような状況であって、町長から農業公社理事会において、公社局長、幹事会メンバーで奄美大島の現地調査を実施して、奄美大島ではトン当たり5,000円を下回る4,500円程度で実施しているということで、今後、料金等を引き下げできるような早急な対策をとれという提案がなされているところであります。

農業公社の幹事会では、さとうきびの収穫作業料金の反収に応じた変更などを今現在検討しているところであります。5月21日に、議会ときび甘藷振興会の話し合いの場でもちょっと説明しましたが、内容等については、5トン以上、5トン未満とか、それぞれ農家が努力した料金関係の設定も視野に入れながら、今、検討しているところであります。

○議長（小園實重君） 西園 茂君。

○9番（西園 茂君） 私は農業公社に不信も持っているんですけども、当初、公社を設立したときに、農家のお役に立ちたいというような形でつくったわけですけども、実際言うと、29年度の決算を見ますと、事業料が相当、8,500万程度、昨年より減っていますし、決算も800万円の赤字と、それから正味財産も3,500万程度少なくなってきました。ですから、今の状況も加味しますと、刈り取り料金の値下げというのは不可能じゃないかなというふうに思えてならないわけです。それをもって、中種子町長は680円のトン当たりの補助をしますとまず、公社の経営を安定させるのが先だろうという思いがしてならないんです。公社の経営をよくして、刈り取り料金を下げるような形で経営を持っていけば、わざわざ町から680円の刈り取り料金の補助をしなくても可能じゃないかと思うんですけども、もう少し農業公社の経営努力をしてもらって、そして農家に迷惑をかけないような形で対応し

いただければ幸いです。

ぜひとも、刈り取り料金の値下げをしてもらわないと、きび作農家が本当に非常事態の中に来ているので、努力をなさるようお願いしておきたいと思います。

次の質問に参ります。

町長のトップセールスは大切であると考えるかということで、町長の御意見をお聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 質問の3についてはすぐ答えますけれども、引き続いて答えると、実を言うと、水田の苗床とか刈り取り関係を公社にお願いしてあるものですから、それでなければさとうきびだけだったら離脱したいわけですよ、はっきり言う。そこまでもこの前言おうかと思ったんですけど、言っていないわけです。だから、そういうことを含んで、改革は必要だというのは私も西園議員と一緒にですよ。そこは提言しておりますので、御理解いただきたいと思うところでございます。

しかし、それが理解じゃなくて、実現しなければ意味はありませんから、じかに農協長とも語る必要があるのかなというのをまた思っているところでございます。

トップセールスというのは当然のことであって、私も県下の市町村の中では行政だけで60年の経験があるわけですよ。現在では、県の各種議員としての3つの役も持っておりますし、それから離島振興協議会の理事としても、それぞれ今までの経験を生かした発言をちゃんとやっているわけでありまして、こういうことを考えるとき、いかに大事かということですよ。

県庁の部長級というのは、私は企画課長以降の助役のときを含んで、そういう人たちでもそれが退職する年齢になっておりますから、ですけど上のほうの人たちでも話がわかるわけですけど、実際的には農業予算に対する県の考え方というのは余り進んでいないんですよ。

これは、私は森山先生と十分その辺を語るわけですけど、これもまた知事が国に対して農業関係をどう進めているかという、そういう問題もありまして、これは私は十分中身がわかっているわけですけども、こういうことを含んで、いろんな形の中で町が事業をやるというとき、そのときは先に行って進まないというのはわかっているわけですね。

ですから、まずは熊毛支庁に一言言いますけれども、しかしその辺について進まない点については、国会議員に言えば、それは逆の形の中で、こういうことの提案という形で来る中で、私は他の市町よりもきちんとそこは進めているつもりでございますけれども、そういうことばかりやっていってもしょうがないので、辛抱しながら、一般財源のない中で、どういようにして基金を取り崩さない方法でやっていくか

ということになると、いろいろ職員は苦勞してやっているのではないかと。

だから、職員の努力というのは、僕は本当に言葉であらわせないぐらいいろいろ感謝をしているわけでありますが、そういった中でやっておりますので、実は前任町長の事業をことしも1億数千万で橋かけをしましたが、そのほか年間600万とか500万ずつで、ずっとまだ3年間続くような事業も計画は、これは前回の議員の人たちで決定していることですから、私はそれはきちんとやる考えですよ。

だから、それは1つも計画を外すようなこともやっておりませんし、そういうような状況の中で、建設業にしては1市2町の中で一番、南種子町は多いわけですから、だからそれを少なくしたらどうなるかということもありますので、それをしないためのいろんな方策を、事業の補助金の内容とか、低利のそれに切りかえるとかということ、財政と担当課のその中で考えて打ち合わせておりますので、そういった点を含んで、一丸となってこれはできることだと。私だけでできることじゃないと思っておりますから、私はそういうふうなことを経験した段階では、職員や課長にきちんと伝えて、それをやってもらっているということだけは事実でございます。

○議長（小園實重君） 西園 茂君。

○9番（西園 茂君） 私のトップセールスというのは、先般、8月の2日の南日本新聞だったですか、三反園知事の県政の評価ということで載っていました。その中で、県の経済界の人の評価の中で、やっと行政に商売、営業という思考回路ができたというような内容のことを言っております。例えば生産販売の分野についても、農業、ほかの分野についても、安穩と業者に任せておけば、行政はそれでいいという感覚ではなくなってきていると、そういうふうに私は思います。

ですから、率先してそういう営業面に関してもトップセールスをやっていただきたいということで、今、お考えをお聞きしたわけですがけれども、町長のみならず職員についてもそのような行動が私は必要だと思っているんですけれども、そういう販売の指導努力とか営業努力とかということ、町長、職員は率先してやるべきだということに思っておりますか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） それは当然のことであって、職員に伝達してやってもらうということでない、課長が動かないとどうしようもないわけですから、僕は前任の河口課長とずっと東京の大手の卸売業を回りました、はっきり言って。ところが、南種子町の特産品として安納芋の部署を設けて、大きなスーパーにですよ、やっぱりそれを送ってほしいというのがあるわけですよ。

だから、そこら辺のことを担当課がどうやっていくかというのがありますから、

これは企画課じゃなくて、今度は総合農政課との関係もありますし、そういうようなことも含んで、研修に惜しんではだめだと思っておりますので、この辺については再度考えてやっていくということが大事でございますので、今、言われたことは非常にこれから販路をどうしていくかということの点がありますので、今、いわゆる担当の総合農政課が直接販売に云々という点では、これは先に進まないことだけははっきりしているわけですね。

鹿児島県、農協、それから各市町村の行政担当課、これは一対ですよ、はっきり言って。だから、そういう中で、鹿児島県が農協のその辺で言っていますので、だからこれをどう突破するかなわけですが、それを今やりながら、今つくらせているさとうきび、甘しょ、国がお金を決める3品目、米まで含んで、こういう点についてのやり方としては単価が上がらないわけですから、だから面積拡大しかないわけですよ。

だから、その辺で言うと、具体的に専門部署的な点をやったという提案もそれぞれありましたから、その辺も含んで、副町長を含んで検討して、それでどうやっていくかというのをやらないといけないと。

一番これからやらないといけないというのは、反収でいいのは園芸ですよ。サヤエンドウでは、種子島でも反当120万も取っている人がいるわけですから、でもこれを町として大仰にこれをどんどんやれなんていうのは言えないのが町長なわけですし、そうしたらやっぱりさとうきびをつくっている農家の立場というのがありますから、でも職員だけは配置しましたので、まだ前の仕事が済まずに総合農政課でやっておりますが、農協や役場の技術指導というのは、事務じゃなくて外を回って農家と語るというのが第一だったわけですよ、昔からずっと。

だから、これを職員にも植えつける必要があると思っておりますので、参考にし、今後、総合農政課とも関係先とも協議をして、対応してまいりたいと、このように思います。

○議長（小園實重君） 西園 茂君。

○9番（西園 茂君） ネット社会となって、流通の経路が相当変わってきているので、今、ネットを使えない農家というのはたくさん現実にいるわけで、それを教えることによって、生産、販売関係もふえてくると思うので、ぜひとも職員をそういう教育の現場にどんどん出して勉強してもらって、知識を吸収して対応するようにしていただければ幸いと思うので、ぜひやっていただきたいと思います。

次に参ります。

ここで、これまでずっと質問した中で、基本となるのが町民所得だと思います。私は180万円と書いておりましたけども、先ほど資料をもらいまして、26年、27年

度の町民の平均所得が180万円です。そうすると、27年と28年で190万台になっています。これは何の原因だか、ちょっとわかりませんが、8月31日に内閣府の発表で国民所得が319万円だそうです。3.3%の増、それから県民所得が238万円で、これも3.1%の増ですけれども、何と鹿児島県は44位です。その中でも、うちの税務課の資料では、190万円台というのが現実でございます。

人口減少があります。実際、金がないと生活ができないので、南種子町をどんどん離れていきます。これは既成の事実で、誰も疑う余地はないと思うんですけども、そういう政策を、町長も4年目ですけれども、やってきたかということなんです。地方創生という形で、いろんな事業を取り組んでいるけれども、効果が出てきているのかなというふうに思ったときに、所得として10万程度が上がっていますけれども、ほど遠い所得だと思うので、本当にこのような状態で人口増が望めるかどうかというのを聞きたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 町民所得をふやすというのは非常に難しい問題だと思いますが、それは西園議員も御承知のことだと思いますけれども、今お話もあって、資料もお持ちのようでございますが、平成27年度のものになります、町民1人当たり230万8,000円というのが所得になっておりますが、これは29年度の町税が2,000万以上上がったんですよ。

この辺がちょっと変わり目かなと思ったんですが、現在、何でということになると具体的には言えませんが、牛の値段も相当上がってきておりましたから、そういうのも含んで、大体農業、さとうきびの生産量よりも牛の販売価格のほうが何十億も高いわけでございますから、それを考えたとき、種子島の農業がどのような農業経営をやっていくかというのは言わなくてもわかるとおりでありまして、だから全体の面積からいっても、西之表市は本当少ないんじゃないですか、さとうきびをつくっているのは。中種子町はさとうきびが大半ですよ。

ところが、南種子町は、そういうことから言うと、いわゆる農家1人当たりの面積というのも多いわけでありまして、何といても所得をふやすというのが状況でございますので、これはやはり小さな面積でやっている人たちとの協議を進める中で、園芸に切りかえる、一方ではさとうきびを大型農家、少なくとも5ヘクタール以上ぐらいに農家をしていくことによって、採算性が成り立つようになっていくのかなという思いもしておりますが、これこそまた難しい問題でありますから、だからその辺では総合農政課の職員の苦労というのはわかっているわけですけど、僕はぶっきらぼうでございますが、これはだめじゃないかというような程度にしておりますから、これを職員の意見も聞いて、農家1人ずつ、ずっと話していく中で、所

得を伸ばす方法等を含んで取りかからないといけないんじゃないかなという思いをしております。

はっきり言いまして、これをどう伸ばすかについては疑問でありまして、いい提案は受け入れながら、担当課とまた協議して、所得向上につなげていけたらと思います。

○議長（小園實重君） 西園 茂君。

○9番（西園 茂君） 町長からそういう意見が出るとは思わなかったんですけども、町長たる者、町民のことを考えて、所得もいかにして上げるかという考え方も明確に持って対応してやらんと、いつまでもかわいそうな町民になってしまうので、そこら辺はもう少し具体的に考えたらいいと思うんですよね。

私は、今までずっと提案型の質問をしてきたんですけども、今になって難しい、職員も一生懸命やっているという話だったら、今までに話した内容も飛んじゃうわけですよ。今までやったことが余りよくなかったから、所得が上がっていないんですよ。だから、方向性を変えないと、よくなるんですよ。職員が一生懸命やっているというのは、ちょっと目先を変えないと、私はだめだと思いますよ、そのやり方では。

ここに、私のデータはちょっと古いんですが、先ほどの230万円という数字をどこから持ってきたのかはわかりませんが、数字は自分たちの組織のことを指標にして、それを基準にして話すようにしましょうよ。

大体、けさもらったのが、そういう平均所得で出ていましたから、それを基本に、恐らく収集したのは所得税関係で収集したんでしょうから、だからそういう数字を基本にして話をしないと、私は差がどうのこうのということじゃなくて、今、全国で44番目だよという話をしたわけですけども、余り変わらないと思うんですけども、二十五、六年のデータの中に、200万円以下の所得の人たちがどれだけいるかということ、25年で68.44%が200万円以下です。それから、26年が69.04%、これは7割方の方が200万円以下の所得で生活をしていると、これは税務課の資料ですよ。というのが現実ですよ。

そうすると、人がどんどん減ってきているというのは、この数字が明確にあらわしているわけで、ここ一、二年よかったとしても、それはいわさきであったり、それから地域おこし協力隊であったり、いろんな人たちが最近出入りが多いので、その成果だろうと思うんですけども、また都会から農業やいろんな体験をしたいということで入ってきている人たちもいますので、その人たちが定着するように、所得を上げていく施策を実行するというのが基本中の基本だと思うので、どうにかしていくべきだろうと思います。

きびの生産も芋の生産もそうですけれども、目先を変えれば簡単に取り組めるということがあると思うんですよね。先ほどから言ったように、きびについては堆肥を直接内地から持ってくると、それを補助金関係かれこれについては県とか国とかに要望して、とりあえず昔はきびの新植についても3分の2補助というのが、今もありますけれども、そういうのをどんどん利用していくとか、いろんなやり方があると思うんですよね。

そうすると、何が原因かということをいつも明確に、面積がふえないとか、それから反収が上がらないとかというのは、1つずつ問題点を崩していけばどうにかなるわけですから、例えば甘しょの件についても、5月中に作付を終わるということをするれば、恐らく1万俵ぐらいは簡単にクリアできると思いますよ。だから、そういう苗を5月中に配布する方法をどうやって手だてするかということを考えれば、私は可能だと思います。

ですから、そういう諦めのムードじゃなくて、前向きに町民所得も上げて、町民の生活を安定させていくんだという心意気を持ってもらわんと。

次の質問に入ります。

うちの臨時職員について、堆肥センターの職員だったですけれども、給与額が将来的に不安だということでやめた経緯がありますけれども、町も大変な投資をして、堆肥の製造の技術を身につけてもらって、いざこれからだというときにやめるという事態になっていますけれども、ほとんどいい方で20万前後の臨時職の方々の給料だと思いますけれども、この人たちが将来ずっとこの金額で町内で生活ができると思いますか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 西園議員の発言が全国レベルの発言で、ここに直接当てはめるような発言になってしまっておることも考えまして、それは私も配慮しながら対応していかなければいけないと、こう反省をしているところでございます。

これについては、当然、具体的に出てきた点としては、大量生産につながることをもちろんやりますが、最終的にはそうなったにしても、現在、そういったような方法もあると、現金よりもそういうことによって実績が上がると、はっきり言って、米でもそうなわけですよ。

甘しょは、私は4月の末につくりましたよ。15日前に掘りとりましたから、大変な芋ですよ。これは全部町の堆肥でつくりましたが、こういうのを宣伝する機関がないということですよ。先ほど議員にも申し上げましたけども、これは100俵取りありました。さとうきびでも8トンとか10トンとかあるわけですよ、現状でも。

だから、その辺を含んで、議員のそれに対しては渋く受けとめて、実行していく

というのは大事だなというのを悟った次第であります。

本町の臨時職員の状況でございますが、職種によって大分異なっているわけでありまして、月給の最も安い人が13万1,400円、それから高いので26万9,300円でございますから、そのほか平均しますと、これは16万9,000円になりますね。これは実際の数字でございます。

また、賃金の決定方法については、毎年、近隣市町の状況をあわせて、事務改善部会でしておりますが、これは全県的にそうなっているわけでありまして、こういう形ではずっと役場でやっていこうということにならないと思うことは事実であります。

今回、採用試験を実施しました。定数が大分余っておりましたので、契約職員は基本的には職員に変えていくという考え方、責任を持って仕事をするものでないと、どうしようもないと思うんですよ。今、臨時職員、契約職員を含んで、全く職員と同じ方法でボーナスとか休暇をやっているわけですよ。

だから、先ほどもちょっと申し上げましたが、日曜日に出勤したときには代休をやるということで行くと、全く働かない時間が多くなっていくわけでありまして、そういう点で職員数が多くなっているのも実情でございますし、こういうのも考えながら、どうやっていくかということ、これとまた農業の問題とを比べたら、また農業は話にならんぐらい低いわけですね。

だから、これは内部でも十分この問題についても検討する中で、今後、対応していかないといけないんじゃないかなという、そういう思いを今は率直にしております。

○議長（小園實重君） 西園 茂君。

○9番（西園 茂君） なぜ、こういう臨時職の給料の話をするかということ、さっきも言ったように、ここに将来住めるかという問題と、あとは町内の労働者の基本的な数字になってくると思うんですよね、雇用の面について。

正職についてはそうじゃないでしょうけれども、臨時職についても、今や町内の業者についても、臨時関係の雇用をして働いていただくということが多いですので、できれば公共的な事業をやってもらう場合には公契約条例でも結んで、当たり前の日当が払えるような、そういう公契約条例なんかもつくったらいいと思うんですけれども、そういう見本になる立場であるということをお忘れにはいけないと思うし、ほかの町がどうだからとかいう話じゃなくて、ここに住んでもらって、豊かになってもらいたいという思いがあれば、生活ができる、仕事もどんどんやってもらって、そして仕事に見合った報酬を払って生活をしてもらうというのが町のあり方だと思うので、ぜひともそこら辺の取り組みもしてもらいたいというふうに思います。

町長、意見ありますか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 今、役場が雇用している職員の待遇について、全県的に言って安い、そうじゃないということを考えれば、公務員、いわゆる町村経営でいろんな苦勞をしているというのは、前は国家公務員が相当やっていたわけですが、これは公務員が3分の1以上、職員を少なくしておりますから、その事務は全部鹿児島県に来て、鹿児島県は全部市町村に来ているわけですよ。

それを全て国のやっている部署を役場の職員がそこを分担していることだけは事実でございまして、それで事務量が多いということもあるわけでありますから、そこは理解できますが、なかなかここで月給をさらに契約職員を酌んで上げてやっていくということは困難でありますから、そこについてはいろんな意見を聞く中で、対応はしていかなければいけないんじゃないかんという思いをしているわけでありまして、今それを言われたとおりにきちんと対応していくというのは、御返事できないのが現状でございます。

○議長（小園實重君） 西園 茂君。

○9番（西園 茂君） 町民所得を上げるということは非常に困難だという意見もあつてなんですが、ここに生活している人たちは、南種子町は住みやすい町だなとか、そういう思いで住んでいる人たちがほとんどだと思うんですけども、仕方なく出ていく人もいると思うので、そこら辺も加味しながら、できる範囲のことをやっていくのが基本だろうと思うので、ひとつよろしく願いしておきたいと思ひます。

次の生ごみの堆肥化ですけれども、先ほど上園議員から、ほぼこのような形に変わっていくんだよと、コンポストに変わっていくんだよというような最終的な話を聞いてなんですけれども、不思議に思うのが、なぜ大崎町で堆肥化ができて、南種子町ができないのかというのを何が原因だと思うのか、ちょっと聞きたいなと思ひて質問します。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） これは製造の菌の取り扱いが違うわけですよ。だから、向こうは当初から分別をきちんとしてやっているということで、全て即堆肥化できているということは間違いのないわけでありますから、うちの場合は菌でやるということではありますが、それがちょっと堆肥が集まらない、いわゆる堆肥にする原料が集まらないという、そういうこともあったのでなっておりますが、今度、コンポストのそれによって、銀紙とか、そういうのをとって、大半のものをその中に全部一緒に入れば、あとはふるいにかけてら全て堆肥センターですぐ堆肥に打ち込めることができるという、そういう方法に変わるわけでありますから、その辺で大分改善されるということで、基本的には、長い歴史の中で、県下で一番、それぞれ成果を

上げている大崎町の実例、我々も本当20年前にも研修に行ったことがあります、しかしそうならないというのは分別の仕方がそうっていないからでありますし、またそのころ、なぜか本格的にやろうということになっていなかったものですから、やるためには大崎町の点が一番いいわけでありましようけれども、今やっている堆肥が原料を集めてやるようなことになれば、南種子町は絶対変わると思っておりますので、そこに集中してやってみたいという、そういうお願いを、町長に誰がなるかわかりませんが、その方にもお願いするということになるのかなというのを今思っているところでございます。

○議長（小園實重君） 西園 茂君。

○9番（西園 茂君） 私は、分別ができなかったということの1点だと思うんですね。なぜ、分別ができなかったのかということを実際に考えれば、可能性のある話なので、そこがいつも不思議でならんとですよ。大崎町に行って帰ってきてから、なぜうちの職員はそれができなかったのかなと、分別が。

ここに大崎町の資料がありますけれども、それぞれの役目というのがあって、行政はこういう役がありますよとか、それから住民はこういう役がありますよとか、集荷業者はこういう役がありますよという役を分別して、それを徹底していると。あとは、それこそいろんなイベントがあったときにも、分別関係についてはとりあえずこういうふうにやりましようということで、みんなに展示をしていると。

それから、学校関係の教育についても徹底してやっている、ということまでやって初めて分別が可能になって、それで生ごみの投入者も2人限定で、とりあえずその人たちがチェックをして、それでミキサーに入れて先に送るような形のものをつけておりましたけれども、2人が交代で生ごみについての投入をやる。

だめだったら返すというようなシステムをやっていたようではございますけれども、結果的に何でうちの町ができないのかなという思いがしてならなかったもので、これを聞いたわけではございますけれども、いずれにしてもこういうことは今からたくさん出てくるわけで、生ごみ以外にも。とりあえず、人ができていて、自分のところができないというのがあってはならない話なので、努力もしてもらいたいなという思いがしてございますけれども、その点はどう思いますか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） それは、最初のどんな堆肥をつくるかで決まっているわけですよ。大崎町は、長年、20年もそういった形でやってきているわけでありまして、うちは山村菌を使った製造方法を選んだわけでありまして、その違いによってこうなっているというのは事実でありますし、その中で分別が悪かったという点については、今、西園議員から言われたことが当たるわけでありまして、これについ

ては保健福祉課長のほうから説明があったように、これをコンポストの方式で持つていくことによって、腐ったものが完全に堆肥で出てきますので、そのことによって改善されるという見通しが、結果はまだ出ておりませんが、それでできるんじゃないかということで思っておりますので、それは山村菌でやるというのと、向こうの町が何菌でやっているのかはちょっとわかりませんが、そういう違いによってこうなっているということだけは事実でございます。

私も、町長に就任して、完全に堆肥センターが落成して6カ月もいなかったと思うので、それから全くそれがやられていなかったわけでありまして、それで今度町長になってみたら医者問題で2年半はそれにかかったわけでありまして、そういうことで今やっと農業のほうに向くようになったというのも事実でございますから、これは西園議員がおっしゃるのも当然のことだと思いますから、それも重く受けとめながら、これからの経費節減にはコンポスト方式をやることによって変わっていくと、そういうふうに思います。

まだ、そのほかいろいろありますが、また次の議会もありますので、その中では現在お金を出してビニールを集めているという総合農政課の関係を温泉センターの燃料としてビニールが使えるということでの計画というのも頭の中ではありますが、これは12月の議会あたりでは出さないといけないかなと思っておりますので、そういうことも含んで、当然のことながら、改善すべき点については率直に受け入れて、みんなの意見を聞いた上でやっていけないかなというのは、午前中の2人の意見の点も反省しながら、対応していく必要があるということを感じている次第であります。

○議長（小園實重君） 西園 茂君。

○9番（西園 茂君） 大崎町でもう一つ気になったのが、生ごみについても、それから剪定した木くずかれこれについても、邪魔だから処理するというような観点に立って作業している状況だと思うんですね。

菌のどうのこうのというのものもあるでしょうけども、うちは堆肥をつくるために堆肥センターまでつくって、生ごみを利用しようという観点ですけども、向こうは処理しようという観点で、とりあえず考え方が違うというのが事実なので、ただそこで感心したのは、うちの町のように木くずかれこれを集めて、刈った草なんかも集めて堆肥にしているんですけども、本当にきれいに処理されて、2人で2,000万程度のお金で処理しているというようなことを聞いたときに、本当に粉碎機械が違うのかなという思いもしましたし、それがまたほとんど野積みで、崩したやつも野積みして、それをまた堆肥の製造するところを持ってきて、生ごみとまぜて、菌とまぜてやっているというような現場だったですので、できれば見に行ってもらって、

以前も見たでしょうけれども、非常に勉強になりましたので、ぜひ見に行って勉強していただければと思います。

以上で終わりたいと思います。

○議長（小園實重君） これで西園 茂君の質問を終わります。

ここで14時30分まで休憩します。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時31分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。塩釜俊朗君。

[塩釜俊朗君登壇]

○4番（塩釜俊朗君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

ことし4月から今月までの間に、日本全国では大変な災害が起きました。主な災害を振り返ってみますと、島根県西部地震、大阪府北部地震、西日本豪雨、逆走台風12号、台風20号、台風21号、9月6日の午前3時過ぎの北海道東部地震、後でわかりましたが震度7だったと報道をしておりました。被災した皆さんにお見舞いを申し上げますとともに、一日でも早い復興をお祈りをいたします。

最初に、6月議会で通告をしておりました質問の中で時間がなくてできませんでしたので、今回新たに通告のとおり災害対策について質問をいたします。

先ほど話しましたが、大規模な災害となった西日本豪雨災害、また今月6日に発生した北海道東部地震、このような考えられない災害が起こる対策は、私たちの町でも日ごろから講じなければならない、私はこのように思っております。ここ3年半の議会の中で、特に防災、防犯対策について質問をしてみました。本町の地域防災計画、平成20年度に新たに策定をし、冊子として本編と資料編に分けて2冊あります。平成25年度までに変更した部分の防災計画を26年度改訂し発行をしております。聞くところによると、インターネットで閲覧できるようにしており、印刷もできるということで、随時差しかえできるようになっていると、このようにお聞きをします。この資料を参考にしての質問であります。

資料編の18ページから26ページを見えますと、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ、32カ所Ⅱ、36カ所、地滑り危険箇所3カ所、山腹崩壊箇所14カ所、地滑り危険箇所3地区、崩壊土砂危険箇所などを載せております。この箇所が、過去10年間の間どれぐらい整備されているのか、お聞きをしたいと思います。今後、地震、台風、集中豪雨等により危険とされる対象箇所はないか、その対策について町長にお伺いをいた

します。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 塩釜議員の御質問にお答えします。

まず、台風、集中豪雨等による危険箇所、危険とされている対象箇所等でございますが、建設課の分で申し上げますと、南種子町地域防災計画の危険箇所等に関する資料については、先ほど議員の数字も出てきましたが、そのとおりでございまして、地滑り危険箇所の3カ所内で1カ所が整備されていて、あと2カ所は整備されていないというのが実情でございます。

また、道路、河川についてでございますが、島間地区の県河川、古川川については、平成16年11月の豪雨による床上浸水等の被害がありました。河川改修工事が採択され、現在整備をしているわけでありまして。ちょうど、私が前回の町長のときの災害でありましたから、事業を実施するという支庁のほうと十分協議をしておりましたが、いない間に一つも進んでいなかったのは事実でありまして、これについてはそのほかも含んで県の所管する事業に全てがなっているわけでありまして、これは県に対する考え方をきちんと毎年チェックする必要があると同時に、熊毛支庁に対して注視してやってもらうようなことをしないといけないのかなという、そういう思いをしているところでございます。

あと、総合農政課分でございますが、これは山地の災害危険箇所地区については、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地滑り危険地区の3種類があるようでございます。この山腹崩壊危険区域とは、山崩れにより公共施設や人家に直接被害を与えるおそれがある地区ということになっておりまして、それから崩壊土砂流出危険区域とは、山崩れ、地滑りにより発生した土砂が土石流となって流出するおそれがあるというのを言っているようでありまして、下流の公共施設や人家に直接被害を与えるおそれがある地区の名称でございます。地滑り地区というのは、地滑りによりまして公共施設とか人家に直接被害を与えるおそれのある地区を言っております。

本町の状況でいいますと、山地災害危険地区の指定に指定してある対象については、町内で50カ所、この辺も議員が把握しているとおりでございます。内訳としては、山腹崩壊危険地区の28カ所で着手は17地区でありますから、60.7%です。未着手地区というのは11地区になっているようでございます。39.3%ということでございます。崩壊土砂流出危険区域22地区であります。これは着手した地区は15地区で68.2%でございます。まだ7地区が未着工でございます。地滑り危険地区の指定地区であります。これは本町には該当しないようでございます。治山災害危険地

区内の50地区中、着手は32地区、64%でございます。それから、山地災害危険区域の未着手地区等につきましては、国や県と連携を図って計画的に治山事業等による整備を行ってまいりたいところでございます。つまり、これは全て県が事業主体になって町村が負担をしていくというそういうことでございます。

森林災害対策を迅速かつ適正に行うために、ことしの5月11日に県、熊毛支庁、南種子町、県森林土木協会熊毛支部で森林災害協定を締結し、さらなる対策を行ったところであります。参考までに、県営の県単治山というのは、10分の9が県でありまして、町は10分の1、これは公共施設の保護、農地が2ヘクタール以上、事業費として80万円から800万円を県単事業としてやるということでございます。県単補助治山というのは、これは町が主体であります、補助金は70%が県、町は30%の負担でありまして、農家2戸以上で80万円から800万円までの事業が町単で町が事業を進めることができるというような内容になっております。それから、これは県として、県単治山施設修繕であります、これは100%県が負担をしてやる事業でございます。そのほか、もう一件が、県単治山施設それから機能再生対策を、これは県でありまして、これも全て保安施設として県が事業を100%見てやるというこういう事業でありますので、後ほどまた再質問にはお答えしたいと思います。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 町長のほうから詳しく説明をしていただきましたが、この平成20年度に発行した危険箇所等に関する資料、これに基づいての質問ということでいたしておるわけですが、

ただいまの町長の報告におきましては、約60%以上が整備済みと、そういうふうな答弁でございました。これは、多分平成20年度に示されているこの資料の中での整備したところというふうなところで理解をするわけですが、そういうふうな場所の整備について、また25年度に再資料を構成しております。この中で、整備されたところ、してないところを、やっぱりこの調書の中にも削除なりする方向での考え方がなかったのかどうか、このことについてお聞きをいたします。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） ただいまの御質問にお答えします。

平成25年度に新しい防災計画を策定して、資料編についても新しいものに載せてはいるんですが、その時点で、やはりまだ整備の途中だったりする箇所もあったりして、特に資料編については整備ができていない分もありますので、これについてはまた再度調査をした上で今後において整備のほうをしていきたいというふうに考えております。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） つい最近、町内の現場を見ているという、砂防地域また治山地域と、それは事業を実施している箇所も見受けられるわけですが、建設課長、ここ二、三年、事業を実施してまだ終わっていない箇所、またその事業が見込まれる箇所、そういうふうな箇所がこの危険箇所に関する項目の中であるかどうか、それをお聞きをしたいと思います。

○議長（小園實重君） 建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） 御質問にお答えいたします。

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ及びⅡにおきまして、各32カ所、36カ所ございますが、過去二、三年の整備状況はということですが、これに関しては県の事業ではございますが、該当の地域の方からの申請に基づいての事業実施ということになっております。私の知っている範囲では、ここ二、三年での事業実績はございません。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 総合農政課のほうの分野での事業、そういうところをお聞きをしたいと思います。

○議長（小園實重君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 総合農政課管轄の事業関係ですが、県のほうと協議をしながら進めているところであります。今後、早急に対応しようというところが、長谷のほうの森林組合近くの山腹崩壊危険地区を含めた対応ということで、残りのところにつきましては、こちらからも要請をしているところであります。

別件ですが、林野庁のほうで平成28年7月に総合農政課関係の管轄の山地災害危険地区調査要領が改正したことを受けまして、今現在、県のほうでも再調査を実施ということで、各市町村に再度調査協力依頼が来ておりますので、今いろいろ調査も実施をしているような状況であります。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 私、この防災については、いつも考えているんですが、今回の北海道地震についても、山腹が大分崩壊をしておりました。やっぱりこの保全対象区域というのが指定してあるのは町長も御理解していると思うんですけども。例えば、下立石川については、保全対象が12人に人家対象が5戸とか、そういうふうな指定された場所においては、町民、その地域の住民もやっぱりしかと知っているべきであろうと、私はこのように思うわけであります。

そういう中で、今、報告の中におきましては、それぞれの60%以上の整備がなされていると、そういうことでの答弁でございましたけども、町内にはたくさんの危険区域があると認識しております。果たして、町民がこのような危険箇所を把握しているのか、私は心配するわけでありまして、これについてはやっぱり行政もち

ちゃんとした危険マップ、防災マップ等を作成をして、集落また町民にも配布をして周知を図る。私は、これが大事じゃなかろうかと思っております。

その中で、やっぱりこのような場所を町民が知っていれば、もしもの事態が想定されたときにはどのような避難経路が必要かということも認識をする必要があると思うところでありまして、危険マップを作成をする計画があるかどうか、このことについて町長にお伺いをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 津波ハザードマップは作成して町内全域に配布しているところではありますが、また町内の危険箇所については地域防災計画の資料編において一覧を明記しているところであり、町のホームページにも掲載しているところではありますが、場所の特定などわかりにくい場所もあると思われまますので、危険箇所について急傾斜地崩壊地域危険箇所や土砂流出危険箇所のほかに主な避難ルートについてもマップ等の作成を検討し、住民に対して危険箇所やより安全な避難ルートがよりわかりやすくお伝えできるように周知しなければいけないんじゃないかということで担当課も考えているようでございますので、それについてはやっぱり、今こころ、二カ月でできるということじゃないかもしれませんが、きちんとやるようなことで整理させたいと、このように思います。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） そこについては整理をしていくと、そういうふうな答弁でございます。

この10年間、国、県の防災計画見直しの通達は来ていると思います。その中で、平成26年には変更されていると、そういうふうなことと理解をするわけですが。これについては、インターネットの閲覧また行政に行つての閲覧と限られているのではないかと思っております。平成25年に改訂してから5年もたとうとしております。その間、国、県から通達あるいは追加が来ている中で、私もさまざまなこの防災についての質問をしたところでありまして。これを、再編集をして、防災上関係する人々にも冊子にて印刷製本して、平成31年、ちょうど10年でありますので、配布すべきではないかこのように思うわけですが、町長の考えをお聞きします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 今提言いただきました点については当然のことではありますが、ぜひ早急にその計画をつくるように、関係課、特に総合農政課それから建設課の土木関係含んで協議をして進めさせたいと、このように思います。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 災害はいつ来るかわからない。これはよく聞く言葉であります。内閣府が示した市町村における災害対応、これは虎の巻というのがありますけれども、この中でも危険マップを作成して、そういうことをやっぱり住民にも知らしめていくと、そういうふうなことも書いているような気がいたすわけでありますけれども。

私も先ほど町内をずっと回ったという話をしましたけれども、各危険箇所には看板等も設置をしているようであります。しかし、その看板もなかなかよく見えないところもあるようでございまして、そういうことを周知徹底するためにはやっぱり県にも働きかけて、その看板設置をしていただくと、またその悪いところについては補修していただく、また新規の箇所については看板の設置をお願いしていくことも必要であると思いますので、このことも十分に理解のうえをお願いをいたします。

次に、町道本町共栄線、これについては交通量も多くよく通る道であります、この場所は当然知っていると思いますが、県道上中茎永線の旧道、今は町道になっています。その三文字付近の区間において右側地点の切り面であります。これについては私も何度も場所に行ってみたりするわけでありますけれども、少しずつ浸食をしているのではないかと、私はこういうふうに理解をするわけであります。

現在では柵をして応急工事をしておりますが、震度7とか、また1時間に80ミリ以上も降るような集中豪雨、こういうふうな事態になったときには崩壊する危険があるのではないだろうか、私は考えるわけであります。また、そこを歩く人、また車で乗って走行する人も危険を感じているような話も聞くわけであります。御存知とおおり、この近くには住宅がございまして、その対策には苦慮はしているのではないかと理解するわけですが、何らかの手だてが必要じゃないかと思うわけであります。何らかの形で保全をし、安全を確保すべきじゃないかと思いますが、町長の答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） この件については、日ごろから危惧していたところでありまして、これは担当課のほうからちょっと現場を見に行こうということで言われたのが1月ぐらい前じゃなかったかと思うんですが、いろいろと総務課の管財係で調査した結果、ちょうど下り終わって旧道に出てくる手前のほう10メートルぐらいのところから、いわゆる土地所有者が不明のところのところがございまして、これは建設課長と総務課の職員に法務局のほうにも行っていただきましたが、結果として結論はそこがはっきり国のものじゃないかというようなことだけがわかったわけであります。

それを解決するには、熊本のほうとの関係とかいろいろどうしても時間がかかるようございまして、私もそれを伺いましたので、また早速私としても西之表市に

出向いて行って、できるだけ早く結論を出していただくということで、工事をする必要があるということで、建設課長から言われて見に行っただけでありますから。

これは、つまり旧古市先生の入り口があります。あそこから五、六メートルぐらい先のほうから二段重ねの、つまり急傾斜の、それをつけたような工法になるんじゃないかと思うんですが、そのためにはやっぱり用地買収をして、そこでやっていくということで行くと、でき上がった分だけやるという点ではどうなのかなというのがあり、不明な点のいわゆる境界がはっきりしていないわけです。こういう問題がありますので、それを待った上で、これは年度内でもできたらやっぱり早期にやる必要があると。それまでの対応としては、雨が予想される場合は、通行止めとかそれをしないといけないと思いますから、その辺は十分内部検討をして、また本町のあの周辺の人にも理解を求めてやらないといけないのかなと。

ところが、おっしゃるとおり、もう本当に通る人は多いです。やっぱり近くに信号があるもんですから、信号のない向こうを歩いていくというのは多いですから、これは、ちょっと時間はかかりますけども、早急な対応等をするということで今内部では検討しているところでございます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 調査をしている、実施できるような方向での検討をしていくと、そういうことで理解をいたします。

次に、質問をいたします。これは、上中周辺を縦断する通称牟田川であります、これは国道58号線の仲西から大字都までの区間約440メートルであります。正式名称は普通河川、御開牟田川ということであります。数年前に環境整備も踏まえ、寄洲除去、草木の伐採はできないかと、このような質問をいたしました。その後、全体を伐採をし、寄洲除去をしていただいたところであります。

この牟田川でありますけれども、私が以前質問をしたときには、環境整備も踏まえ、両サイドに桜の木を植えれば、またその地域の地権者もある程度は管理をし、官民でこの桜の通路としてできるんじゃないかと、このような質問をした経緯があります。しかしながら、実際にはそういうふうなことが一般質問をしながらもなかなか前に進まないというふうな状況でありましたから、これについては、私、これを話をしたのは5年前なんです。もう5年もすれば、木はある程度大きくなるんです。ですから、今では少々の桜の木がこの440メートルの右の界限には咲き誇って、いい名所になるのではないかと、こういうふうにも感じております。

まず、今現在、現場をずっと見てみますというと、部分的には伐採をしております。しかし、途中まだまだ寄洲があつて、またその木も覆いかぶっている場所が多々あるわけでありまして、これもまた、先ほど言いますように1時間に80ミリも

の雨がもし降るとすれば、またその近隣の住宅まで浸水する可能性もあるのではないかと危惧するわけでありまして。町長、現地も知っておるわけですし、上中の一番の川なんです、小さいですけども。

そういうふうなことも含めて、やっぱり全体的にその伐採をする考えがないか、これについて町長にお伺いをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 実は、数カ月に一回、米つきに行くもんですから、そしたら米をつく向こうが両方から覆いかぶさって、たまたまその人が来ていて、何とかしてもらわないとこんな状況だと、川が詰まって水が来るというようなこともありましたので、直営に何とか行って検討しろということでしたら、事業発注をしていますが、3日目に行ってみたらもうきちんとしてあるわけです。あれだけするのに20万かかったそうです。全体、上まで行くのにやっぱり何百万かかかるわけでありませんが、これは、つまり草を払うだけじゃだめでして、あの石とかを全部取ってのけるということでないといけないので、この辺については本年度中にできるかどうか、金額的な問題も含んで、これは具体的な点を建設課のほうと、つまりやる場合は木を切らんといかんもんですから、用地の両方の人たちの協力ができない点もありますので、できるだけ早く調査をするようなことをしてみたいと思いますので、やらないといけないということはわかっているんです。でも、ことしじゅうにやれるかどうかというための検討をしてみないといけない。それは、両方の地主の関係の承諾と、今、桜の木の提案もありましたが、その辺ももう言っていると思いますので、そういうようなことをしたときに、農地にするということをやっているところもありますから、その辺はだめでしょうから、また住宅をつくっておりますので、その辺も含んで検討させていただきたいと思います。前向きに検討します。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 私、その牟田川をずっと歩いた経緯もあるんですが、やっぱり空き缶とか生ごみとか、そういうのが捨てている場所もあるんです。ということは、わからないからやっぱりポイ捨てが多いと、そういうようなことであろうかと思えますけれども。

8月の中旬でしたか、段ボール箱が川に落ちていると。そこがもうすごく臭いと。これはやっぱり自分であけてもどういふふうな中身かわからないので、たまたま私もその話を伺いましたから、私もそこに行ったら、段ボール箱に何か臭いにおいがして、これはちょっと町のほうで開けてもらって、何かやっぱり判断してもらって、その判断の中において捨ててもらったほうがいいのかなど。そういうふうなことがございましたから、早速、保健福祉課のほうで担当に来ていただきまして、あけて

みたら猫の死骸だったと。そういうようなことがありまして、私もやっぱりこのポイ捨てについては法的にもいろいろな問題があるので、防災無線等でも捨猫とかそういうことはしないようにしてくれないかと要望をしたところ、防災無線でも言っていただきました。これについては、私も、行政としても早目の対応をしてくれたなと理解をするわけですが。

やっぱり暗いところとか人があまりいないところにはそういうようなこのポイ捨てもするという状況も起こりますので、何らかの形でやっぱり歯どめをする必要はあると思うわけでありまして、そのところをやっぱり行政としてもやってほしいなと思います。

前向きに伐採を検討していくというふうな答弁でございましたが、よければ年1回は定期的に、年間の伐採契約の中に入れて対応をしてもらえばいいのじゃないかとそういうことで思うわけでありまして、行き当たりばったりでそうするというのはなかなかでございますので、やっぱり町としては向こうの路線については1年に1回は伐採をする、あるいは地域住民の協力もいただいてしていただくと、そういうような方向の考えも必要かと思うわけでありまして、町長、そのことについてお聞きをします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） きく旅館の前の下のほうからやった状況からすると、全面的にやっぱり全部三面張りの寄州を取ってのけないといけないと。もう絶対それだと思います。そうしたら、5年に1回でいいと思います。きれいにまたあの上も了承を得て払うということであれば、非常に上中川の源流は、元日高議員のところが源流でございますから、その辺の点については十分担当課も課長も聞いておりますので、そのような取り組みをしたいと。金額によっては本年度中に実施できるかもしれませんから、ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 私が1回と言ったのは、全部を1回にきなさいじゃなくて、やっぱり年に、悪いところは1回ずつして、例えば50メートル、100メートル、覆いかぶさっているところがありますので、そういうところを言ったわけですがけれども、全体としては5年に1回と、そういうふうなことですね。そのところは、やっぱり、その現地も町長も把握しているわけですから、そういうふうなところも計画的にやってほしいと、そういうふうなことであります。

次の質問をいたします。防犯対策でありますけれども、近年、テレビ、新聞報道では、夜間のひったくり事件、子供の行方不明という事件が報道をされております。本町でもこのような事件が起こらないとも限りません。その対策が必要と思われま

す。昨年の9月議会でも町内の防犯灯設置についてお伺いをいたしました。平成30年7月末までの町内防犯灯の設置状況について答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） お答えします。

町内における防犯灯の設置状況であります。平成30年9月1日現在におきまして、町全体で686基でありまして、内訳は平山63基、荃永35基、下中36基、西之119基、西海36基、島間127基、長谷25基、上中184基、公設61基であります。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 私が23年度末にこの防犯灯の設置についてお聞きした時は、574基、それから29年度の9月議会での質問のときの基数が668基、今回686基というところで、24基の増と、そういうふうなことであります。

私、この23年度の議会のときにも基数と電気料の問題、そういうところを踏まえての質問をした経緯がありますけれども、このときにも、私、経費節減、電力量の節減というふうなところで質問をした経緯があります。このときも、LEDへの切りかえができないかと、こういうような質問をしたわけでありまして、あれから大体、平成23年度にしておりますのでもう6年もかかっていると。そういう中で、このLED化については行政も余り認識がないのかどうか。また、そのときには投資効果が非常に大きいというふうなところで、お金もかかるとそういうふうなことでございましたから。しかし、今ではやっぱりいろんな町においてもLED化の推進に努めております。

去年の一般質問の中でも答弁をいただきましたが、まず最初に防犯灯から取りかえていくと、このような答弁でございました。現在まで、この防犯灯に対するLED化率は何%か、お聞きをいたします。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 防犯灯のLED化についてであります。29年度末でのLED化率は22.5%でありまして、本年度につきましても8月末現在で12基の新設を含めましてLED設置率が4%上昇し、8月末現在では182基を設置し、現在26.5%の設置率になっている状況であります。

今後におきましても、新設それから修繕等を含めて、随時LED化のほうに切りかえていく方針でやっておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） そのように進捗率もいいほうでございますので、このままいきますという、あと3年か4年では完全にLED化されると、そういうことで認識をいたします。

また、上中周辺を歩きますというと、大分、防犯灯、街路灯などが設置しておりますが、暗くて歩きづらいという箇所もよく聞くとあります。ある程度の時間帯は住宅の電気がついておりますので明るいんですが、寝る時間帯になったときどうも暗いのではないかと、こういうふうに感じたところがございます。特に離れたホテル、旅館、これについては、観光客あるいは事業団関係のスタッフ、そういった人たちが旅館に泊まる、また帰りが暗ければけがなどが出来れば大変だと、こういうふうな話も若干聞くわけでありましてけれども。これ、上中ばかりではなくて、町内においてもこのような場所はあるのではないかと、こういうふうに思っております。

防犯上危険な箇所、暗いところを再調査をし、必要箇所には設置すべきと思いますが、答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 防犯灯の設置等につきましては、現在では各地区及び各集落公民館からの要望を受けまして、現地調査を踏まえた上で随時設置をしているところでありまして。新設箇所はもちろんです、先ほど申しましたように、修繕箇所につきましてもLED化への切りかえを進めているところでありまして。

今後につきましても、地区や集落等からの要望も踏まえ、またこちらのほうもそういうふうな意見がある箇所については防犯上危険であると判断される箇所が出てきますので、現地の状況も踏まえ調査した上で防犯灯の設置のほうを進めてまいりたいと考えております。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 次に、あおぞら広場避難場所について質問をいたします。

役場前のあおぞら避難場所ではありますが、8月から運行しておりますスクールバス兼コミュニティバスが現在常時駐車しております。なぜ、避難場所であるのにバスが常時駐車しているのかと、このような疑問の声を聞くところでありまして。当然、公共用地に車庫及び詰所もつくるというふうな考えは持っていると思いますが、果たしてこれがことしいっぱいとか来年までとかそういうようなことでの駐車が続くとは思っておりませんが、公共用地あるいは民間の土地、こういうふうな場所を車庫としてできるかどうかという調査検討もしていると思っておりますけれども、現在どこまで行っているのか、このことについて町長の答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 御質問にお答えしたいと思います。

今御質問の件については、平成30年第1回定例会でも車庫の必要性について御意見をいただきました。これまで、建設予定地として役場裏駐車場や旧南種子高等学

校の敷地などを検討してきたところでございます。ことし8月からはコミュニティバスでの運用も始まっておりますし、公道への出入りの頻度が非常に多くなったところでございますが、安全性の確保を優先して本年度中は引き続き現在の場所での運用を予定しております。

車庫の建設につきましては、公共用地の有効な活用と安全性の確保の観点から十分検討しております。基本的には、何百万円でできるもんじゃなくて数千万円かかるわけでありまして、車庫としてやる場合はそのことも頭に入れているわけでありますから、それから役場周辺を職員の駐車場にしておりますから、これも他のところに持っていきなりして、公用車は旧病院にも数台置いているわけでありますから、そういうことを考えて全体的な計画はもう来年度にお願いするようなことしかできないんじゃないかと、こう思っているところでございます。

つまり、現在の段階では、災害の場合でいえば、バスそのものを避難所の休憩所として昼夜を問わず使用するというのも念頭に置いておりますが、計画的には広場としてつくっておりますから、これはそれなりのこととして、駐車場は駐車所としてさっと車が抜けるような状態で今しばらくさせてほしいと、こう願うところでございます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） この避難場所にバスを駐車をしておるわけですが、これについては車庫証明とかそういうような問題はないんですか、総務課長。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 特に問題はありません。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 特に問題ありませんということでありましてけれども、私としては、いろんな法とかそういうのがあって、それを調べたときに問題ないと、そういうふうな答弁を聞いたかったですけれども、一応問題なということに理解をしておきたいと思っております。

続きまして、このあおぞら避難場所を明示する看板でありますけれども、周囲に3カ所立てております。特に、上中の町民が、地震、火災等起きた場合に活用されると、このように思うわけでありまして。

この場所を町民にも避難場所として位置づける必要があると、こういうふうに思います。上中市街地周辺にもあおぞら広場避難場所を明示する案内板が数カ所必要と思っておりますが、町長、どのように考えておりますか、お聞きをいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 毎日、防災放送をやっているわけでありまして、防災について

は外部のスピーカー、きちんと届いておりますから、提言についてはそうかなというふうに思いますが、じっくり年寄りが見るとかそういうことで先入観としてこっちに逃げないといけないというようなことあるかもしれませんが、これは内部検討してみたいと、このように思います。

つまり、設置せよということでございますから、検討させてほしいということです。ということは、答えとしてはもう出てきているわけでありまして。看板ばかり多過ぎてどうなるかなというのも一つないじゃないんですが、やっぱり議員の立場で見ると、それが必要だということであればやっぱり対応せざるを得ないんじゃないかという思いをしている状況でございます。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 町長、私なんかもよく町民の声を聞くわけでありまして。向こうを通った人たちが、あれは何だろうかというふうな意見を聞くんです。ということは、いわば車もとまっているし、マイクロバスもとまっているし、また半分には芝生広間もあるし。だから、これは防災公園というふうな位置づけでそういうような施工をした経緯もあると思うんですけども、また反面、私も聞いたところ、駐車をして問題ないと、そういうふうな話も聞きましたので別にそのことについては質問をしませんが、やっぱりみんなが、そういうような避難場所であれば、当然、上中周辺にも、向こうの右のほうに行けば避難場所がありますよと、そういうような設置が必要じゃないですかというふうな声を聞くわけです。ですから、私もかねがね思っておりましたので、こういうような質問をしたわけでありましてけれども。その答えはわかっているということは、内部検討をして、やっていただくと、そういうふうなことで理解してよろしいですか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 了解しました。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） そういうようなところで、つくっていただくというふうな明確な答弁をいただきました。これも町民としては喜ばしいことではないかと、こういうふうに思うわけでありまして。

平成26年の12月議会において、上中の市街地に子供広場がないということで陳情がありました。その陳情内容は、上中商店街の近くに乳幼児、児童や一般町民が憩える遊園地公園の創設の実現についてということでありました。この陳情書が出る時点におきましては、今、防災公園と言いましたけれども、あおぞら広場の避難場所というのが計画をなされているようでございました。この中で、ある程度の公園機能ができると、そういうふうな答弁もございましたので、陳情は採択と、そうい

うふうになった経緯があります。

このあおぞら広場避難場所の芝生広場、これにつきましては、現在保育園が運動会等で活用をしておりますが、この周囲に、やっぱり鹿児島とかいろんな児童公園あるいはそういう場所が避難場所として位置づけをされております。そういうふうなこの場所等を見ていると、日陰があって、その片隅にはベンチがあると、そういうふうな公園もよく見受けられるわけでありまして。この陳情の趣旨の中で一つの採択というのは、そういうような上中の周辺にはそういうふうな広場がないと、ですからこういうふうなことでの広場としても活用できないかと、そういうふうな趣旨でございましたから、あれから4年ほどたっております。また、このあおぞら広場避難場所の供用開始も昨年からしているところではありますが、芝生広場、この周囲にベンチ等設置をして、子供等の遊び場ということで活用できないか、そのことをお聞きをしたいと思っております。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 当然のことながら必要だと思っておりますが、周囲に木をいっぱい植えるということであれば、これはもうちょっと問題点があるということは、どういうことかということ、芝がもう枯れてしまいますから、その辺を含んで適正な、それはもう必要だと思っておりますので、これは設置する必要があるということで認識するわけでありまして。

ただし、本年度中にできるということにはならないんじゃないかと。つまり、一般財源、もう前からずっと言っておりますが、少ない中で60億という予算を組んでいるわけでありまして、この辺を含んで、20億円の交付税と8億3,000万円の町税、これで36億円の経常経費をするというのは、事業をやらないと消費できないわけでありまして、これはそれぞれ一般財源含んで有利債を適用して事業を推進してきておりますので、それにしても本年度分についてはやっぱり限界に来ているということだけは事実でございますので、御理解をいただきまして、次の町長に対してもそういうのを申し送りする必要があるんじゃないかと。出たことについては、4年前のことでもございますが、その後、つくったのは一昨年でございますから、きちんとでき上がりましたから、これで感じることは、今、議員のおっしゃるとおりだと思いますので、それは検討をして、ずっとつくるということを前提に今後やらなければいけないということを認識しているということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（小園實重君） 塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） 設置をしていただくというふうなことでございますし、また財政的なこともあるということで、次年度以降になるとは理解しますので、できるこ

とを期待をしたいと思います。

私も、いろんな条件、状況の中において、いろんな災害対策あるいは防犯対策について質問をいたしましたけれども、これについては、やっぱり町民がしなくてはいけないというふうな、今後、この異常気象あるいはそういう中にはやっぱり認知をする必要があるのではないかと思ったところでございます。

また、8月の町広報誌に「射点」これは南種子の交番の巡査長が出しているチラシでありますけれども、災害の備えをというチラシを配布をしております。やっぱりこのような組織の団体でさえ、災害の備えを十分にしましょうという広報をしているわけであります。

また、これは南日本新聞このチラシの中で、9月1日は防災の日というところで載っております。防災意識を高めましょうと、こういうふうなチラシも載っておりますし、またこのようなことを踏まえて、やっぱり南種子町の災害、いろんな防犯の安全対策については、十分に行政、また私たちもなんですが、肝に銘じながら対応をしていかなければならないと、こういうふうに思ったところでございます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（小園實重君） これで、塩釜俊朗君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時31分

○議長（小園實重君） 休憩を閉じて再開をします。

散 会

○議長（小園實重君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、9月13日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。

散 会 午後 3時31分

平成30年第3回南種子町議会定例会

第 2 日

平成30年9月13日

平成30年第3回南種子町議会定例会会議録

平成30年9月13日（木曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

- 日程第1 議案第38号 南種子町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第2 議案第39号 南種子町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第3 議案第40号 南種子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第4 議案第41号 南種子町福祉事務所設置条例制定について
- 日程第5 議案第42号 南種子町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議案第43号 工事請負契約の締結について【平成30～31年度 西野小校舎建設工事（建築本体1工区）】
- 日程第7 議案第44号 工事請負契約の締結について【平成30～31年度 西野小校舎建設工事（建築本体2工区）】
- 日程第8 議案第45号 工事請負契約の締結について【平成30～31年度 西野小校舎建設工事（建築本体3工区）】
- 日程第9 議案第46号 平成30年度南種子町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第47号 平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第48号 平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第49号 平成30年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第50号 平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（9名）

1番	河野浩二君	2番	柳田博君
3番	大崎照男君	4番	塩釜俊朗君
5番	広浜喜一郎君	6番	上園和信君
7番	立石靖夫君	9番	西園茂君

10番 小園 實重 君

4. 欠席議員 (0名)

5. 出席事務局職員

局 長 濱田 広文 君 書 記 長 田 智 寛 君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	名 越 修 君	副 町 長	長 田 繁 君
教 育 長	遠 藤 修 君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	高 田 真 盛 君
会計管理者 兼会計課長	小 川 ひとみ さん	企 画 課 長	小 脇 隆 則 君
保健福祉課長	小 西 嘉 秋 君	税 務 課 長	小 脇 秀 則 君
総合農政課長	羽 生 幸 一 君	建 設 課 長	向 江 武 司 君
保 育 園 長	園 田 一 浩 君	教育委員会 社会教育課長	松 山 砂 夫 君
教育委員会管 理課長兼給食 センター所長	島 崎 憲一郎 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	古 市 義 朗 君

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（小園實重君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第1 議案第38号 南種子町税条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第1、議案第38号南種子町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。税務課長、小脇秀則君。

○税務課長（小脇秀則君） 議案第38号南種子町税条例等の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

地域の中小企業の労働生産性の伸び悩みと設備投資の後押しの必要性から、2020年（平成32年）までを支援期間として、生産性向上特別措置法が施行され、同法に基づく本町の導入促進基本計画について、平成30年7月31日付で経済産業省の同意が得られたため、固定資産税の特例に関して所要の改正を行うものです。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表をお開きください。

第1条は、南種子町税条例の一部を改正するものです。

1ページをお開きください。

第94条は、平成30年3月31日に専決処分いたしました南種子町税条例等の一部を改正する条例につきまして、総務省から示される税条例改正案に用語の誤りがあったため、改めるものでございます。

附則第10条の2は、課税標準の特例により固定資産税が軽減されるいわゆる我が町特例に関して、生産性向上特別措置法が施行されたため、地方税法附則第15条において、町の条例に定める特例の割合について定めるものです。

第26項については、生産性向上特別措置法第40条第1項に基づき認定された先端設備等導入計画に基づき、中小企業者が新規または増設した減価償却資産に対する特例の割合をゼロと定めるものでございます。

2ページをお開きください。

第2条は、第1条で改正された南種子町税条例の一部を改正するものです。

附則第10条の2第26項については、平成31年4月1日で施行される地方税法の改正により条ずれを起こすため、所要の改正を行うものです。

附則として、第1条の改正規定は平成30年10月1日から施行し、第2条の改正規定は平成31年4月1日から施行することと定めるものです。

以上、簡単ですが説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号南種子町税条例等の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第39号 南種子町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第2、議案第39号南種子町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。当局の説明を求めます。税務課長、小脇秀則君。

○税務課長（小脇秀則君） 議案第39号南種子町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

企業の地方拠点強化を推進するため、本店機能を東京23区から地方活力向上地域に移転した場合における特例措置の強化について、地方再生法が一部改正され、平成30年6月1日に施行されたことにより、所要の改正を行うものです。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表をお開きください。

南種子町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正するものです。

1 ページをお開きください。

まず、題名を「南種子町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例」に改めるものです。

第1条は、本町の産業の開発を促進し、もって住民生活の向上に寄与する目的で固定資産税の課税免除を行うことを定めるものです。

第2条は、地域再生法の改正により、用語の意義について規定する条の条ずれが生じたことにより改めるものです。

第3条は、固定資産税の特例措置について、課税免除を行うことを定めるもので

す。

第4条は、固定資産税の特例措置の対象について、課税免除の規定を定め、関係省令の改正に伴い所要の規定の整備を行うものです。

第5条は、法第17条の2第1項第1号に掲げる移転型の事業は、東京23区にある本社機能を地方活力向上地域に移転し、特定業務施設を整備する事業を示しますが、本事業を実施する者が認定事業者である場合は、その者が取得した特定業務施設に係る固定資産税を課税免除するものです。

第6条は、課税免除を受けようとする認定事業者の特定業務施設の指定について定めるものです。

第7条は、町長は課税免除を行うために、認定事業者に対し、必要な報告を求めることができる旨について定めるものです。

第8条は、課税免除の取り消しについて定めるものです。

附則として、第1項では施行期日は公布の日から施行することを定めるものです。

第2項では、経過措置として、改正後の本条例の規定は、改正地域再生法の施行日である平成30年6月1日以降に新設または増設された固定資産税について適用し、同日前については従前の例によることを定めるものです。

以上、簡単ですが説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 今回のこの条例の一部改正については、30年の6月1日以降というところで改正するようですが、現在まで、この地方活力向上地域による固定資産はあるのかどうか、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 税務課長、小脇秀則君。

○税務課長（小脇秀則君） お答えをいたします。

現在のところ、その申請がございませんので該当はございません。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） その6月1日以前の施設があるのかどうかということなんですよ。

○議長（小園實重君） 税務課長、小脇秀則君。

○税務課長（小脇秀則君） 施設はございますけども、申請がされてございませんので、該当はないということでございます。

○議長（小園實重君） 6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） この南種子町内の地方活力向上地域というのはどこを指すんですかね。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） お答えをいたします。

地方活力向上地域につきましては、この計画の中で県が地域再生計画を定めてございまして、その中で中之上の枯木野隅、石ノ峯、轆ノ牧、それから荃永の下ノ平、赤坂口、中之下の稗畑、串目、平山の福ヶ野、以上が地域として指定がされているところでございます。

○議長（小園實重君） 6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） 今の答弁で、申請がなかったから適用されないということではありますが、こっちのほうから申請しなさいとか、そういう指導はしなくていいわけですかね。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） 基本的には、その事業者からの申請というのが原則でございまして、私が聞いている範囲では、本町ではレストラン等の建設のときに、事業者のほうから申請をする旨の意向はあったようですが、最終的には事業者のほうから申請をしなかったということで聞いてございます。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。9番、西園 茂君。

○9番（西園 茂君） その東京の23区内に本社があるということに限定しているのはなぜですか。

○議長（小園實重君） 税務課長、小脇秀則君。

○税務課長（小脇秀則君） この地域活力向上のために、東京23区内に本社機能を持っている会社等について、企業等について、この地方活力地域に本社機能を移転した東京23区に限って定められておりますので、そういう表現になっているところでございます。法律でそういうふうに定められてございます。

○議長（小園實重君） 9番、西園 茂君。

○9番（西園 茂君） それ、意味わかりますか。法律で決めたからどうのこうのじゃなくて。ある程度こういう目的だとか、そういう理由がないと、やはりこういう小さな議会であっても簡単に通らないと思うんですよね。だから、国がどういう意向でこういう取り決めをやったのかというのは、薄々わかりますけども。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） 答弁になるかわかりませんが、基本的にはこの東京一極集中をなくすということで、やはりこの特例措置の創設については、地方創生、地方版戦略の策定によって、連動する形で企業のこの地方拠点強化を進めるための計画ということになってございますから、そのように御理解をいただければと思います。

○議長（小園實重君） いいですか。

○9番（西園 茂君） 国の方針ですから、いいと思います。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号南種子町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第40号 南種子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第3、議案第40号南種子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議案第40号について御説明申し上げます。

議案第40号は、南種子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴う条例改正でございます。

放課後児童クラブの放課後児童支援員は、一定の受講資格要件のもと、資格認定講習を受講しなければならないとされております。

平成32年までの経過措置が設けられているところでございますが、全国的には放課後児童クラブが増設中であり、支援員の不足が課題となっていることから、地方自治体等の要請もあり、省令を改正し、基準が緩和されることになったところでございます。

それでは、改正条例案新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第10条第3項、第4項は条文表現の変更でございます。

第10号に、5年以上放課後健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたものを追加するものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行し、改正後の南種子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、平成30年4月1日から適用することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。5番、広浜喜一郎君。

○5番（広浜喜一郎君） この放課後児童健全育成事業の指導員、現在も雇用していると思いますけども、現在の雇用者はこの条例の条件を満たしているのかどうか、お伺ひいたします。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 全小学校区で放課後児童クラブを開設をしているところでございますが、現在、昨年度から順次資格講習を受講をさせていただいているところでございます。平成32年までが経過措置ということになっておりますので、それまでに計画的に受講をしているところでございます。

○議長（小園實重君） 5番、広浜喜一郎君。

○5番（広浜喜一郎君） それでは、平成32年度までは今のような状況でいいということとで理解してよろしいですか。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 平成31年度までに支援員全員が資格認定の講習を受講する計画でございますので、それまでは、その受講されてなくても運営ができるということになっているところでございます。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありますか。4番、塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） この放課後児童健全育成事業、これは児童クラブだけですか。それとも該当する事業はあるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 健全育成事業は、御指摘のとおり放課後児童クラブだけではございません。総体的には保育所の関係も全て含めての事業ということになっております。具体的な資料は手元にありませんので、後ほど御提示をさせていただきたいと思ひます。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありますか。6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） この適用が4月1日、さかのぼって適用するようになっていま

すが、本来なれば3月までにこの改正を提案すべきだったと思いますが、今議会に提出した理由はどういう理由ですか。

○議長（小園實重君） 遡及適用に関しての答弁ということですか。

○6番（上園和信君） はい。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議員の御指摘のとおりでございますが、省令の改正が3月31日ということになっていまして、本来であれば、早くも6月の議会ということになるんですが、今回、県からの指摘がございまして、改正されてないということで今回の提案になったところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号南種子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第41号 南種子町福祉事務所設置条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第4、議案第41号南種子町福祉事務所設置条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議案第41号について御説明申し上げます。

議案第41号は、南種子町福祉事務所設置条例を制定するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

南種子の町民の福祉の一層の向上を図るために、南種子町福祉事務所を設置するものでございます。

福祉事務所は、社会福祉法第14条に規定される福祉に関する事務所でございまして、福祉6法、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成または厚生の方

置に関する事務を行う社会福祉行政機関でございます。

都道府県及び市は設置が義務づけられており、町村は任意で設置できるようになっております。

平成5年に老人福祉法及び身体障害者福祉法に関する事務、平成15年に知的障害者福祉法に関する事務が都道府県から町村に移譲され、都道府県福祉事務所では福祉3法、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法を所管をしているところでございます。

今回の条例制定は、現在町が行っている事務にこの県が実施している福祉3法に基づく事務を行うものでございます。

鹿児島県では、長島町、屋久島町に次いで3番目、全国では44番目ということになります。

なお、8月24日に町の法規審議会において審議をしたところでございます。

それでは、制定条例を説明いたします。

まず、第1条でございますが、社会福祉法第14条第3項に、町村は条例でその区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することができるの規定に基づき、設置を規定をしております。

第2条は、名称及び位置、第3条は所管事務の規定でございまして、福祉6法に基づく事務及び町長が認める社会福祉の事務としております。第4条は、職員の定数等、第5条は委任の規定でございます。

附則で、この条例は平成31年4月1日から施行するとしております。

また、参考資料として南種子町福祉事務所設置条例施行規則案を配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしく願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 今回、新たに福祉事務所を設置するという条例であります、先ほどの保健福祉課長の説明では、鹿児島県では3番目とか4番目の説明がありましたが、設置しなければいけない理由、これについて答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 現在、種子島、屋久島1市3町では、屋久島町は福祉事務所がありますので、屋久島町、西之表市には福祉事務所があります。中種子町と南種子町の福祉3法の関係を県の福祉事務所が実施をしているところでございますが、実際の事務は、それぞれ課の職員が書類をほとんど整えて県に提出をして、県が生活保護等の決定を行っているという状況になっているところでございますが、

ただ、祝祭日における対象者の相談、いろんな事故等がございまして、そのときの対応は町の職員が実際はやっているところでございます。県の職員は、土日不在のときが多いので、実務はほとんど南種子町の職員が実施をしていますので、ほとんどの事務を実施している状況も考えて、交付税措置は町にはないわけでございますので、そういった財政的な点も考慮すれば、町民の福祉の向上もあわせて、南種子町で設置をして実施したほうが、町民の福祉向上につながるという考えで設置に至っているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（小園實重君） 立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 課長、中之上の2793番の1というのはどこになりますか。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 南種子町役場の所在地でございます。

○議長（小園實重君） 7番、立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 恐らく、所長については保健福祉課長が兼務ということになるんでしょうけど、私はこの役場内に事務所を設けて、実際この生活保護とか児童福祉関係、母子関係とかいう、余り人から聞かれてはまずいなという案件がいろいろあると思うんですよ。だから、これを別棟で私はするべきでないかと思うんですが、この役場内に設置をして、自由に相談できるのかどうか疑問を持っていますが、そのことについて、何か町長、答弁があればお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 完全に役場とは別個の事務所、課内に置くということではありません。これは、基本的には全て交付税措置で全て人件費も見られるということであって、役場の職員ということは、職員のそれをやめるかどうかじゃないとできないという、そういうことになっておると思いますので、そういう考え方で、県下ではうちの町は福祉ではトップクラスになって、二、三番手になっておりますから、それを含んで重点的にやっぱりやっていくためには、専門的にやらせたほうがいいという判断でもって今それをやろうとしておりますので、御理解いただきたいと思います。

この番地は、役場の番地でありますから、役場のどこかに置かないといけないわけですが、その隣の置くとかということにはなっていないと思います。ひょっとしてなるかどうか、内部協議まだしていませんので私わかりませんが、そういうようなこと、完全に別個だということをそこで御理解いただければありがたいと思います。それでは課長に説明させます。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） お答えいたします。

立石議員の御指摘はもつものことだと思います。ただ、今こういった生活保護、それからその他の相談については、企画の隣にある相談室で全て対応しているところでございますので、理想的にはしっかり個別に対応できる場所が窓口があればいいんですが、庁舎の関係上やむを得ないところもありますので、相談の中身については別のところで、相談室で実施をしていますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（小園實重君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時35分

○議長（小園實重君） 休憩を閉じて再開をいたします。

ほかに質疑はありませんか。6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） 2点ほどお尋ねをいたしますが、まず、この条例の第4条、福祉事務所の所長及び事務を掌るに必要な所員を置く。所長及び所員を置く。単刀直入の条例文でよかったんじゃないかなと思いますが、この事務を掌るに必要な所員、これについて説明をお願いいたします。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 記載のとおりでございますが、事務をつかさどるために必要な所員を置くということでございます。

○議長（小園實重君） 6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） この規則を見ると、所員は保健福祉課の職員をもって充てるとなっていますよね。案を見ると。だから、単刀直入に所長及び所員を置くの条文でいいんじゃないかと思うんですが、わざわざ事務を掌るに必要な所員を置くとした理由ですよ。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） ほかのところの福祉事務所の条例を参考にして、県の社会福祉課の担当と協議をして作成をしていますので、恐らく福祉6法の関係に関して特定するために、事務を掌るに必要な所員を置くという記載になっているというふうに思います。

○議長（小園實重君） 6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） 私は、この福祉事務所をわざわざ条例をつくって設置する関係で、全く別個の事務所を置くというそういう感覚でございましたが、保健福祉課がそのまま福祉事務所になるわけですよ。だから、保健福祉課の顔と、福祉事務所の

顔を2つの顔を持つということになるようです。

決算審査のとき、当時の保健福祉課長が、平成31年度からは福祉事務所を設置するという説明の中で、県から職員が派遣されるという答弁を聞いたような気がするんですが、その県からの職員の派遣はあるんですか。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 県から派遣の制度がございますが、中身をいろいろ聞いてみますと、町がその人件費分を負担をしなければならない、負担金で払わなければならないということになっているようでございますので、12月から職員が3カ月間研修に出て、ノウハウを学んで引き継ぎも行ってくださるところでございますので、南種子町は今のところ県の職員は受け入れないということにしているところでございます。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。5番、広浜喜一郎君。

○5番（広浜喜一郎君） 今いろいろ質問が出ていますが、この事務所に必要な職員、所員、何名を予定しているのか伺います。

あと、人件費は全て交付税措置だということで先ほど答弁がありましたが、本当に100%交付税措置でできるのかどうか、例えば時間外手当とか、そういうのも含めて全てできるのかどうか伺います。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 当初説明したとおり、現在福祉6法のうち、半分は今の福祉年金係が実施をしているところでございまして、残りの生活保護法等について、新たに事務がふえるところでございますので、今の事務の延長上に福祉事務所があるというふうに考えていただければいいかなというふうに思います。

交付税措置の関係でございますが、市町村課に試算をしていただいて、2名については交付税措置の人件費が出るということになっているところでございますので、今年度より特別交付税から普通交付税に変更しましたので、安定的にその人件費の部分は交付税措置になるということでございます。時間外手当等について、交付税措置については、あくまでも国の基準で1人の額が決まっていますので、それを超えた分については交付税措置はされないということになります。

○議長（小園實重君） 5番、広浜喜一郎君。

○5番（広浜喜一郎君） 県下でこの3カ所しかやってないような事業所を、何で急いである必要があるかなと私は思います。

町長の話では、県下では福祉は上位3番目ぐらいにいつているという話ですけども、それで私はいいいんじゃないかと別に思います。ですので、急いでこれを設置するその理由を、もう一回町長からはっきりお伺いいたします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 福祉のほうが非常に体制が多いわけですね。職員数も多うございます。活動の幅も広いわけでありますから、幾分専門的にやらせたほうが良いというそういう判断で、内容の具体的な詰めが不足していることははっきり言って事実です。私の意見と若干違った点もありますから、つまり、その辺はありますけれども、基本的には交付税処置で2人分は見られるという、その辺でも、やっぱり平均、公務員の給与のそれからすると、そこ入ってくるわけでありますから、そういった形の中で、よくしてない人まで気がつくような調査を現場でやれるという点でいけば、そっちのほうที่ได้だという判断をしておりますので、ぜひその辺については御理解いただいて、やっぱり屋久島町、長島町がやっているような状況では、そういうような点も含んでやっていると思っておりますので、私としてもそれを望んだ次第でございます。

○議長（小園實重君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号南種子町福祉事務所設置条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第42号 南種子町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第5、議案第42号南種子町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議案第42号について御説明申し上げます。

議案第42号は、南種子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定でございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、南種子町に居住する寝たきりの者または重度認知症の者を在宅で介護している者に対し、その労をねぎらうことなどを目的に支給している介護手当

について、地域支援事業の任意事業に位置づけられたことに伴い、介護手当の支給を市町村特別給付として実施するため、南種子町介護手当支給条例とは別に南種子町介護保険条例にも規定するものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

目次に第3章の2、市町村特別給付を新設するものでございます。14条の2は、市町村特別給付の種類について、14条の3は、市町村特別給付に関して必要な事項を委任することについて定めるものでございます。

附則として、附則の施行期日につきましては、公布の日から施行し、改正後の南種子町介護保険条例の規定は平成30年4月1日から適用するものとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方、お願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。4番、塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） この寝たきりの者1人につき、月5,000円とそういうふうなことでありますけれども、これは家で寝たきりの例えば父、母がいた場合、家族が介護すると、そういうような形での支給というようなことで理解をするんですけども、介護するその家族が例えば資格が要るのかどうか、このことについてお聞きをしたいと思います。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 介護する方については、資格要件はございません。介護される方については、在宅で月に15日以上介護をしていることが必要とされております。また、入院とかショートステイの利用期間についてはその期間から除外をするということでございます。

○議長（小園實重君） 4番、塩釜俊朗君。

○4番（塩釜俊朗君） そのようにしたとき、例えば手続といいますか、申請というのが必要かどうか、このことについてお聞きをします。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 介護保険係で把握をしていますので、本人に連絡をして申請をしてもらっているところでございます。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号南種子町介護保険条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第43号 工事請負契約の締結について

○議長（小園實重君） 日程第6、議案第43号工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。管理課長、島崎憲一郎君。

○管理課長（島崎憲一郎君） それでは、議案第43号について御説明申し上げます。

工事請負契約の締結について、下記のとおり工事請負契約を締結する。よって、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、平成30年から31年度西野小校舎建設工事、建築本体1工区です。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

契約金額は1億3,122万円でございます。

契約の相手方は、鹿児島県熊毛郡南種子町中之上2183、有限会社和人組代表取締役小山倫明でございます。

次に、工事の概要等についてであります。お手元に参考資料として仮契約書の写し、入札結果表、図面を添付してございますので、ごらんいただきたいと思っております。

本工事の内容についてでございますが、配置図、付近見取り図にありますとおり、現在の校庭に新たな校舎を建設し、既存の校舎を解体して校庭等を建設するものであります。

建築本体の1工区については平面図をごらんいただきたいと思っておりますが、水色で塗られた部分ですが、児童の昇降口、玄関ホール、普通教室棟、図書館の建設であります。

工期でございますが、平成30年9月25日から平成31年7月31日までの310日間を予定しております。

以上で説明を終わりますが、御審議方、よろしく願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第44号 工事請負契約の締結について

○議長（小園實重君） 日程第7、議案第44号工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。管理課長、島崎憲一郎君。

○管理課長（島崎憲一郎君） それでは、議案第44号について御説明申し上げます。

工事請負契約の締結について、下記のとおり工事請負契約を締結する。よって、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、平成30年から31年度西野小校舎建設工事建築本体2工区です。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

契約金額は、1億2,603万6,000円でございます。

契約の相手方は、鹿児島県熊毛郡南種子町荃永3721、有限会社石堂建設代表取締役石堂和雄でございます。

次に、工事の概要についてであります。お手元に参考資料として仮契約書の写し、入札結果表、図面を添付してございますので、ごらんいただきたいと思います。

本工事の内容でございますが、配置図、付近見取り図にありますとおり、現在の校庭に新たな校舎を建設して、既存の校舎を解体し、校庭等を建設するものであります。

建築本体2工区については、平面図をごらんいただきたいと思います。黄色で塗られた部分ですが、図書室を除く特別教室棟の建設であります。

工期でございますが、平成30年9月25日から平成31年7月31日の310日間を予定しております。

以上で説明を終わりますが、御審議方、よろしく願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） しばらくお待ちください。
暫時休憩します。

休憩 午前10時57分
再開 午前11時01分

○議長（小園實重君） 再開します。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第45号 工事請負契約の締結について

○議長（小園實重君） 日程第8、議案第45号工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。管理課長、島崎憲一郎君。

○管理課長（島崎憲一郎君） それでは、議案第45号について御説明申し上げます。

工事請負契約の締結について、下記のとおり工事請負契約を締結する。よって、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、平成30年から31年度西野小校舎建設工事建築本体3工区です。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

契約金額は、1億2,096万円でございます。

契約の相手方は、鹿児島県熊毛郡南種子町中之下1919の139、種子島建設株式会社代表取締役神崎壽丸でございます。

次に、工事の概要等についてであります。お手元に参考資料として仮契約書の写し、入札結果表、図面を添付してございますので、ごらんいただきたいと思いま

す。

本工事の内容についてでございますが、配置図、付近見取り図にありますとおり、現在の校庭に新たな校舎の建設を行い、既存の校舎を解体し、校庭等を建設するものであります。

建築本体3工区については、平面図をごらんいただきたいと思いますが、緑色で塗られた部分ですが、管理教室棟、渡り廊下の建設と、屋体昇降口の改修であります。

工期についてでございますが、平成30年9月25日から平成31年7月31日まで310日間を予定しております。

以上で説明を終わりますが、御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 工事契約については、別に私は意見を述べることはいたしません。西野小学校のこの新築工事、教育長にお伺いします。老朽化した学校が何件あるのかですね、個々の学校施設、例えば荃南小なんかは私は相当古いと思うんですが、今後そのような老朽化した校舎を建設する計画があるのかどうか、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 教育長、遠藤 修君。

○教育長（遠藤 修君） 今老朽化しているといえ、花峰小学校と荃南小学校でございます。次期の長期計画の中で、また検討させていただきたいと思っております。

○議長（小園實重君） 7番、立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） そのような各学校老朽化していると思うんですが、やはり本当のこの地元の子供たち、これが少なくなって、留学生で保っているというようなことでありますが、現在の町長は幾ら子供が少なくなっても、地域の学校は守るというような今まで答弁をしておりますが、私はこれをする、しないは別にして、今後このような何億というお金で学校を建設する計画があるとすれば、この小中一貫教育、これも教育委員会等でやっぱり勉強すべきでないかと私は思っているんですよ。これも、私はもう10年以上になりますが、当初その当時の教育長にも中学校をつくる時に、やはり小中一貫という考えですべきであったのではないかという質問もしたことがあるんですが、今後そういう教育委員会での検討もお願いしたいと思います。答弁要りません。

○議長（小園實重君） 5番、広浜喜一郎君。

○5番（広浜喜一郎君） 私も、この契約に関する質問ではないんですが、この西野小の今回の建設に関する全体の契約額といいますか、ここに出ているのが建築の本体

の1工区から3工区ありますけれども、あと電気工事とか水道工事を含めまして、全体の総事業費といいますか、契約額といいますか、それがわかっておれば教えてくださいたいと思います。

○議長（小園實重君） 管理課長、島崎憲一郎君。

○管理課長（島崎憲一郎君） 御説明を申し上げます。

ただいまの御質問ですが、この西野小に関する事業に関しましては、28年度から事業に着手しております。まず、28年度に体力度調査をいたしまして、現在の既存の建物がどのような状態かという調査から入っております。29年に全体設計の委託をしております。今年度から、この31年度にかけて継続費ということで事業に着手しておりますが、これら28年度からの状況を全て含めまして、現在の計画では6億5,110万8,000円を予定しているところです。ただし、本年度の発注状況で若干この数字は下がってくるものとは思いますが、今後新しい校舎の備品等も含めまして、先ほど申し上げた程度の計画ではあるところです。6億5,110万8,000円です。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。9番、西園 茂君。

○9番（西園 茂君） 契約に関することじゃないんですが、きのうちちょっと気になる発言を町長からいただきましたので、ちょっと質問させていただきましても、それこそ人口減少が進んで、大変な6億幾らというお金を西野の地域に投入して、なおかつ花峰、荃永にも今から学校をつくらなきゃいかんという状況の中で、町民所得を上げるのに策もないとか、そういう話というのはあってはならない話だと私は思うので、自分もいろいろと議会の中でちょっと失礼な表現もあったということで思っているんですが、このような状況の中で、もうそれだけのお金をかけて、なおかつ人が減ってしまって、ほとんどの西野の集落を見ればわかると思うんですけども、もう年齢が一番下の集落がもう50代とか40代の後半とかという人たちがいっぱいいる中で、本当にもう少し町民所得を上げて、対応して、それこそ集落関係が維持できるように体制づくりを一生懸命やるんだという心持ちでないと、本当の無駄な投資になってくるんじゃないかと、本当に将来のお荷物に、将来の人たちに負担になってくるんじゃないかという思いがしてなりませんけれども、そこら辺のことにに関して、町長の意見があればお聞きしたいと思います。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 今は、議員の皆さんの考えもそういうことですが、一般の方の意見もそういうのが出ているんじゃないかと思うんですよ。上中に住んでいる若い人が、もうそうじゃなくて、上中に一緒にせよと、こういうわけですよ。そうしたら、南種子の人口減少がどれぐらい急速に進むかということが、私は自分の経験からしてわかるわけでありまして、これはやっぱり学校が続く限りは、そこに地域が

あって、子供がいる限りは、やっぱりそれを残すことによって、さらにあの地域に住んでもらおうという今企画を含んでいるんな調査をやっておりますから、これをやる必要があると思うんです。

つまり、旧西野中学校の跡地が太陽光発電施設になっておりますが、私はあの校舎跡地などがあれば、今どれぐらい人がそこで住宅用として、そして中種子町や西之表市から通っている人がここに住むかというそういうことですね。ロケット関連企業11社に対して、私はきちんと南種子に1時間もかけて来ているわけですから、これを住ませるよというお願いもずっとしてきておりますから、その辺も含んで、企業にはことしになってもそんな話をしましたが、やっぱりそういったことも十分踏まえながら、それはそういうものが各地域にあれば、やっぱり企業としてもそこを利用した方法とか、人を住ませるそれはできると思いますから、私としては、やっぱり子供が少なくても、最低限の教育施設としてのそれはやっていって、今の現状の段階で小中一貫教育をやっているわけですよ。それは発言がなかったから教育長しなかったと思うんですが、1週間に1回は各学校が集まって中学校で授業をやっているわけですから、そういうようなことも含んでやる中で、人口を保てるような、そういう施策をやっていくかないといけないんじゃないかなというのが私の考え方でございますので、またそれぞれの意見も多々あると思いますから、ぜひそこはそういうことで理解していただきたいと。

学校を6億幾らでつくりますが、補助金の関係、起債の関係もありますので、その辺を含んで、やはり財源は教育の問題でありますから、学校が古くなってきたと、新しいところで、新しい感覚で地域の人がまたそこに寄り合って、盛り立てていくようなそういうことであってほしいという思いがありますので、私の考えとしてはそういう考え方であるということで御理解いただければと思います。

危険であれば即やりますが、西野の場合は危険であるというのがはっきりわかったので着工しましたから、だから花峰、それから荃永の場合ですね、東側の校舎のほうの2階棟の向こうが崩れたというのが一つ実際にあります。だから、ああいうのを修繕するかどうかということもありますから、そこについては今の意見も参考にしながら、最低限のそれをしながら、やっぱり子供たちが、わあ、こんな古い建物の中でと思わせないような、それはしながら、建てかえの時期までは辛抱してもらおうと、こう思うところでございます。（「議長、暫時休憩してください」と呼ぶ者あり）

○議長（小園實重君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時15分

○議長（小園實重君） 休憩を閉じて再開します。

ほかに質疑はありませんか。9番、西園 茂君。

○9番（西園 茂君） 先ほども言ったように、もう少し地域の活性化に関する取り組みをスピードアップしないと、今の学校運営それすらも難しくなってくるんじゃないんですか。生徒がいなくなって、宇宙留学生だけでという話にもならないでしょうから、そこら辺をちょっと、もう少し地域活性化のスピードアップをしないと、どうにかなるんじゃないですかという不安がありますけども。町長に答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） ただいまの質問ですが、逆に私が聞きたいことがあるんですよ、そういう点でいえば。意見の交換といって答えるだけじゃどうしようもない点がございまして、地域活性化をどうするかということは、地域の人が学校があって、そこに校区の人が集まるというのは今ずっとやられているんですよ。大川でも西園議員の出身はもう上中地ですよ。ですけど、昔から向こうが大川の杭風という区域でありますから、今大川小学校に出ていると思いますから、多分孫が大川小に行っているか、どうかちょっとわかりませんが、でも、それは別として、大川の人たちが学校がなくなるということかというと、もう全く、そうなれば向こうに何か企業に行ってもらおうとかというのはするようにしますけれども、そういうようなことのその前に、まだ拠点として学校があって、地域が集まることによって、西海校区というのはあるということ、今しばらくは続けても差し支えないんじゃないかというのは私の判断でありますから、まあ、その辺については例えば来年は選挙もありますので、その辺含んで議論をしていいような気もしますので、私は私としての意見を今しばらくは伝えたいと。つまり、全国では数少ない合併に反対の私は町長だと思いますから、やっぱり地域を活性化する、うちのまちはロケットのまちとしての威厳があって、西園議員がおっしゃることは、農業を活性化しなさいと言うが、じゃあ農業活性のためにどれぐらいのいわゆる投資をやればいいのかというような点がありますから、議会の中だけではどうしようもないので、これは別の時間帯の中で話す中で、それを吸い上げられるような活性化の方策があれば、ぜひそれはやりたいわけですよ。ということで御理解いただければありがたいと思います。

○議長（小園實重君） 9番、西園 茂君。

○9番（西園 茂君） 一言だけ言って、私は西海の人間で間違いないんで、上中の人間ではございませんので、それは訂正していただきたいと思います。

もうこれ以上質問することもないですけれども、そういうことです。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。再開は午前11時30分といたします。

—————・—————
休憩 午前11時24分

再開 午前11時29分
—————・—————

○議長（小園實重君） 休憩を閉じて再開をします。

日程第9 議案第46号 平成30年度南種子町一般会計補正予算（第3号）

○議長（小園實重君） 日程第9、議案第46号平成30年度南種子町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第46号平成30年度南種子町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

それでは、表紙をお開きください。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,328万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ60億3,761万1,000円とするものであります。

第1表の歳入歳出予算補正については省略をさせていただきます。

次に、4枚目をお開きください。

第2表の債務負担行為補正については、変更1件であります。南種子町が借り受ける総合行政システム自庁設置サーバー機器のリース料について、限度額を328万8,000円減額し、551万5,000円に変更するものであります。

第3表の地方債補正については変更1件であります。起債申請の内示に伴うもの

で、臨時財政対策債について81万9,000円を増額し、限度額を1億4,081万9,000円に変更するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じでありますので、お目通しをお願いします。

次に、歳入歳出予算補正予算事項別明細書により説明いたします。

まず歳出予算から主なものを説明いたします。

今回の補正内容としましては、ふるさと納税返礼業務手数料、中南衛生管理組合負担金、福祉事務所設置に伴う関連費用が主なものであります。

また、人件費については職員の人事異動等に伴うものでありますので、以下の説明については省略をさせていただきます。

それでは歳出4ページをお開きください。

まず4ページ、企画費については、種子島路線バス運行補助が主なもので80万8,000円を増額するものであります。

次に、5ページ、ふるさと納税推進事業費については、ふるさと応援寄附金の増加に伴うふるさと納税返礼業務手数料が主なもので、2億1,882万円を増額するものであります。

次に、同ページ、電算処理費については、セキュリティー環境構築業務委託が主なもので、67万7,000円を増額するものであります。

次に、同ページ、賦課徴収費については、固定資産家屋評価補助業務委託によるもので、300万円を増額するものであります。

次に、6ページ、社会福祉総務費については、福祉事務所設置に伴う総合福祉システム追加導入委託が主なもので、622万1,000円を増額するものであります。

次に、7ページ、身体障害者福祉費については、障害者自立支援給付費国庫負担金の前年度精算返納金が主なもので、242万3,000円を増額するものであります。

次に、同ページ、福祉センター運営費については、福祉センター前駐車場側溝整備工事の追加、生きがい活動室空調機器購入の執行残に伴う減額が主なもので、138万7,000円を減額するものであります。

次に、8ページ、地域包括支援センター費については、地域共生社会実現包括的支援体制構築事業に伴う相談支援包括化推進員の賃金が主なもので、522万6,000円を増額するものであります。

次に、同ページ、児童福祉総務費については、荃永・島間地区の児童クラブ空調機購入、地域子供子育て支援事業国庫補助金の前年度精算返納金が主なもので、495万7,000円を増額するものであります。

次に、9ページ、医療対策費については、種子島産婦人科医院組合負担金による

もので、123万2,000円を増額するものであります。

次に、同ページ、清掃総務費については、中南衛生管理組合負担金が主なもので、707万7,000円を増額するものであります。

次に、10ページ、農業振興費については、さとうきび等生産性向上支援機械化推進事業補助金が主なもので、441万7,000円を増額するものであります。

次に11ページ、堆肥センター運営費については、散布機等の修繕費が主なもので、163万2,000円を増額するものであります。

次に12ページ、漁港建設費については、竹崎漁港転落防止柵補修工事によるもので、199万3,000円を増額するものであります。

次に、13ページ、常備消防費については、熊毛地区消防組合負担金によるもので、159万3,000円を増額するものであります。

次に、15ページ、体育施設費については、町武道館シロアリ駆除予防委託の追加、乗用芝刈り機購入に伴う執行残の減額が主なもので、47万3,000円を減額するものであります。

次に、16ページ、繰出金については、各特別会計への繰出金でありまして、国民健康保険特別会計における国保基盤安定事業の見込みに伴う減額が主なもので、263万円を減額するものであります。

以上が歳出であります。

次に、歳入の1ページをお開きください。

まず、町税については、町民税の賦課決定に伴うもので、2,000万円を増額するものであります。

次に、同ページ、国庫支出金については、地域共生社会実現包括的支援体制構築事業補助金391万8,000円の追加が主なものであります。

次に、2ページ、寄附金については、ふるさと応援寄附金2億5,000万円を増額するものであります。

次に、同ページ、繰入金については、財政調整基金へ2,737万円を繰り戻すものであります。

最後に3ページ、諸収入については、さとうきび等生産性向上支援金270万円の追加が主なものであります。

以上で説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細についてはこの後の審議において、それぞれ担当課長より説明申し上げますので、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は款別に行います。

まず、歳出から、款の1議会費、4ページ、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 款の2総務費、4ページから6ページです。質疑はありませんか。5番、広浜喜一郎君。

○5番（広浜喜一郎君） 総務費のふるさと納税推進事業費、補正額2億1,882万円、役務費の手数料で2億1,700万補正を出してありますけれども、この手数料の額は、歳入が2億5,000万ですので、86.8%ぐらいになっておりますが、この手数料の内訳をお伺いいたします。

また、南種子町は、給付に対する返礼品の割合は何%となっているのか、伺います。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） 手数料の補正の内訳でございますけれども、2億1,700万円、返礼品代で1億4,411万1,000円、業者委託料で6,750万円、クレジット決済手数料で550万円で見込みまして2億1,700万円の補正ということになってございます。

返礼品の割合につきましては、昨日も一般質問で答弁をしておりますように、地元産品については現在も原価3割以下にしているところでございます。

○議長（小園實重君） 5番、広浜喜一郎君。

○5番（広浜喜一郎君） その地元産品だけではなくて、寄附者に対する返礼品の割合、その地元産品だけではなくて、全体を含めて幾らぐらいになっているのか知りたいということです。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） 返礼品については、地元産品でいうと原価3割というのは今、申し上げておりますけれども、この3割に農家の手数料、これは農家のもうけ分になります。1割、送料で1割で、返礼品分で5割、これにJTBのふるさとチョイスでいけばJTBふるぽに事務委託をしている業者がございまして、ここに支払う手数料が大体十五、六%になってございまして、その残りが自主財源で残るといったことになります。

○議長（小園實重君） 5番、広浜喜一郎君。

○5番（広浜喜一郎君） そのJTBは、きのうの南日本新聞にも載っていたんですけども、旅行のクーポン券等も含まれていると思いますが、そういうのも含めて何%ぐらいに返礼品がなっているのかというふうな割合を聞いたんですけども、昨日の南日本新聞に、総務省のふるさと納税の返礼品見直し調査によると、鹿児島県内では4市町が給付額の30%を超える返礼品を送っていたというふうにあります。

その中に、南種子町は入っていないですが、どうしてなのかわかりませんが、伺いたいのと、この4市町の中に中種子町が入っておりまして、その旅行のクーポンを中種子

も発行しているようで、返礼割合と地元産以外で中種子町は引っかかって県の指導を受けたというふうに新聞にはありますが、それで、この旅行クーポンを6日に取りやめたというふうに、新聞に書いてあります。

南種子町も、この旅行クーポンをやっていると思いますけれども、これをこのまま続けていくのかどうか、総務省からも指導もあったと思いますけれども、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） 南種子町については、新聞記載でもおわかりと思いますが、ワインとそれからカタログギフトについて指摘がございましたので、これはもう早くに外したところでございまして、その結果が公表されたということでございます。

JTBのほうで、中種子町のほうがクーポンが指摘をされているということでございまして、本町については、その分については取り扱いをやめてございましたので、公表されていないということです。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） 3点ほど質問をいたします。

広告費で162万円が計上されておりますが、その内容の説明と、新聞広告かテレビ広告か、全国に向けての広告か。

2点目が、この財源内訳を見ると、一般財源から182万円充当しておりますが、ここは全て寄附金でもってくるべきではなかったかと思いますが、この182万円の説明と、あと、業者委託の手数料で、費目を手数料にしていますが、これは委託料が本来の姿ではないかと思います。その手数料で計上している理由、この3点についてお尋ねをいたします。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） まず、広告料の内訳でございまして、寄附額をふやすために、日経新聞、神奈川、仙台、兵庫、大阪等でございまして、新聞広告をお願いするものでございます。

2点目の手数料の費目がどうかということで、これについては以前から、議員のほうからも指摘を受けているところでございますが、この予算費目については、人的な役務の提供と捉えまして、手数料が適当であると判断をしております。

また、県内その他の市町村においても、本町同様に手数料での予算計上となっているところでございまして、県の市町村課のほうにも確認をしておりますが、性質上、手数料が適当であるとの見解でございます。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 充当関係の質問ですが、今回の補正予算でいいますと、旅

費、広告料がそれに該当するかと思うんですが、この分については、給付をより多く集めるための経費ということで、通常の一般財源を充てるのは妥当ということで、給付金からの充当じゃなくて、通常の一般財源からの充当ということで、こちらに記載をしているところです。

○議長（小園實重君） 6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） これを一般財源からもってくるということは、ちょっと適當ではないと思います。やっぱり全て寄附金のほうから充当すると。一般財源からもってきたということです、この広告料と旅費。

それで、ちょっと29年度のこの実績を見てみると、経費、これが70%を占めているんです。実際に使える金額はほんのわずか30%しかない。これは、やっぱり手数料に多くつぎ込んでいます。今後、返礼品も調達額を30%以下に抑えて、それから業者への委託料の見直しもして、70%を引き下げていくということについては、町長、どう考えますか。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） その辺については、昨日からの意見でも多々、その辺に時間を割いているわけでありますから、私としては、本町に入ってくるお金は少ないとしても、多くの方はこの南種子町を知ってもらおうという、つまり9,000人ぐらいの人が私達の町と関係していますから、そういうことを含んで、担当課のほうとしては違反しないというそういう前提での調査、いろいろ検討した結果、このようになっているわけでありまして、ここについては皆さん方から言われているその辺でいうと、はっきり言って地元産品だけの30%でいうと、もう年間3,000万円ぐらいにしかありませんので、その辺をより多くすることによって、多くの方が我が町を知ってもらおうという、そういう点も含んでの活動を展開してきたということだけは間違いありませんので、私としてはそういう理解をしていて、職員もやっているそれについて決裁をしたということでございます。

○議長（小園實重君） 6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） その返礼品を引き下げることと、それから委託手数料を引き下げて使う、活用するお金を多くすると。そうしてやっぱり善意の寄附に答えていく必要が、私、あると思うんです。

もう一回お尋ねですが、その経費の70%を引き下げて、実際に使う、まちづくり等に活用するお金の30%をぐっと引き上げていくと。このことについて町長の考えもう一回、さっきは何かしっくりこない答弁でしたが。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 私の意見がありますが、とりあえず担当課長に答弁させます。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） 委託業者への手数料等が高すぎないかという御指摘だと思います。

大手のこのふるさと納税運営サイトの中で、本町はJTBふるぽ、楽天新潮プレス、ふるなび三洋堂の3社と契約をしております。手数料につきましては15%から16%程度となっております。この業者を利用している自治体については、全て同一の事務手数料を支払っているところでございます。

その中で、JTBに関して言いますと、ふるさと納税サイト内のふるぽ内の広告、ふるさとチョイスの南種子町の管理、納税証明書の発行でありますとかワンストップ特例申請書の発送業務、ふるさと納税カタログの作成業務などが、この手数料の中に含まれているところでございます。

また、本町の地元特産品を初めとしたこの返礼品の広告につきましても、委託業者のこの手数料の中で年間を通して、随時インターネット上で行っているところでございまして、この広告を独自でやれば月に数百万程度かかるというのを聞いてございますので、現契約については、本町にとっては決してマイナスではないと考えております。

なお、参考までに申し上げますが、本町のトンミー市場の手数料につきましても、加工品の関係では町内業者は15%、町外業者については25%に設定をしているところでございます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 議員の質問についての端的な答弁としては、やっぱり一般財源を多く確保する方策としての一つのそれであるということは間違いないわけでありまして、私としてはそういうような理解をしております。

今後、国がきちんとした、法的に制定すると思っておりますので、その辺で疑惑をもたれないような、そういうふうなやり方というのは必要でありますから、また今回の場合でもこの辺でも1時間以上も時間を費やしていると思っておりますので、私としてもその辺も含んで町民にもアピールしながら、南種子町の、何ていうかやっぱりそんなことをしとってと言われたいような、そこはきちんと今後、内部的にも協議していきたいと、このように思います。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。7番、立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 私も一般質問で、このふるさと納税については質疑をしたわけですが、町長にお願いしたいのは、長崎県の平戸市、これがいい例でありますので、ぜひ職員を研修に行かせてもらいたいと思います。これも町民ができるだけわかるように、町外の方もわかるように、ちゃんとホテル、旅館等については、ふるさと

納税についての町長が冊子をつくって、私の町はこのようにしてふるさと寄附金を集めたんだというこの冊子がありますので、やっぱりこれ、地元も特産品を全国に売り出す、そして地元の生産者がもうかる、そして地元の市町が寄附金によって幾らかの財源をみつけるという方法をとっていますので、そのようなJTBとか楽天とか、全然向こうは頼りにしていません。だから、ぜひ勉強にやらしてください。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 今、議員の発言については、了承しました。

基本的には、全ての人、JTB、企業についても、地元の産品を全部やっているんです。八千数百人に対しては。この辺はこっちの方がやっているわけでありまして、その辺にいくと、安納芋とかっていうのは大変な数が出ているわけでありまして、そこは考え方によってもうちょっと、議会の場というよりも全体的な懇談の場で、現地とこっちとの話し合いの中でいけば、また理解が進むかもしれませんが、私としても違法的な点はやらせたくない、やったらこれはだめですから、私の性分としてそれは成り立たないので、そこは十分国のそれを見ながらまた県の指導があればそれも受け入れながら対応していきたいと。

今、立石議員から言われたことについては、即対応したいとこのように思います。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 次にいきます。

款の3民生費、6ページから9ページ、質疑はありませんか。7番、立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 8ページの児童福祉費、先ほどの総務課長の説明では、児童館のこの空調施設の経費を島間と荃永2カ所で計上しているということですが、実際何カ所あって、それでこの2カ所が完成すれば全館完備するのかどうか、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 各小学校区にありますので、8カ所ございます。

荃永の公民間の空調が故障していますので、それを入れかえる、それから島間の関係については、島間の公民館の設置する場所に空調を入れるようにしていますので、その2カ所で全児童クラブ空調が入るようになります。

○議長（小園實重君） 7番、立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） それから小西課長、その下の償還金利子のちょっと説明をお願いしたいんですが、前年度地域子ども・子育て支援事業国庫補助金精算返納金、これは国から補助金がきて、実績報告で返納することになっているのかどうか、それをちょっと説明をお願いします。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議員御指摘のとおりでございます。地域子ども・子育て支援事業というのは、保育所等に関する補助金でございます。前年度の分を翌年度に精算をするということになっております。

○議長（小園實重君） 7番、立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） それから、これは教育費ではありませんが、この空調施設関係でありますので、町長、教育長、昨日の南日本新聞を見たかどうか。大々的に載っておりますが、西之表市が小学校中学校の教室にクーラー設置ということで載っておりますが、私は、同僚議員の6月のこの一般質問、これに教育委員会が答弁しているのが、この教室の温度のはかり方、これが中平小では午後1時ごろ、これ資料はありませんが、あとは朝の10時ごろ、10時前後はかかっておると30度は超えておりませんという答弁であります。この児童クラブもやはり暑いからこのクーラー設置をしているんです。

だから、小さい子供とそれから児童生徒は若干違うかもしれませんが、この温度のはかり方の改善、それからやはり各学校のクーラー設置は今後急務な件ではないかと思いますが、きのうの新聞を見たかどうか、町長、教育長、答弁をお願いします。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 私は見ました。

○議長（小園實重君） 教育長、遠藤 修君。

○教育長（遠藤 修君） 私もその部分は見えております。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 次に、款の4衛生費、9ページから10ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 款の6農林水産業費、10ページから12ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 款の7商工費、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 款の8土木費、12ページから13ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 款の9消防費、13ページから14ページ、質疑はありませんか。
6番、上園和信君。

- 6番（上園和信君） 土木費もいいんですね。13ページからでしょう。
- 議長（小園實重君） 今、款の9消防費に入っております。
- 6番（上園和信君） 議長、今、13ページからということを行いましたけど。
- 議長（小園實重君） 13ページからの消防費の分です。総括でまたお願いできますか。
款の10教育費、14ページから15ページ、質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小園實重君） 款の12交際費、質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小園實重君） 款の13諸支出金、16ページ、質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小園實重君） 次に、歳入、款の1町税から款の20町債まで、一括して質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小園實重君） 次に、第2表、債務負担行為補正、質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小園實重君） 次に、第3表、地方債補正、質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小園實重君） 次に、全般にわたって質疑はありませんか。6番、上園和信君。
- 6番（上園和信君） またふるさと納税に戻りますが、寄附金で2億5,000万円、増額補正をしております。歳出を見ると、ふるさと納税の推進事業費の特定財源で2億1,700万円、これが計上されております。差額が3,300万円です。この差額が予算説明の概要説明によると、一般財源へ充当しているという説明であります、どのような費目に充当しているのかお尋ねいたします。
- 議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。
- 総務課長（高田真盛君） 昨日の質問の中でもありましたけども、ふるさと応援寄附金につきましては、寄附者のほうに4つの事業を指定しまして、どの事業でということによって申込みをしていただいているところです。何度も申し上げますけども、観光交流事業、それから教育文化に関する事業、それから福祉に関する事業、それから地域社会の実現に向けたまちづくり事業ということでしておりますので、それに関連する事業に振り分けをしているところであります。
- 議長（小園實重君） 6番、上園和信君。
- 6番（上園和信君） 予算書を見ると、ふるさと納税推進事業費、旅費、広告料、手数料はこれ、予算書に載っています。だからその、今、総務課長が説明した観光交流事業、福祉事業、どこの予算費目に充当しているんでしょうか。3,300万円。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 差額の3,300万余りですが、それについては、必要な財源として、基金から一応繰り入れをした状態でしております。

昨日も申し上げましたけども、全て寄附金のこの経費の残については一般財源化しておりますので、実際基金で充てていた分、そこのほうにも充当をしているところでもあります。

○議長（小園實重君） 6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） 基金は創設しているんですか。ふるさと納税の基金。その基金から充てたということですが、どの基金から。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 申しわけありません。ちょっと財源名を言っていませんでしたので。財政調整基金のほうに歳入で繰り戻しをしておりますが、当初そういうふうな一般財源がありませんでしたので、基金繰り入れをするということでしたので、今回財政調整基金のほうに2,737万円は一応繰り戻しをしたということです。

○議長（小園實重君） 6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） 私が聞いているのは、3,300万円をどの歳出の項目に振り分けたかということです。基金から何か支出しているからということですが、ふるさと納税の寄附金を、その財政調整基金に繰り入れるということが本来の姿ですか、町長。前もそういう事例がありましたよね。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 当初予算編成の段階で、財源がないということで、財政調整基金等を使って予算編成をしております。当然、その4つの事業を一応振り分けてはいるんですが、今回寄附額が多く出てきましたので、昨日の一般質問から言っているとおり、手数料等引いた残りの自主財源になる分については一般財源化して各事業に充当しておりますので、今回の補正についても同じように4つの事業に該当する費目のところに全て充当しているということになります。

○議長（小園實重君） 暫時休憩します。

————— . ——— . —————
休憩 午後 0時09分

再開 午後 0時15分
————— . ——— . —————

○議長（小園實重君） 休憩を閉じて再開します。

全般にわたってほかに質疑はありませんか。7番、立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 細かいことはもう言いたくありませんでしたが、4ページの企画費の目の賃金、この下に内訳が、離島甲子園の賃金、これはもう開催されているんですが、事前着工になるんじゃないですか。

○議長（小園實重君） 企画課長、小脇隆則君。

○企画課長（小脇隆則君） お答えをいたします。

この賃金については、離島甲子園の運営スタッフとして契約職員に協力をいただきましたので、その分の補正ということでございますが、時間外手当で職員手当のほうで70万ほど減額をしてございますが、これについては、職員の分がこれだけ執行の結果、不用額が残ったということで減額をするわけですが、当初の段階で契約職員の分の予算措置をしておりませんでしたので、今回お願いをするものでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小園實重君） 7番、立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 私は、理解はしているんです、理解は。だが、総務課長、こういうやり方でいいんですか。予算がないものを、委託職員で対応してお金を払っていない。こういう予算の組み方でいいんですか。副町長でもいいです。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） おっしゃるとおりでございます。

本来であれば、当初の段階で、職員の時間外手当を組む段階で、契約職員もそういう人員配置をするのであれば、当然組むべきでしたが、今回それを見落としていたということで、実際契約職員を使って時間外が発生しておりますので、その支払いをしないわけにはいきませんので、今回、まことに申しわけないんですが、こういう形で提案をさせていただいたところでありまして。

○議長（小園實重君） 5番、広浜喜一郎君。

○5番（広浜喜一郎君） 先ほど聞けばよかったんですけども、2点ほど伺います。

衛生費の医療対策費で、種子島産婦人科医院組合に123万2,000円の補正がありますけども、何かこう特別な負担が出てきたのかどうかということと、農林水産業費の堆肥センターの運営費で修繕費が140万補正されておりますが、今度は何が故障したのか教えていただきたいと思っております。

○議長（小園實重君） まず、保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 種子島産婦人科医院組合の負担金の123万2,000円でございますが、一部補助対応で運営をした分が、補助の期間が切れた関係で、1市2町で案分をして負担金を計上させていただいているところでございます。

○議長（小園實重君） 次に、総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 堆肥センター運営費の修繕費ですが、140万、ここに

つきましては、自走式の堆肥散布機マニアスプレッダ関係の足回りと散布部分の故障の修繕等になります。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号平成30年度南種子町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

暫時、休憩します。

—————・—————
休憩 午後 0時20分

再開 午後 0時21分
—————・—————

○議長（小園實重君） 再開します。

ここで、暫時休憩します。午後の再開は、午後1時30分とします。

—————・—————
休憩 午後 0時22分

再開 午後 1時27分
—————・—————

○議長（小園實重君） 休憩を閉じて再開します。

日程第10 議案第47号 平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
(第2号)

○議長（小園實重君） 日程第10、議案第47号平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議案第47号平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,991万1,000円を追加いたしまして、予算の総額を8億6,493万9,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

事項別明細書の主なものを、歳入から御説明申し上げます。

歳入の1ページをお願いします。

款の1、国民健康保険税につきましては、賦課更生によるもので、総額で473万4,000円を減額するものでございます。

款の6、県支出金につきましては、医療費給付分及び保険事業費分の普通交付金及び特別調整交付金2,721万4,000円を計上してございます。

款の8、財産収入は、国民健康基金の定期満期利息分でございます。

款の10、繰入金でございますが、保険基盤安定繰入金につきましては、賦課更生による減額でございます。

職員給与費等繰入金は、職員手当及び退職手当組合負担金に伴う増額でございます。

財政安定化支援事業繰入金につきましては、交付税措置額959万円の125%を繰り入れるものでございます。

次に歳出、2ページをお願いいたします。

款の1、総務費でございますが、職員手当等や国保情報データベースシステム改修委託に係るもので、53万2,000円を増額するものでございます。

款の2、保険給付費につきましては、直近の実績をもとに、療養諸費及び高額医療費の増額をするものでございます。

款の6、保健事業費につきましては、後期高齢者医療保険制度と連携した保健事業の取り組みを実施するため、高齢者元気づくり事業業務委託料等合わせて41万6,000円、特定健康診査等事業費といたしまして14万円の増額をするものでございます。

款の9、諸支出金につきましては、平成29年度の療養給付費等交付金及び特定健康診査・保健指導負担金の精算確定により、977万5,000円を追加するものでございます。

拠出金につきましては、国保直営診療施設整備分として345万6,000円、公立種子島病院組合事業へ繰り出しをするものでございます。

以上、説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号平成30年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第48号 平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（小園實重君） 日程第11、議案第48号平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。

建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） それでは、平成30年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明をいたします。第2号補正予算書をごらんください。

平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,935万5,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の主なものを、歳入から説明いたします。

1ページをお開きください。

まず、款の7繰越金ですが、平成29年度から繰越金が293万7,860円で確定したもので、193万7,000円の増額予算を計上するものです。

次に、2ページの歳出でございますが、款の1総務費、一般管理費で、職員手当等・共済費及び需用費について、所要額の増減に伴う補正であり、15万8,000円を減額補正するものであります。

次に、款の2事業費、簡易水道事業費、簡易水道施設費については、漏水工事のための委託料及び重機借り上げ料を増額補正するものです。また、工事費については、堂中野線配水管移設工事等の実績に伴う減額、老朽管取りかえ工事を計上する

ものでございます。

次に、中央統合簡易水道事業費については、用地取得がなかったため、公有財産購入費から普通旅費及び工事請負費に組み替えを行うものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号平成30年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第49号 平成30年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（小園實重君） 日程第12、議案第49号平成30年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議案第49号平成30年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2,528万8,000円を追加し、予算の総額を7億129万8,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

それでは、事項別明細書で主なものについて御説明申し上げます。

歳入の1ページをお願いします。

款の1保険料につきましては、更生によるもので、377万3,000円を増額するものでございます。

款の4国庫支出金、款の5支払基金交付金、款の6県支出金につきましては、介護給付費及び地域支援事業費の補正に基づき、それぞれ負担割合によって増額及び

減額をするものでございます。

2 ページ、款の10繰入金の減額につきましては、職員給与等の減額に伴うもの、介護給付費及び地域支援事業の補正に基づき、それぞれ負担割合によって増額及び減額するものでございます。

介護保険基金繰入金につきましては、平成29年度の介護給付費及び地域支援事業費の実績に伴い、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の精算返納が生じることから、基金から繰り入れるものが主な補正の内容でございます。

款の11繰越金46万4,000円につきましては、平成29年度決算確定予定により増額するものでございます。

次に、歳出の3 ページをお願いいたします。

款の1 総務費につきましては、共済費における退職手当組合負担金の減額、委託料の認定調査委託料の増額が主な補正の内容でございます。

款の2 保険給付費につきましては、今年度のこれまでの実績により、今後の所要額を算出し、それぞれ補正を行うものであり、地域密着型介護サービス給付費500万円の減額、施設介護サービス給付費で1,000万円の増額、居宅介護住宅改修費で50万円の増額でございます。

4 ページをお願いいたします。介護予防サービス給付費で500万円の減額、地域密着型介護予防サービス給付費で100万円の増額、介護予防福祉用具購入費で10万円の増額、介護予防住宅改修費で20万円の増額、市町村特別給付費の扶助費で120万円の増額をするものでございます。

款の5 地域支援事業費につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費の委託料及び負担金の増額、5 ページをお願いします。一般介護予防事業費の消耗品の増額、審査手数料の手数料の増額、総合相談事業費の燃料費の増額、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の消耗品の増額、任意事業の扶助費の減額、在宅医療・介護連携推進事業費の燃料費の増額、地域ケア会議推進事業費の報償費及び費用弁償の増額が主な補正の内容でございます。

次に6 ページ、款の8 諸支出金、償還金の2,042万7,000円につきましては、平成29年度の介護給付費及び地域支援事業費の精算に伴い、国、支払基金、県への返納が生じるため増額補正するものでございます。

その他会計繰出金33万2,000円につきましては、平成29年度職員給与費等繰入金精算に伴う一般会計への返納金でございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号平成30年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第50号 平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算
(第2号)

○議長（小園實重君） 日程第13、議案第50号平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 議案第50号平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ118万7,000円を追加し、予算の総額を9,046万2,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

事項別明細書の主なものを、歳入から御説明申し上げます。

歳入の1ページをお願いいたします。

款の1 後期高齢者医療保険料につきましては、賦課更生によるもので、総額で191万2,000円を減額するものでございます。

款の4 繰入金につきましては、退職手当組合負担金等に伴う増額でございます。

款の5 繰越金でございますが、平成29年度決算に伴います前年度繰越金191万2,000円を追加するものでございます。

款の6 諸収入につきましては、高齢者元気づくり事業による後期高齢者医療制度特別対策補助金及び保険料軽減見直し負担金による高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の追加をするものでございます。

次に、歳出2ページをお願いいたします。

款の1総務費でございますが、共済及び高齢者元気づくり事業費事業業務委託による増額でございます。

以上、簡単でございますが説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号平成30年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

散 会

○議長（小園實重君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、9月21日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 1時44分

平成30年第3回南種子町議会定例会

第 3 日

平成30年9月21日

平成30年第3回南種子町議会定例会会議録

平成30年9月21日（金曜日） 午前10時04分開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 認定第1号 平成29年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成29年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成29年度南種子町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 平成29年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 平成29年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 委員長報告（所管事務調査）
- 日程第7 発言取り消し申し出について
- 日程第8 発言取り消し申し出について
- 日程第9 閉会中の継続審査申し出
- 日程第10 閉会中の継続調査申し出
- 日程第11 議員派遣
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（9名）

1番	河野浩二君	2番	柳田博君
3番	大崎照男君	4番	塩釜俊朗君
5番	広浜喜一郎君	6番	上園和信君
7番	立石靖夫君	9番	西園茂君
10番	小園實重君		

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長 濱 田 広 文 君 書 記 長 田 智 寛 君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	名 越 修 君	副 町 長	長 田 繁 君
教 育 長	遠 藤 修 君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	高 田 真 盛 君
会計管理者 兼会計課長	小 川 ひとみ さん	企 画 課 長	小 脇 隆 則 君
保健福祉課長	小 西 嘉 秋 君	税 務 課 長	小 脇 秀 則 君
総合農政課長	羽 生 幸 一 君	建 設 課 長	向 江 武 司 君
保 育 園 長	園 田 一 浩 君	教育委員会 社会教育課長	松 山 砂 夫 君
教育委員会管 理課長兼給食 センター所長	島 崎 憲一郎 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	古 市 義 朗 君

△ 開 会 午前10時04分

開 議

○議長（小園實重君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第1 認定第1号 平成29年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第2 認定第2号 平成29年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第3 認定第3号 平成29年度南種子町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 認定第4号 平成29年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 認定第5号 平成29年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（小園實重君） 日程第1、認定第1号平成29年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定から日程第5、認定第5号平成29年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定までの5件を一括上程します。

この決算認定議案5件については、議会運営委員会の決定により、後もって決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることとしておりますので、説明と質疑は総括的に行います。

認定第1号から認定第5号まで、順番に説明を求めます。

初めに、認定第1号平成29年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について、総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 認定第1号平成29年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

それでは、決算書の95ページをお開きください。

決算額につきましては、歳入総額で57億7,681万3,795円、歳出総額で57億3,085万9,624円、歳入歳出差引残額は4,595万4,171円の黒字となりました。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費が12万1,000円でありますので、差し引いた実質収支額は4,583万3,171円の黒字決算となっております。

さらに、地方自治法並びに地方財政法の規定に基づく財政調整基金への積み立てを2,500万円いたしましたので、翌年度繰越額は2,083万3,171円となったところであります。

決算額の前年度比については、歳入総額で3億8,084万8,000円、7.1%の増、歳出総額で4億485万3,000円、7.6%の増となっております。

それでは、お手元に配付しております、A4サイズ横3枚つづりの平成29年度一般会計決算説明資料に基づいて御説明を申し上げます。

この資料の数値につきましては、地方財政状況調査の数値を引用しているため、決算額及び決算区分が決算書と異なる部分がありますので、その点については御理解をお願いいたします。

それでは、資料の1ページの歳入について御説明いたします。

まず、地方税については7億8,739万2,000円で全体の13.6%を占めており、前年度比で122万1,000円、0.2%の減となっております。

科目別では、町民税が914万9,000円、4.1%の増となり、固定資産税は827万6,000円、1.7%の減となっております。

次に、地方交付税については23億5,501万7,000円で、全体の40.8%と高い割合を占めており、前年度比で1,516万1,000円、0.6%の増となっております。

普通交付税の減については、基準財政需要額の単位費用見直しや平成17、18年度発行の辺地対策事業債の償還終了などが主なものであります。

特別交付税の増については、地域おこし協力隊関連経費などが対象となったことが主な要因と考えております。

次に、国庫支出金については5億3,290万4,000円で、前年度比で1,730万1,000円、3.4%の増となっており、スクールバス等購入費補助金、社会資本整備総合交付金となっております。

次に、県支出金については3億7,299万4,000円で、前年度比で9,552万5,000円、20.4%の減となっており、地域振興事業補助金、種子島周辺漁業対策事業補助金となっております。

次に、寄附金については5億606万7,000円で、前年度比で3億382万3,000円、150.2%の増となっており、ふるさと応援寄附金の増によるものであります。

次に、諸収入については1億8,842万7,000円で、前年度比で4,500万7,000円、31.4%の増となっており、主なものとしては、県市町村振興協会市町村交付金、スポーツ振興くじ助成金などであります。

次に、地方債については6億8,800万5,000円で、前年度比で8,646万4,000円、14.4%の増となっており、西野小学校建設事業債、通学バス施設整備事業債、廃棄物処理施設整備事業債などであります。

次に、歳出について説明いたします。資料については、2ページが目的別による決算額、3ページが性質別による決算額となっております。

歳出の説明につきましては、性質別による決算額で御説明申し上げますので、3ページをお開きください。

まず、義務的経費については総額で20億4,196万5,000円となっており、全体の35.6%を占めております。このうち、人件費については9億9,018万6,000円、構成比で17.3%、前年度比で767万3,000万円、0.8%の増となっております。

扶助費については3億1,143万2,000円、構成比で5.4%、前年度比で6,152万1,000円、16.5%の減となっており、臨時福祉給付金事業の減が主な要因となっております。

公債費については7億4,034万7,000円、構成比で12.9%、前年度比で2,015万円、2.8%の増となっております。これは平成25年度に借り入れた広田遺跡ミュージアム、防災無線・消防無線デジタル化事業の元金償還金が始まったことが主な要因となっております。

次に、投資的経費については総額で9億7,765万1,000円となっており、全体の17.1%を占めております。このうち、普通建設事業費については9億5,090万4,000円、廃棄物処理施設整備事業、西野小建設事業、テニスコート改修事業、社会資本整備総合交付金を活用した各事業などであります。

次に、物件費を初めとするその他の経費については総額で27億1,124万4,000円となっており、全体の47.3%を占めております。このうち、物件費については12億2,501万9,000円、構成比で21.4%、前年度比で2億1,523万5,000円、21.3%の増となっております。主なものとしては、ふるさと納税受注管理業務委託、一般廃棄物処理施設運営費などであります。

維持補修費については1,368万9,000円で、主なものとしては、町道・農道の維持管理費、公営住宅や小中学校施設の維持管理費などであります。

補助費等については9億1,682万1,000円、構成比で16.0%となっており、主なものとしては、一部事務組合に対する負担金、各種団体等への補助金等であります。

操出金については4億4,750万5,000円、構成比で7.8%となっており、各特別会計への繰り出し分であります。

次に、各財政指数の状況について御説明申し上げます。4ページをお開きください。

財政力指数は、3カ年平均で0.25となっております。

経常収支比率については、93.8%となっております。

次に、地方債の平成29年度末現在高については、前年度より943万円の減となっており、総額で64億8,876万6,000円となっております。

次に、積立金の平成29年度末現在高については、前年度より1億1,270万7,000円

の増となっており、総額で21億3,782万1,000円となっております。このうち、財政調整基金が10億6,004万6,000円、減債基金が4億2,327万7,000円となっております。

次に、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、黒字か赤字かを判断する指標のことでありまして、平成29年度は黒字決算でありますので、数値の記載はございません。

次に、実質公債費比率については、一般会計等が負担する元利償還金と公営企業の償還に充てたと認められる操出金、組合等が起こした地方債の償還に充てたと見られる負担金・補助金などの標準財政規模に対する比率のことでありまして、3カ年平均で12.5%、単年度で13.2%となっているところであります。

最後に、将来負担比率については、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のことでありまして、44.8%となっているところであります。

平成29年度については、これら4つの指標とも早期健全化基準及び財政再生基準よりも低くなっており、健全な財政運営がなされていると判断をしているところでありますが、今後も各指標の分析をしながら、引き続き健全な財政運営に努めていきたいと考えております。

以上、決算の概要について説明を終わりますが、細部にわたりましては、この後に設置されます決算審査特別委員会の審査において、各課から詳細な説明がありますので、よろしくお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（小園實重君） 次に、認定第2号平成29年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 認定第2号平成29年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、概要を御説明申し上げます。

決算書の114ページをお願いいたします。

決算額でございますが、歳入総額で10億1,814万9,787円、歳出総額で10億1,324万9,844円、歳入歳出差引残額489万9,943円となりました。

歳入歳出差引残額につきましては、地方自治法の規定により、国民健康保険基金へ全額、積み立てを行ったところでございます。

決算額の対前年比較でございますが、歳入総額でマイナス3.8%、4,040万3,016円、歳出総額でマイナス1.9%、1,972万9,723円の減額となったところでございます。

歳入の減額の主なものにつきましては、療養諸費交付金や共同事業交付金の減額等によるものでございます。

歳出の減額につきましては、保険給付費の療養諸費や高額療養費等が主なものとなっております。

医療費の状況でございますが、保険給付費を前年と比較しますと、療養諸費はマイナス7.6%、3,288万7,366円の減額となっております。高額療養費はマイナス20.4%、1,647万1,674円の減額となっております。

国保被保険者は、前年より107名、35世帯減少し、1,052世帯、1,703人となっております。加入割合は1.64%減となり、30.22%となっております。

また、一般被保険者の入院日数は469日、1日当たりの費用額は15円の減となっている状況であります。入院外では821日減っているものの、1日当たりの費用額は98円増となっております。

国保被保険者数は、減少傾向にあるものの、高齢化の進行や医療費の進歩により一人当たりの医療費は増加傾向にあるところでございます。

本町におきましても、健康課題を解決するための対策を行い、特定健診受診率向上を初め、人間ドック、がん検診への助成、さらに生活習慣病一次予防、及び重症化予防の取り組みを行うなど、被保険者の健康づくりと医療費の適正化を図ってまいります。

国保税の収納状況につきましては、現年度分で94.41%、前年度比較1.35%の増、過年度分で13.81%、前年度比較で18.39%の減となっております。

被保険者の所得状況につきましては減少傾向にあり、本町の農業者の収入ベースを見てみますと、申告者は941人、全体収入額27億8,327万円で、前年と比較すると申告数者で31名の減、収入額では1億9,269万円の減、率で6.74%減少したところでございます。これは相次ぐ台風の影響による農作物、特にきび・甘しょの減収が主な要因となったものと考えております。

以上で概要の説明を終わります。細部につきましては決算審査特別委員会において報告いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（小園實重君） 次に、認定第3号平成29年度南種子町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） それでは、認定第3号平成29年度南種子町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、御説明いたします。

決算書の124ページをお願いいたします。

決算額は、歳入総額で4億1,443万9,262円、歳出総額は4億1,150万1,402円、歳入歳出差引残額は293万7,860円となり、その全額を翌年度に繰り越したところであります。

決算額の前年度比較では、歳入総額で3,731万2,409円、8.3%の減、歳出総額で

3,823万8,476円、8.5%の減と、それぞれ減額となったところであります。

それでは、決算の概要について御説明いたします。

まず、歳入についてであります。決算書118ページをお願いいたします。

使用料及び手数料は1億3,563万4,976円、前年度比で2,370万9,305円、21.2%増となっております。これは水道使用料金改定により収納額が増額したことによるものであります。

分担金及び負担金は70万円で、前年度比64万円、52.2%の減となっております。

国庫支出金は、中央統合簡易水道事業国庫補助金で8,636万8,000円となっております。

次に、119ページ、県支出金ですが、衛生費委託金で権限移譲事務交付金として11万1,000円となっております。

繰入金ですが、6,342万6,662円で、前年度比195万5,350円、3.0%減となっております。

繰越金でございますが、201万1,793円で、前年度比315万7,437円、61.1%減となっております。

同ページから120ページの諸収入でございますが、1,358万2,436円で、前年度比1,138万3,678円、517.7%増となっております。これは雑入の消費税還付金や改良工事に伴う、配水管移転補償費の増が主な要因であります。

町債であります。1億1,260万円で、前年度からいたしますと3,140万円、21.8%減となっております。これは中央統合簡易水道事業の事業費減額に伴う事業費起債額減額によるものであります。

次に、121ページの歳出でございます。

総務費は8,500万5,677円で、前年度からいたしますと358万7,792円、4.1%減となっております。委託料や消費税の減が主な要因となっております。

次に、122ページをお願いいたします。

事業費は2億5,003万5,001円で、前年度からいたしますと3,651万5,946円、12.7%減となっております。中央統合簡易水道事業費の減が要因となっております。

公債費は7,645万5,351円で、前年度からすると185万9,889円、2.5%の増となっております。

以上で、決算の概要の説明を終わりますが、詳細内容につきましては、この後設置されます決算審査特別委員会の決算審査におきまして、資料を添えて御説明申し上げますので、認定方よろしくお願いを申し上げます。

以上で、説明を終わります。

○議長（小園實重君） 次に、認定第4号平成29年度南種子町介護保険特別会計歳入歳

出決算認定について、保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 決算認定第4号平成29年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算書の144ページをお願いいたします。

歳入総額で6億5,959万2,539円、歳出総額で6億5,882万7,674円、歳入歳出差し引き76万4,865円となりました。その全額を翌年度に繰り越したところでございます。

決算額の前年度比較につきましては、歳入総額で888万877円、歳出総額で889万2,249円、それぞれ増額となったところでございます。

概要といたしましては、平成27年度を初年度とした第6期介護保険事業計画に基づき、事業を進めてまいったところでございます。平成30年3月末現在の要介護・要支援認定者数は303人となっております。うち、要支援・要介護1の者が110人で認定者全体の約36.3%を占めたところでございます。

認定者のサービス利用実績でございますが、全体件数で7,673件であり、内訳として、訪問・通所系サービス2,368件30.9%、在宅介護支援1,967件25.6%、福祉用具貸与1,217件15.9%、地域密着型サービス1,122件14.6%、短期入所サービス502件6.5%、施設サービス412件5.4%などが主なものとなっております。

また、保険給付費は5億5,452万1,521円、前年度対比で811万2,384円、1.44%の減額となっております。

保険料の徴収実績でございますが、現年度で99.68%、滞納繰越分20.26%、全体で97.31%となったところでございます。

以上、概要について説明を終わります。細部については決算特別委員会において報告いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（小園寛重君） 次に、認定第5号平成29年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について、保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 認定第5号平成29年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について、概要を御説明申し上げます。

それでは、決算書の152ページをお願いいたします。

決算額でございますが、歳入総額で8,816万1,410円、歳出総額で8,614万9,087円、歳入歳出差引残額の201万2,323円につきましては全額、翌年度へ繰り越したところでございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料の現年度分で4,411万8,015円の収入となっております。収入未済額が51万2,985円、徴収率が98.85%となったところでございます。

一般会計からの繰入金は、事務費等繰入金及び保険基盤安定繰入金を含め3,948万807円となっております。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金7,764万4,807円、総務管理費697万972円が主なものでございます。

以上で概要の説明を終わります。細部につきましては決算審査特別委員会において報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたって各会計ごとに行います。

初めに、一般会計歳入歳出決算について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

次に、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

次に、介護保険特別会計歳入歳出決算について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

次に、後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号から認定第5号までの決算認定議案5件については、6名の委員で構成する平成29年度決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託して閉会中の継続審査としたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第5号までの決算認定議案5件については、6名の委員で構成する平成29年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。平成29年度決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、河野浩二君、大崎照男君、立石靖夫君、柳田博君、塩釜俊朗君、上園和信君を指名したいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、平成29年度決算審査特別委員会の委員は、河野浩二君、大崎照男君、立石靖夫君、柳田 博君、塩釜俊朗君、上園和信君を選任することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。休憩中に、ただいま設置されました特別委員会の正副委員長の選出をお願いします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時47分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

特別委員会の正副委員長が決定した旨報告がありましたので、お知らせします。平成29年度決算審査特別委員会の委員長に塩釜俊朗君、副委員長に柳田 博君。以上、お知らせします。

日程第6 委員長報告

○議長（小園實重君） 日程第6、委員長報告の件を議題とします。

産業厚生委員会の所管事務調査の報告について、産業厚生委員長の報告を求めます。産業厚生委員長、上園和信君。

[上園和信産業厚生委員長登壇]

○産業厚生委員長（上園和信君） 産業厚生委員会が、閉会中の所管事務調査として申し入れておりました、南種子町堆肥センターの運営に関する調査の経過と結果について報告します。

この調査は、堆肥センターの経営の安定化を図り、あわせて、良質な堆肥の増産と農・畜産業の振興に資することを目的とするものであります。

当委員会は平成30年5月28日、堆肥センターで委員全員出席のもと、センターを所管する総合農政課羽生課長、稲子課長補佐兼畜産施設担当、三山畜産振興係長の3人に出席要請し、所管事務調査を実施しました。

まず、堆肥センターの牛ふん、生ごみ、剪定枝などの原料受け入れから、混合、発酵、切り返し、製品処理、出荷までの製造工程の流れについて羽生課長の案内で施設内を見学。その後、会場を堆肥センター事務所に移し、堆肥センターの現状について説明を受けたところであります。

堆肥センターは、資源循環型畜産確立対策事業を導入し、平成21、22年度の2カ年事業で建設、堆肥製造は平成22年10月から開始。生産目標はばら堆肥1,694トン、

袋堆肥423トンの計2,117トンであったが、平成29年度実績で1,477トン、目標を640トン下回りました。原料は平成29年度実績で、牛ふん2,665トン、生ごみ334トン、わらや剪定枝など457トンの合計3,457トンを受け入れました。

平成29年度堆肥製造、販売実績は、ばら堆肥1,255トン、袋堆肥2,797袋で、販売量は1,477トン。内訳はばら堆肥1,435トン、袋堆肥42トンの状況。収支は、堆肥売払金1,118万7,288円に対し、支出合計2,287万2,200円で、差し引き1,168万4,912円の赤字となる見込みです。

決算状況を年次別に見てみると、平成23年度582万6,125円、24年度1,290万9,822円、25年度1,191万2,437円、26年度1,446万3,914円、27年度2,147万4,827円、28年度1,458万5,093円の赤字を計上しております。

堆肥は、「かんとりスーパーバイオ有機みなみ1号」の名称で、15キロ入り一袋350円、500キログラム入りフレコン4,500円、ばら1,000キログラム当たり9,000円、機械散布1トン当たり1,000円で販売しているとの説明であります。

質疑は、「牛ふん受け入れ状況は」「29年度実績で、個人17人、中種子の260トン」。「はかまの回収状況は」「当初は回収していたが、株を傷めてしまうということで減ってきた、昨年は1から2町歩集めた」。「センター職員、人的に足りているか」「ことし2月中旬までは4人体制だった。製造の主軸を担っていた契約職員が急遽退職し、現在は3人体制。散布等考えればあと1人は必要。赤字運営だが、最低1人は正規職員の採用をと考えている」。「堆肥の利用、ペレットが使いやすく農家の要望もある。ペレット化の方向性は考えていないか」「なぜ当初からペレットマシンを入れなかったのかと思う。入れる方向で検討している。3、4年前に中種子町に農協が入れたのが3,000万円、できれば畜産事業でと考えている」。

当委員会は7月30、31日の2日間、全委員が出席し、堆肥センター運営と生ごみ、一般廃棄物処理に係る先進地視察を実施しました。

30日は羽生総合農政課長、稲子課長補佐兼畜産施設担当も同行し、霧島市牧園町の山之上商事、宮崎県都城市の南国興産株式会社を視察しました。

まず山之上商事を訪問、堆肥センターの粉堆肥を一部ペレット化してほしいとの農家からの要望があることから、ペレットマシンを実際に体験することを目的とするものであります。

同社社長と2人の社員が対応、ペレットマシンの機械や構造についての詳細な説明が行われ、持参した堆肥センターの粉堆肥をこのマシンにかけ、ペレット化する実演も行われ、粉堆肥が立派にペレット堆肥化されることが確認できました。

次は、南国興産株式会社、道辻取締役肥料部長、坂梨営業課長、増田営業課長補佐の3人が対応、会社2階会議室で事業の概要説明があり、当社は農畜産分野から

生まれる副産物を肥料、飼料、油等へ再生するレンダリング事業、悪臭や環境汚染にもなっている鶏ふん及び畜ふんを燃焼して発電するボイラーの設置、その熱源を利用した飼料製造装置の導入等、環境、施設の近代化を図りながら、資源循環型社会の構築を目指している。

主な事業は畜産用の飼料事業、植物や環境にも優しい発酵肥料、配合肥料、液肥製造の肥料生産、養豚、養鰻事業等昼夜を通じて事業活動を行っているとの説明を受け、その後、工場内の見学を行ったところです。

31日は大崎町に移動し、まず大崎有機工場を視察しました。運営は民間の「そうりサイクルセンター」に委託。原料の受け入れから堆肥の製造、製品化、販売まで社員2人体制で対応している。原料は道路清掃等から出る草や木などの剪定枝、一般家庭、事業所から排出される生ごみなどで、持ち込み料は大崎町民は無料、事業系の者は有料で、草木はキロ当たり14円、生ごみはキロ当たり16.5円、処理量は生ごみ月100トンほどで年間1,200トン、草木が2,000トン程度となっている。特に、生ごみについては、ビニールやナイロン、紙類、空き缶などの異物の混入もあり、搬入された時点で手作業で取り除き、業者にも除去をお願いしている。それでも完全ではないので、ふるいにかけた分別と、ベルトコンベアの先に強力な磁石を取り付け取り除いている。余りにも多い場合は、写真を撮り、その自治会に対し受けとれない旨を伝え、生ごみを容器ごと返却するなどして指導を徹底している。住民や事業所に対しても、異物が入らないよう徹底して指導している。

生ごみを粉砕する際乳酸菌を混ぜ、次に、生ごみと粉砕した草や木、チップを同量混ぜ、発酵温度は80度程度、切り返しはふるいにかけるまで4回から5回、週に1回程度行い、約5カ月程度かけ製品化している。

堆肥製造は月30トンほど、堆肥販売金額はキロ当たり5円、トン当たり5,000円、袋堆肥は5キログラム入り100円、15キログラム入り300円で販売している。

有機工場の第一の目的は、生ごみや草木の処理で、堆肥は副産物とのこと。工場の休みは日曜日のみ。埋め立て処分場やリサイクルセンター負担金は収集から処理費用含めて1億円、生ごみだけだと年間1,000万円から1,500万円を負担しております。

生ごみ等堆肥化の工程は、生ごみ、草や木を回収所に出す。それを収集業者が回収し大崎有機工場に運び、生ごみなどを破碎して、スパンに投入、水分を調整しながら切り返しを繰り返し、異物を除去して製品化、袋詰めにして完熟堆肥「環ちゃん」の製品名で販売しているとの説明でありました。

次に、そうりサイクルセンターを視察しました。対応はリサイクルセンター職員、センターの施設内を見ながらの説明でした。

大崎町を初め曾於地区から排出される空き缶、ペットボトル、瓶類、紙類、プラスチック、廃油、雑金属などの一般廃棄物がここに集められ、処理しており、99.9%がリサイクルされている。センター職員は10人、シルバー人材センターから10人派遣していただき、20人体制で運営しているとのことであります。

施設見学の後、センター2階事務所に移り、大崎町役場住民環境課環境対策係、東平正孝主事から、大崎町の環境行政への取り組みについての説明がありました。

大崎町は人口1万3,277人、世帯数6,743戸、面積100.67平方キロメートル、主な産業は農業、ごみリサイクル10年連続日本一の町で、焼却施設のない町として知られている。ごみ分別のきっかけは、埋め立て処分場の残余年数が逼迫し、焼却炉の建設か、新たな埋め立て処分場建設かの課題に直面、建設費や維持費等の問題から、ごみ分別を徹底し、既存の埋め立て処分場の延命化を図っていくことに決定。

大崎町には150の地域があり、ごみ分別の取り組みとしては、行政は法令等の整備、分別品目やごみ出し日、時間、場所、収集ルートを決め、収集したごみの最終処分先の確保に努め、150の地域リーダーや学校での指導、イベントでの指導を徹底して行っている。

住民の役割として、家庭や事業所ごみは完全に27品目に分別し、家庭ごみは決められた収集場所へ、事業所ごみは収集業者が回収してリサイクルセンターへ持ち込み、センターで処分、処理しています。

年間ごみ収集等委託料は大崎町分だけで1億円。また、大崎町は、家庭ごみを収集場所に排出することが困難なひとり暮らしの高齢者を対象に「ゴミ出し困難者対策事業」を実施しており、利用者は50人ほど、委託先はリサイクルセンター、年間委託料は100万円との説明でありました。

関係先の調査を終了し、以上の調査結果を踏まえ9月13日、産業厚生委員会を開いて、次のとおり意見の集約を行いました。

一つ、道路清掃時に伐採した草や木、生ごみやさとうきびはかま、稲わらなどの原料確保に努め、堆肥の需要に応えるため供給量をふやし、堆肥の増産体制に取り組むこと。

一つ、生ごみ、堆肥の原料として大いに活用すべきだと考える。ビニールやナイロンなどの異物の混入を防ぐための徹底した指導と除去対策に取り組み、生ごみを活用した良質な堆肥製造に努めること。

一つ、堆肥化処理用として購入した大型重機類、使用せずに放置しているものが見受けられる。必要な整備を行い大いに活用し、堆肥製造に努めること。

これを当議会の意見として、執行当局へ申し入れることが適当であると決定した次第であります。議長においてよろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

以上で産業厚生委員会の所管事務調査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（小園實重君） これで、所管事務調査に係る委員長の報告を終わります。

ただいま報告のありました委員会の意見につきましては、議会の意見として執行当局に申し入れることとしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の意見を議会の意見として執行当局に申し入れることに決定しました。

日程第7 発言取り消し申し出について

○議長（小園實重君） 日程第7、発言取り消し申し出についてを議題とします。

西園 茂君から、9月12日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって、発言の内容が不適切でありましたので、お手元に配付しました発言取り消し申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、西園 茂君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

日程第8 発言取り消し申し出について

○議長（小園實重君） 日程第8、発言取り消し申し出についてを議題とします。

名越 修町長から、9月12日の会議における発言について、発言の内容が不適切でありましたので、お手元に配付しました発言取り消し申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。7番、立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） この答弁取り消しの理由について、町長の答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 文面でおわかりのとおり、まことに不適切な発言、答弁であったと深く反省をしている次第であります。今後、やはり議員の意見を真摯に受けとめて、こういうことがないように留意して対応してまいりたいと思います。

○議長（小園實重君） 7番、立石靖夫君。

○7番（立石靖夫君） 私は、本会議での答弁でありますので、この答弁取り消しじゃなくて、陳謝という形でもいいんじゃないかと、このように思うわけですが、私になぜこれにこだわるかというのは、今まで私が一般質問するとき、質問内容に的確に答弁をしてくださいというお願いをして私は一般質問をしていると思うん

です。そういうこともあるし、また、一般質問が出されたときに各課長、係長、一般質問をする議員の自宅に来て、どういう内容であるのかどうか、調査をすると思います。そういうことで答弁書を作成していると思うんですが、これは、この課長の答弁書以外に町長の私見であったのかどうか、この2点を、陳謝でいけないのか、それともう一つは、課長、係長の一般質問の調査に対して的確に答弁すべきでないかというのが私の考えですが、この2点について、町長の答弁を求めます。

○議長（小園實重君） 町長、名越 修君。

○町長（名越 修君） 最初申し上げましたように、やはり、議員のおっしゃるとおりでございますから、真摯に受けとめて、こういうことがないように反省をして、やっぱり今後対応していきたいというのが私の考えでありますので、陳謝も合わせて、今ここで陳謝をしている状況だと思っておりますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○議長（小園實重君） 申し出を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、名越 修町長からの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

日程第9 閉会中の継続審査申し出

○議長（小園實重君） 日程第9、閉会中の継続審査の申し出の件を議題とします。

委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第10 閉会中の継続調査申し出

○議長（小園實重君） 日程第10、閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり、閉会中の
継続調査とすることに決定しました。

日程第11 議員派遣

○議長（小園實重君） 日程第11、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配りました議員派遣のとおり、派遣したいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、派遣する
ことに決定しました。

閉 会

○議長（小園實重君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成30年第3回南種子町議会定例会を閉会します。御苦労さま
でした。

閉 会 午前11時12分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 小 園 實 重

南種子町議会議員 河 野 浩 二

南種子町議会議員 柳 田 博